

## 「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する 取りまとめ（第2次）（案）」に対する意見募集の結果

- 意見募集期間：令和5年9月7日（木）から令和5年9月28日（木）まで
- 提出意見件数：109件（放送関係事業者等：69件、その他法人・団体：13件、個人：27件）
- 意見提出者：

### ○ 放送関係事業者等 【69件】 （意見提出順）

（一社）日本民間放送連盟、（株）エフエム東京、RKB毎日放送（株）、日本テレビ放送網（株）、（株）熊本県民テレビ、東海テレビ放送（株）、讀賣テレビ放送（株）、（株）BS日本、（株）J-WAVE、中京テレビ放送（株）、石川テレビ放送（株）、（株）仙台放送、（株）テレビ金沢、（株）山梨放送、（株）MBSメディアホールディングス、（株）毎日放送、テレビ大阪（株）、北日本放送（株）、（株）福島中央テレビ、（株）ニッポン放送、朝日放送テレビ（株）、（株）IBC岩手放送、北海道文化放送（株）、（株）テレビ朝日ホールディングス、山口放送（株）、（株）テレビ愛媛、長崎放送（株）、（株）放送衛星システム、（株）テレビ北海道、（株）鹿児島讀賣テレビ、JCOM（株）、（株）テレビ西日本、札幌テレビ放送（株）、（一社）衛星放送協会、日本放送協会、（株）TBSテレビ、関西テレビ放送（株）、高知さんさんテレビ（株）、（株）福岡放送、（株）テレビ東京ホールディングス、（株）STVラジオ、（株）静岡第一テレビ、中部日本放送（株）、（株）CBCテレビ、（一社）日本ケーブルテレビ連盟、西日本放送（株）、（株）宮城テレビ放送、北海道テレビ放送（株）、南海放送（株）、四国放送（株）、（株）テレビ新潟放送網、広島テレビ放送（株）、日本海テレビジョン放送（株）、（株）フジ・メディア・ホールディングス、（株）フジテレビジョン、（株）鹿児島放送、（株）

ビーエスフジ、(株) テレビ信州、(株) 高知放送、鹿児島テレビ放送(株)、北海道放送(株)、(株) テレビ大分、スカパーJSAT(株)、福井放送(株)、(株) テレビユー山形、(株) 長崎国際テレビ、(株) 大分放送、(株) アール・エフ・ラジオ日本、ひらたCATV(株)

○ その他法人、団体 【13件】 (意見提出順)

中嶋電子工業、日本電気(株)、(一社) 日本新聞協会メディア開発委員会、放送の自由は大事やないか研究会、(株) 日本経済新聞社、KDDI(株)、(株) 電通、ソフトバンク(株)、東日本電信電話(株)、(株) ワイズ・メディア、(株) 読売新聞グループ本社、(株) 博報堂DYメディアパートナーズ、西日本電信電話(株)

○ 個人 【27件】

※ 次ページ以降では、公共放送ワーキンググループ取りまとめ(案) 及び放送業界に係るプラットフォームの在り方に関するタスクフォース取りまとめ(案) に対する意見のみを抜粋。

No	意見【意見提出者名】	本検討会の考え方	修正の有無
別添2 公共放送ワーキンググループ 取りまとめ			
1. はじめに			
111	<p>○ 取りまとめ案で、NHKのインターネット業務を必須化し、新たにネットから費用負担を求めるといふ、抜本的な制度改正を提言した。しかし、国民・視聴者の最大関心事である受信料制度、ガバナンス、これまでのNHKによるネット任意業務などについての議論、検証が不十分のまま、結論を急いだ印象は拭えない。検討すべき課題が山積し、懸念が解消されない中でのネット必須化には強く反対する。</p> <p>事実上、今後のNHKの在り方を決定する重要な有識者会議にもかかわらず、ネット必須化に異を唱える委員はほぼ皆無で、議論は低調だったと言わざるを得ない。当初から、必須化を推進する総務省が主導した「結論ありき」の会議だったのではないか。今後もこのような手法を繰り返せば、放送行政、延いては政府の有識者会議に対する国民の信用を失いかねない。総務省に猛省を促すとともに、今後は公平な人選・会議の運営を強く求める。</p> <p>そもそも、ネット業務の必須化は放送法改正だけで対応が可能なのか。放送法が想定する二元体制はNHKと民放だけだが、インターネット世界のプレーヤーは、新聞、通信、出版などを含んでおり、ネット世界は「より大きな二元体制」(NHKとNHK以外の全メディア)と言える。しかし、放送法の枠組みだけで改正してしまえば、NHKと民放以外のメディアは法の枠外に置かれ、放置される恐れがある。今後は、総務省、放送法の枠組みを超えた幅広い視点に立った議論をするべきだ。</p> <p>総務省は、NHKに対し、近く公表する次期中期経営計画(案)で、現在検討中のネット必須業務の具体的な内容に加えて、潤沢な受信料収入があるにもかかわらず、膨れ上がる事業規模との均衡をいかに確保するか、相次ぐ不祥事へのガバナンス強化策などについて、国民・視聴者に丁寧な説明をするよう求めるべきだ。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社読売新聞グループ本社】</p> <p>○ NHKはんには2つの顔がある。「報道機関たる放送事業者」の顔と「放送</p>	<p>本検討会においては、新聞業界を含む関係者の意見を丁寧に聴きつつ、議論を重ねてきたところであり、また、業界の問題としてのみとらえるのではなく、国民・視聴者の視線を常に意識して受信料制度を含め検討を進めてまいりました。</p> <p>受信料により支えられているNHKは、競争評価の仕組みをより公正かつ客観的なものとする中で、民間放送事業者や新聞社・通信社等の関係者の理解を得つつ、国民の知る権利にとってマイナスとなる事態を厳に回避することが必要であり、競争評価の仕組みは、まず、NHKが原案を策定し、その評価・検証をNHK以外の第三者が適時に、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者の参加を得て実施し、NHKや関係者の協力を得てエビデンスベースで、インターネット活用業務の具体的な範囲や提供条件を決定する仕組みとすべきであると考えています。</p> <p>また、NHKは国民・視聴者が負担する受信料に支えられていることを踏まえ、その業務と受信料、それらを規律するガバナンスについては一体的に不断の取組を進めることが重要であると考えています。</p>	無

	<p>法で設置された特殊法人」の顔や。報道機関やから、放送だけやなくネットでも情報を伝えたいと思うのは当然かもしれないけど、特殊法人ちうのんは、業務範囲が限られとるはずや。バランスが肝心やろ。</p> <p>取りまとめ案は、テレビを持ってない人に、番組や情報をネットで見せるんをNHKはんに義務付けて言うとする。簡単にやめられへん「必須業務」いうやつやな。その代わりに、ネットでの視聴者からも「受信料相当額」を取ってもええことにしとる。そないに放送とネットを2本柱と認めるんやったら、受信料制度との関係とか、市場への影響とか、経営委員会なんかのガバナンスとか、特殊法人やからこそ議論せなあかんことがようけあるのに、みーんな先送りにしてまった。議論したんは、業務の在り方ばっかしやんか。なんで必須業務にするんかも、はじめは「情報空間の健全性確保」て言うてたのに、いつの間にかどっか行ってまって、訳わからんわ。</p> <p>必須業務でネット提供する情報の範囲と条件を誰がどう決めるんか、制度としても、実務でも難しいわな。取りまとめ案は、NHKはんと総務省はんがそれぞれ「競争評価」の仕組みをつくって、2段重ねの審査で決めるて言うとする。NHKはんがまず原案まとめて、NHK以外の第三者機関（電波監理審議会等）が民放や新聞・通信社なんかの参加を得てチェックする格好や。同時配信と見逃し配信のほかにNHKはんがやりたいことがあったら、もちろんこの審査を通さなあかん。</p> <p>ただ、取りまとめ案も言及しとるように、この競争評価を口実に、行政がコンテンツに口出しするようなことは、絶対に絶対にあきまへんでえ。審査は独立性、公開性、透明性が求められとるのを、総務省はん、肝に銘じてえな。</p> <p style="text-align: right;">【放送の自由は大事やないか研究会】</p>		
--	---	--	--

**2. NHKの役割**

**(1) 放送全体の発展への貢献**

112	<p>○ NHKの放送全体の発展への貢献について</p> <p>「NHKは、放送コンテンツのプラットフォームとして放送番組の流通を支え、二元体制を基本とする我が国の放送全体の発展に貢献していく役割を担うべき」「NHKが放送全体の発展に貢献していく役割の一つとして、放送ネットワークインフラ維持への貢献もある」との提言に賛同します。</p> <p>NHKには、全国津々浦々まで恒久的に放送を届け続けるための役割、す</p>	<p>今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p>	無
-----	--	---------------------------------------	---

なわち民放も含めた放送ネットワーク全体を維持するための役割を果たしてもらいたいと考えます。

民放連は、NHKと民放の共同利用型モデルの実現を喫緊の課題と捉えておりますが、放送法上の明確な裏付けがないままでは、暗礁に乗り上げるのではないかと危惧しております。このため、放送法20条第1項（NHKの必須業務）に、放送ネットワークインフラの維持に関する責務を明記する法改正を、公共放送WGで提案しました。取りまとめ案において、放送法第20条第6項の協力努力義務を超えて、「NHKの業務と位置付けることの必要性について、今後の法制化の過程で検討すべき」としたことは、民放連の提案が反映されたものと理解します。行政において、民放連提案の趣旨を法改正に反映いただくようあらためて要望します。

全国および地域レベルの協議の場では、民放ローカル局が主体的に参加できる検討体制の構築が必要です。また、各地域の固有の事情を踏まえつつ、継続的な経済合理性をしっかりと検証しながら合意を得ていくことが不可欠です。この協議の場において、NHKがコスト分析や仕様検討等の中心的役割を果たすことに異論はありません。NHKには地域事情への配慮と経済合理性を強く意識し、民放事業者が受け入れやすい提案を準備していただきたいと考えます。

地上テレビ放送とは事情が異なりますが、ラジオ放送の送信設備の共同利用についても、将来的な課題として検討を要するものと考えます。

【一般社団法人日本民間放送連盟】

- 「NHKは、放送コンテンツのプラットフォームとして放送番組の流通を支え、二元体制を基本とする我が国の放送全体の発展に貢献していく役割を担うべき」、「NHKが放送全体の発展に貢献していく役割の一つとして、放送ネットワークインフラ維持への貢献もある」との提言に賛同します。

NHKには、全国津々浦々まで恒久的に放送を届け続けるための役割、すなわち民放も含めた放送ネットワーク全体を維持するための役割を果たしてもらいたいと考えます。

民放連と共に当社は、NHKと民放の共同利用型モデルの実現を喫緊の課題と捉えておりますが、放送法上の明確な裏付けがないままでは、暗礁に乗り上げるのではないかと危惧しております。このため、民放連が放送法20条

第1項（NHKの必須業務）に、放送ネットワークインフラの維持に関する責務を明記する法改正を、公共放送WGで提案しました。取りまとめ案において、放送法第20条第6項の協力努力義務を超えて、「NHKの業務と位置付けることの必要性について、今後の法制化の過程で検討すべき」としたことは、民放連の提案が反映されたものと理解します。行政において、民放連提案の趣旨を法改正に反映していただくよう改めて要望します。

全国および地域レベルの協議の場を設置するのであれば、民放ローカル局が主体的に参加できる検討体制の構築が必要です。また、各地域や各局・各系列の固有の事情を踏まえつつ、継続的な経済合理性をしっかりと検証しながら合意を得ていくことが不可欠です。この協議の場において、NHKがコスト分析や仕様検討等の中心的役割を果たすことに異論はありません。NHKには地域事情への配慮と経済合理性を強く意識し、民放事業者が受け容れやすい提案を準備していただきたいと考えます。

二元体制の維持のため、地上放送の放送ネットワークインフラ維持費用の圧縮は喫緊の課題であり、地上波中継局の共同利用は経営の選択肢となりうるものとして民放も重要視しています。その実現にあたっては、経済合理性が最大限担保されるよう、放送事業者それぞれが業務運営の一層の効率化を図るとともに、自主的な規律や仕様の柔軟な見直しが肝要です。また、共同利用で設定されるNHKと民放の費用分担の在り方については、放送法第20条第6項の協力努力義務の主旨に照らし、これまでの考え方や枠組みにとらわれない柔軟かつ抜本的な見直しを図っていただくことを要望します。

地上テレビ放送とは事情が異なりますが、ラジオ放送の送信設備の共同利用についても、将来的な課題として検討を要するものと考えます。

【日本テレビ放送網株式会社】

【札幌テレビ放送株式会社】

- 「NHKは、放送コンテンツのプラットフォームとして放送番組の流通を支え、二元体制を基本とする我が国の放送全体の発展に貢献していく役割を担うべき」、「NHKが放送全体の発展に貢献していく役割の一つとして、放送ネットワークインフラ維持への貢献もある」との提言に賛同します。

NHKには、全国津々浦々まで恒久的に放送を届け続けるための役割、すなわち民放も含めた放送ネットワーク全体を維持するための役割を果たして

もらいたいと考えます。

【株式会社BS日本】

○ NHKの放送全体の発展への貢献について

放送ネットワークインフラの維持コスト削減にも限界があるため、NHKと民放による「共同利用型モデル」は、経営の選択肢になり得ると考えます。「共同利用型モデル」の実現には、NHKの協力が不可欠であるため、放送法20条第1項（NHKの必須業務）に、放送ネットワークインフラの維持に関する責務を明記する法改正を要望します。「共同利用型モデル」の検討にあたっては、中継局の規模などで制限することなく、経済合理性と持続可能性などを総合的に判断し、メリットを最大化させることが重要であると考えます。

【中京テレビ放送株式会社】

○ 当該取りまとめ(案)5頁において、「NHKが放送全体の発展に貢献していく役割」に「放送ネットワークインフラ維持への貢献」もあるとし、現行の放送法第20条第6項の民間放送事業者の放送ネットワークインフラ整備に対するNHKの努力義務規程について「さらにNHKの業務として位置付けることの必要性」の指摘を受け「今後の法制化の過程で検討すべき」としたことは妥当であり、評価します。

【株式会社仙台放送】

○ 「NHKは、放送コンテンツのプラットフォームとして放送番組の流通を支え、二元体制を基本とする我が国の放送全体の発展に貢献していくべき」「NHKが放送全体の発展に貢献していく役割の一つとして、放送ネットワークインフラ維持への貢献もある」との提言に賛同します。

NHKには、全国津々浦々まで恒久的に放送を届け続けるための役割、すなわち民放も含めた放送ネットワーク全体を維持するための役割を果たしてもらいたいと考えます。

全国および地域レベルの協議の場を設置するのであれば、各地域や各局・各系列の固有の事情を踏まえつつ、合意を得ていくことが不可欠です。協議の場において、NHKには地域事情への配慮と経済合理性を強く意識し、民

放事業者が受け容れやすい提案を準備していただきたいと考えます。

二元体制維持のため、地上放送の放送ネットワークインフラ維持費用の圧縮は喫緊の課題です。地上波中継局における放送設備の共同利用は経営の選択肢となりうるものとして当社も重要視しています。石川県のような小規模県では、相当効率的な体制を構築しないと、コストダウンにつながらないと考えますので、その実現にあたっては、経済合理性が最大限担保されるよう強く要望します。

【株式会社テレビ金沢】

- 「NHKは、放送コンテンツのプラットフォームとして放送番組の流通を支え、二元体制を基本とする我が国の放送全体の発展に貢献していく役割を担うべき」、「NHKが放送全体の発展に貢献していく役割の一つとして、放送ネットワークインフラ維持への貢献もある」との提言に賛同します。

NHKには、全国津々浦々まで恒久的に放送を届け続けるための役割、すなわち民放も含めた放送ネットワーク全体を維持するための役割を果たしてもらいたいと考えます。

民放連と共に当社は、NHKと民放の共同利用型モデルの実現を喫緊の課題と捉えておりますが、放送法上の明確な裏付けがないままでは、暗礁に乗り上げるのではないかと危惧しております。

このため、民放連が放送法20条第1項（NHKの必須業務）に、放送ネットワークインフラの維持に関する責務を明記する法改正を、公共放送WGで提案しました。取りまとめ案において、放送法第20条第6項の協力努力義務を超えて、「NHKの業務と位置付けることの必要性について、今後の法制化の過程で検討すべき」としたことは、民放連の提案が反映されたものと理解します。行政において、民放連提案の趣旨を法改正に反映していただくよう改めて要望します。

全国および地域レベルの協議の場を設置するのであれば、民放ローカル局が主体的に参加できる検討体制の構築が必要です。また、各地域や各局・各系列の固有の事情を踏まえつつ、継続的な経済合理性をしっかりと検証しながら合意を得ていくことが不可欠です。この協議の場において、NHKがコスト分析や仕様検討等の中心的役割を果たすことに異論はありません。NHKには地域事情への配慮と経済合理性を強く意識し、民放事業者が受け容れ

やすい提案を準備していただきたいと考えます。

二元体制の維持のため、地上放送の放送ネットワークインフラ維持費用の圧縮は喫緊の課題であり、地上波中継局の共同利用は経営の選択肢となりうるものとして民放も重要視しています。その実現にあたっては、経済合理性が極大化されるよう、放送事業者それぞれが業務運営の一層の効率化を図るとともに、自主的な規律や仕様の柔軟な見直しが肝要です。また、共同利用で設定されるNHKと民放の費用分担の在り方については、令和4年6月放送法改正の主旨に照らし、これまでの考え方や枠組みにとられない柔軟かつ抜本的な見直しを図っていただくことを要望します。

地上テレビ放送とは事情が異なりますが、ラジオ放送の送信設備の共同利用についても、将来的な課題として検討を要するものと考えます。

【株式会社山梨放送】

- 本案において、NHKが放送全体の発展に貢献していく役割の1つとして、「放送ネットワークインフラの維持への貢献」が改めて明記されたことに賛同します。

【株式会社MBSメディアホールディングス】

【株式会社毎日放送】

- <NHKの放送全体の発展への貢献について>

「NHKは、放送コンテンツのプラットフォームとして放送番組の流通を支え、二元体制を基本とする我が国の放送全体の発展に貢献していく役割を担うべき」、「NHKが放送全体の発展に貢献していく役割の一つとして、放送ネットワークインフラ維持への貢献もある」との提言に賛同します。

NHKには、全国津々浦々まで恒久的に放送を届け続けるための役割、すなわち民放も含めた放送ネットワーク全体を維持するための役割を果たしてもらいたいと考えます。

全国および地域レベルの協議の場を設置するのであれば、民放ローカル局が主体的に参加できる検討体制の構築が必要です。また各地域や各局の固有の事情を踏まえつつ、継続的な経済合理性をしっかりと検証しながら合意を得ていくことが不可欠です。この協議の場においてNHKがコスト分析や仕様検討等の中心的役割を果たすことに異論はありません。NHKには地域事

情への配慮と経済合理性を強く意識し、民放事業者が受け容れやすい提案を準備していただきたいと考えます。

二元体制の維持のため、地上放送の放送ネットワークインフラ維持費用の圧縮は喫緊の課題であり、地上波中継局の共同利用は経営の選択肢となりうるものとして重要視しています。その実現にあたっては、経済合理性が最大限担保されるよう、放送事業者それぞれが業務運営の一層の効率化を図るとともに、自主的な規律や仕様の柔軟な見直しが肝要です。また、共同利用で設定される NHK と民放の費用分担の在り方については、放送法第 20 条第 6 項の協力努力義務の主旨に照らし、これまでの考え方や枠組みにとらわれない柔軟かつ抜本的な見直しを図っていただくことを要望します。

同時に、地上波中継局の共同利用においては地域ごと個別の事情があり、想定されるコスト感も異なることから、決して強制や義務化されるものではなく、共同利用は一つの選択肢であって個社の経営判断に基づくものとなることを要望します。

【株式会社静岡第一テレビ】

- 「(NHK は民放との) 二元体制を基本とする我が国の放送全体の発展に貢献していく役割を担うべきと考える」という提言について賛同します。その中で「NHK が放送全体の発展に貢献していく役割の一つとして、放送ネットワークインフラ維持への貢献もある」との提言したことについて高く評価し賛同します。

そして、放送法によりNHK の民放への放送ネットワークインフラ整備に対する努力義務が規定されていますが、「さらに NHK の業務として位置付けることの必要性について指摘があったことも踏まえ、今後の法制化の過程で検討すべきである」とあるように、放送ネットワークインフラの維持に関するNHK の責務を過渡的なものなく継続的なものすべく、是非この検討が具現化することを要望します。

【株式会社福島中央テレビ】

- NHKが放送全体の発展に貢献していく役割の一つとして、放送ネットワークインフラの維持への貢献があるとの指摘に賛同します。  
民放連が公共放送WGで指摘したNHKによる放送ネットワークインフラの維持

への貢献を 実効性を持たせるために「制度的担保」が必要であることに当社も同意し、放送法20条第1条（NHKの必須業務）に、放送ネットワークインフラの維持を明記する法改正が望ましいと考えます。

全国および地域レベルの協議の場では、在京局とローカル局の事情だけでなく、広域局である在阪・在名局も主体的に参加できる検討体制の構築を要望します。

各地域・各社の事情を踏まえつつ、経済合理性と持続可能な運用の観点から検証を行い、民放事業者が検討しやすい提案を準備していただきたいと思えます。

二元体制の維持のため、放送ネットワークインフラの維持は最重要課題であると考えます。地上波中継局等の共同利用については、各エリア・各社の事情を踏まえたうえで、NHKは放送法第20条6項の協力努力義務を順守し、民間放送事業者にとっては、経済合理性があり、持続可能な形での運用となる前提で、経営の選択肢になることを望みます。

【朝日放送テレビ株式会社】

- 「NHKは、二元体制を基本とする放送全体の発展に貢献する役割を担うべき」、「NHKが放送全体の発展に貢献する役割に、放送ネットワークインフラ維持への貢献もある」との提言に賛同します。

放送全体に貢献する役割を明確にするために、放送ネットワークインフラの維持に関する責務をNHKの必須業務として、放送法に明記していただくことを要望いたします。

中継局の共同利用に関する全国レベル及び地域レベルの協議の場では、実現性と経済合理性、及び地域事情への配慮をよくふまえて検討することが重要と考えます。

【株式会社テレビ朝日ホールディングス】

- 地上テレビ放送とは事情が異なりますが、ラジオ放送の送信設備の共同利用についても、将来的な課題として検討を要するものと考えます。

【山口放送株式会社】

- NHKの放送全体の発展への貢献について

現在の二元体制のもと、全国津々浦々まで恒久的に放送を届け続けるために、NHKと民放の地上波中継局の「共同利用型モデル」は、民放経営の有効な選択肢であると考えます。一方で、その活用については、各社の経営判断に委ねるべきと考えます。

「共同利用モデル」の検討においては、中継局の規模で制限することなく、カバーエリアの面積や中継局の立地環境などに基づく地域特性を踏まえて、経済合理性および、特に継続性の観点を重視し、民放ローカル局の経営の選択肢として、最大限有用な体制構築を望みます。

「共同利用モデル」の実現に向けては、NHKとの協力が必須であるため、放送法20条第1項（NHKの必須業務）に、放送ネットワークインフラの維持に関する責務を明記する法改正を要望します。

現在、民放事業者は、各地で中継局更新の時期を迎え、更新計画も進んでいる中、早期の方向性提示と、地域ごとの協議を進めるべきと考えます。

【株式会社鹿児島読賣テレビ】

- 取りまとめ案で、放送法に放送ネットワークインフラの維持について「NHKの業務と位置付けることの必要性について、今後の法制化の過程で検討すべき」としたことは、重要な意義があります。放送法を改正し20条1項(NHKの必須業務)にNHKの責務として明記していただくよう、要望します。

中継局の共同利用について検討する「全国および地域レベルの協議」では、継続的な経済合理性を検証しながら、合意を得ていくことが不可欠です。協議を通じて、NHKには、ローカル局を含めた民放事業者が経済合理性について明確に判断できるような情報を提供していただきたいと考えています。

中継局の更新・共同利用を進めるにあたって、改正された放送法の趣旨も踏まえて、民放事業者の負担を軽減していただきたいと考えています。

中継局の共同利用・通信等による代替を進める場合、放送ネットワークインフラを維持する観点から、電波利用料を活用するなど国からの補助も検討していただくよう要望します。

ラジオ放送の送信設備の共同利用についても、特にローカルのラジオ局にとっての将来的な必要性も考慮して、検討していく必要があると考えます。

【株式会社TBSテレビ】

○ 放送全体の発展のため、放送ネットワークインフラ維持へのNHKの貢献は大変重要だと考えます。共同利用による小規模中継局・ミニサテの更新が実効性をもって具体的に進められるよう、NHKの協力努力義務から業務として位置付けることを早急に検討いただくよう、希望します。

【関西テレビ放送株式会社】

○ 「NHKが放送全体の発展に貢献していく役割の一つとして、放送ネットワークインフラ維持への貢献もある。」との考えに賛同します。そうであれば、NHKの必須業務を定める放送法第20条第1項にインターネット業務のみならず、ネットワークインフラの維持に関する業務も併せて明記し、放送の維持・発展のためNHKが恒久的に貢献できる仕組みを導入する必要があると考えます。

【株式会社テレビ東京ホールディングス】

○ 民放も含めた放送ネットワークインフラの維持は、NHKの必須業務・責務であるとの法改正を行って頂きたいと考えます。特に「小規模中継局」「ミニサテ」の更新・維持・運用はローカル局にとって喫緊の課題となっており、放送ネットワーク維持の観点からNHKは相応の役割を担う必要があると考えます。

【中部日本放送株式会社】

【株式会社CBCテレビ】

○ 「NHKが放送全体の発展に貢献していく役割の一つとして、放送ネットワークインフラ維持への貢献もある」との提言に賛同します。

協議の場を設置するのであれば、民放ローカル局が主体的に参加できる検討体制の構築が必要で、各地域や各局・各系列の固有の事情を踏まえつつ、継続的な経済合理性をしっかりと検証しながら合意を得ることが必要です。

地上放送ネットワークインフラ維持費用の圧縮は喫緊の課題であり、共同利用で設定されるNHKと民放の費用分担の在り方は、これまでの考え方や枠組みにとらわれない柔軟かつ抜本的な見直しを希望します。

ラジオ放送の送信設備の共同利用についても、将来的な課題として検討を

要するものと考えます。

【西日本放送株式会社】

- 「NHKは、放送コンテンツのプラットフォームとして放送番組の流通を支え、二元体制を基本とする我が国の放送全体の発展に貢献していく役割を担うべき」、「NHKが放送全体の発展に貢献していく役割の一つとして、放送ネットワークインフラ維持への貢献もある」との提言に賛同します。

NHKには、全国津々浦々まで恒久的に放送を届け続けるための役割、すなわち民放も含めた放送ネットワーク全体を維持するための役割を果たしてもらいたいと考えます。

全国および地域レベルの協議の場を設置するのであれば、ローカル局が主体的に参加できる検討体制の構築が必要と考えます。また、各地域や各局・各系列の固有の事情を踏まえつつ、継続的な経済合理性をしっかりと検証しながら合意を得ていくことが不可欠です。この協議の場において、NHKがコスト分析や仕様検討等の中心的役割を果たすことに異論はありません。NHKには地域事情への配慮と経済合理性を強く意識し、ローカル局が受け入れやすい提案を準備していただきたいと考えます。

【株式会社宮城テレビ放送】

- 放送全体の発展への貢献

「NHKは、放送コンテンツのプラットフォームとして放送番組の流通を支え、二元体制を基本とする我が国の放送全体の発展に貢献していく役割を担うべき」「NHKが放送全体の発展に貢献していく役割の一つとして、放送ネットワークインフラ維持への貢献もある」との提言に賛同します。特に、経営基盤が脆弱なローカル局にとってインフラコストの低減化は喫緊の課題です。NHKには、放送ネットワーク全体を維持するための役割を継続的に果たしてもらいたいと考えます。

【北海道テレビ放送株式会社】

- 検討の方向性

地上波中継局の「共同利用」の実現に向けて、地域レベルの協議の場を設置するのであれば、民放ローカル局が主体的に参加できる検討体制の構築が

必要です。

また、各地域や各局・各系列における固有の事情を踏まえつつ、継続的な経済合理性をしっかりと検証しながら合意を得ていくことが不可欠です。この協議の場において、NHKがコスト分析や仕様検討等の中心的役割を果たすことに異論はありませんが、NHKには地域事情への配慮と経済合理性を強く意識した民放事業者が受け容れやすい提案を準備していただきたいと考えます。

二元体制の維持のために、地上放送の放送ネットワークインフラ維持費用の圧縮は喫緊の課題であり、地上波中継局の共同利用は経営の選択肢となりうるものとして民放も重要視しています。その実現にはあたっては、経済合理性が最大限担保されるよう、共同利用のための自主的な規律や仕様の柔軟な見直しが肝要です。また、共同利用で設定されるNHKと民放の費用分担割合の在り方については、放送法第20条第6項の協力努力義務の趣旨に照らし、これまでの考え方や枠組みにとらわれない柔軟かつ抜本的な見直しを図っていただくことを強く要望します。

【株式会社テレビ新潟放送網】

- 「NHKは、放送コンテンツのプラットフォームとして放送番組の流通を支え、二元体制を基本とする我が国の放送全体の発展に貢献していく役割を担うべき」、「NHKが放送全体の発展に貢献していく役割の一つとして、放送ネットワークインフラ維持への貢献もある」との提言に賛同します。

NHKには、全国津々浦々まで恒久的に放送を届け続けるための役割、民放も含めた放送ネットワーク全体を維持するための役割を果たしてもらいたいと考えます。

NHKと民放の共同利用型モデルの実現を喫緊の課題と捉えておりますが、放送法上の明確な裏付けがないままでは、暗礁に乗り上げるのではないかと危惧しております。このため、民放連が放送法 20 条第 1 項（NHKの必須業務）に、放送ネットワークインフラの維持に関する責務を明記する法改正を、公共放送WGで提案しました。取りまとめ案において、放送法第20条第6項の協力努力義務を超えて、「NHKの業務と位置付けることの必要性について、今後の法制化の過程で検討すべき」としたことは、民放連の提案が反映されたものと理解します。行政において、民放連提案の趣旨を法改正

に反映していただくよう改めて要望します。

二元体制の維持のため、地上放送の放送ネットワークインフラ維持費用の圧縮は喫緊の課題であり、地上波中継局の共同利用は経営の選択肢となりうるものとして民放も重要視しています。

【広島テレビ放送株式会社】

- 「NHKは、放送コンテンツのプラットフォームとして放送番組の流通を支え、二元体制を基本とする我が国の放送全体の発展に貢献していく役割を担うべき」、「NHKが放送全体の発展に貢献していく役割の一つとして、放送ネットワークインフラ維持への貢献もある」との提言に賛同します。

NHKには、全国津々浦々まで恒久的に放送を届け続けるための役割、すなわち民放も含めた放送ネットワーク全体を維持するための役割を果たしてもらいたいと考えます。

民放連と共に、NHKと民放の共同利用型モデルの実現を喫緊の課題と捉えておりますが、放送法上の明確な裏付けがないままでは、暗礁に乗り上げるのではないかと危惧しております。このため、民放連が放送法20条第1項（NHKの必須業務）に、放送ネットワークインフラの維持に関する責務を明記する法改正を、公共放送WGで提案しました。取りまとめ案において、放送法第20条第6項の協力努力義務を超えて、「NHKの業務と位置付けることの必要性について、今後の法制化の過程で検討すべき」としたことは、民放連の提案が反映されたものと理解します。行政において、民放連提案の趣旨を法改正に反映していただくよう改めて要望します。

全国および地域レベルの協議の場では、民放ローカル局が主体的に参加できる検討体制の構築が必要です。また、各地域や各局・各系列の固有の事情を踏まえつつ、継続的な経済合理性をしっかりと検証しながら合意を得ていくことが不可欠です。この協議の場において、NHKがコスト分析や仕様検討等の中心的役割を果たすことに異論はありません。NHKには地域事情への配慮と経済合理性を強く意識し、民放事業者が受け入れやすい提案を準備していただきたいと考えます。

二元体制の維持のため、地上放送の放送ネットワークインフラ維持費用の圧縮は喫緊の課題であり、地上波中継局の共同利用は経営の選択肢となりうるものとして民放も重要視しています。その実現にあたっては、経済合理性

が最大限担保されるよう、放送事業者それぞれが業務運営の一層の効率化を図るとともに、自主的な規律や仕様の柔軟な見直しが肝要です。また、共同利用で設定されるNHKと民放の費用分担の在り方については、放送法第20条第6項の協力努力義務の主旨に照らし、これまでの考え方や枠組みにとられない柔軟かつ抜本的な見直しを図っていただくことを要望します。

【日本海テレビジョン放送株式会社】

- 日本の放送が二元体制で成り立っていることを考慮すると、NHKと民間放送は両輪としてバランスの取れた関係を築くべきと考えており、また、NHKは受信料による潤沢で安定的な予算を持っていることから、「NHKは、放送コンテンツのプラットフォームとして放送番組の流通を支え、二元体制を基本とする我が国の放送全体の発展に貢献していく役割を担うべき」、「NHKには、民間放送事業者等と協調・協力した取組を具体的に進めていくことが期待される。その際、インターネットへと情報空間が広がった中で、放送業界全体が動画配信プラットフォーム事業者等との視聴者獲得競争のフェーズに入っていることを直視し、その中で放送コンテンツが埋没しないような仕組みをどのように作り上げていくかという視点を持つべきである。もっとも、NHKには、放送コンテンツのプラットフォームとして、放送番組の流通のみならず、報道や教育といった一般的に採算性が低いと考えられるが公共性の高いコンテンツの制作を支えていくことも期待」と記されていることに同意します。

【株式会社ビーエスフジ】

- 「NHKは、放送コンテンツのプラットフォームとして放送番組の流通を支え、二元体制を基本とする我が国の放送全体の発展に貢献していく役割を担うべき」「NHKが放送全体の発展に貢献していく役割の一つとして、放送ネットワークインフラ維持への貢献もある」との提言に賛同します。

【株式会社テレビ信州】

- 「NHKは、放送コンテンツのプラットフォームとして放送番組の流通を支え、二元体制を基本とする我が国の放送全体の発展に貢献していく役割を担うべき」、「NHKが放送全体の発展に貢献していく役割の一つとして、放

送ネットワークインフラ維持への貢献もある」との提言に賛同します。

全国および地域レベルの協議の場を設置するのであれば、民放ローカル局が主体的に参加できる検討体制の構築が必要です。また、各地域や各局・各系列の固有の事情を踏まえ、(地域特有の課題解決のためローカル局の機能の維持を見据え)つつ、継続的な経済合理性をしっかりと検証しながら合意を得ていくことが不可欠です。この協議の場において、NHKがコスト分析や仕様検討等の中心的役割を果たすことに異論はありません。NHKには地域事情への配慮と経済合理性を強く意識し、民放事業者が受け容れやすい提案を準備していただきたいと考えます。

【福井放送株式会社】

- 全国および地域レベルの協議の場では、民放ローカル局が主体的に参加できる検討体制の構築が必要です。また、各地域の固有の事情を踏まえつつ、継続的な経済合理性をしっかりと検証しながら合意を得ていくことが不可欠です。NHKには地域事情への配慮と経済合理性を強く意識し、民放事業者が受け容れやすい提案を準備していただきたいと考えます。

二元体制の維持のため、地上放送の放送ネットワークインフラ維持費用の圧縮は喫緊の課題であり、地上波中継局の共同利用は経営の選択肢となりうるものとして民放も重要視しています。その実現にあたっては、経済合理性が最大限担保されるよう、放送事業者それぞれが業務運営の一層の効率化を図るとともに、自主的な規律や仕様の柔軟な見直しが肝要です。また、共同利用で設定されるNHKと民放の費用分担の在り方については、放送法の協力努力義務の主旨に照らし、これまでの考え方や枠組みにとらわれない柔軟かつ抜本的な見直しを図っていただくことを要望します。

【株式会社長崎国際テレビ】

- 民放連の「放送の多元性に向けたご提案」に記載されている、放送法上で放送ネットワークインフラの維持に関する責務を明示する提案に賛同いたします。放送法を改正し20条1項(NHKの必須業務)にNHKの責務として明記していただくよう、要望します。

中継局の共同利用について検討する「全国および地域レベルの協議」では、地域毎の事情を十分に勘案したうえで経済合理性を検証して頂けるよう

	<p>に要望します。また、ラジオの送信設備についても共同利用による経済合理性の検証が必要だと考えます。</p> <p>中継局の更新・共同利用を進めるにあたって、改正された放送法の趣旨も踏まえて、民放事業者の負担を軽減していただきたいと考えています。弊社のサービスエリアは山間部でカバー世帯数も比較的少ない中継局が多く、現状の世帯カバー率を維持するためには多くの中継局が必要です。</p> <p>これらのテレビ送信設備以外にもサービス継続のための保守要員の確保など、非常に負担が大きい状況です。ラジオも含めると、かなりの負担となっています。将来にわたって地上波放送を維持する観点から、電波利用料を活用するなど国からの補助も検討していただくよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社大分放送】</p> <p>○ 「NHKが放送全体の発展に貢献していく役割の一つとして、放送ネットワークインフラ維持への貢献もある」との提言に賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社福岡放送】</p> <p>○ NHKの役割の最初んところに、「放送全体の発展への貢献」を挙げたのは、ええやんか。珍しく、褒めたくなつたわ。ワーキンググループでいろいろ話す中で、NHKはんが何回も「メディアの多元性確保への貢献」て言うてたんは、自分ばっかし生き残っても駄目や、メディア全体のために貢献せなあかん、そないな決意表明やろ。ぜひ、これからのNHKはんの経営と総務省はんの放送行政に、生かしておくんははれ。</p> <p style="text-align: right;">【放送の自由は大事やないか研究会】</p>		
113	<p>○ 二元体制は、NHKと民放が、それぞれの特性と役割をしっかりと果たしてこそ、成立するものだ。</p> <p>弊社は、自らの考えと取り組みを通じて、国民・視聴者に信頼できるニュース、生活に豊かさを加える娯楽、テレビを見る楽しみを提供し続けられるようにしたいと考える。</p> <p>さらに地域貢献を常に意識し、民放だからこそできる可能性を追求していきたい。</p> <p style="text-align: right;">【讀賣テレビ放送株式会社】</p>	<p>本検討会としても、NHKと民間放送が、二元体制の下、お互いに切磋琢磨する中で創意工夫を凝らして質の高い放送番組を制作し、国民の情報基盤としての役割を果たしていくことに期待しています。</p>	無
114	<p>○ インターネット空間における放送番組の配信について、現在の放送と同様</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無

	にNHKと民間放送の二元体制が維持される必要があると考えます。 【株式会社テレビ北海道】		
115	○ 「また、NHKが放送全体の発展に貢献していく役割の一つとして、放送ネットワークインフラ維持への貢献もある。この点については、(中略)今後の法制化の過程で検討すべきである。」との提言について、世帯カバー率に比べて負担が大きい「ミニサテ」「小規模中継局」の更新時期が近づき、その費用をどう圧縮していくかはローカル局にとって喫緊の課題となっています。放送ネットワーク維持のため、「ミニサテ」「小規模中継局」の設備更新費だけでなく、安定運用・設備維持に関わる費用まで含めてローカル局の負担が軽減されるようなスキームについて検討をお願いいたします。 【株式会社テレビ西日本】	今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無
116	○ 受信料に支えられるNHKが、「放送コンテンツのプラットフォームとして放送番組の流通を支え、二元体制を基本とする我が国の放送全体の発展に貢献していく役割を担うべき」(別添2・P4)、「放送全体の発展に貢献していく役割の一つとして、放送ネットワークインフラ維持への貢献もある」(同P5)と提言し、NHKの放送全体の発展への貢献をこれまでより踏み込んで明確にしたことに賛同します。 NHKの放送ネットワークインフラ維持への貢献について、民放連の提案を反映した、放送法第20条第6項の協力努力義務を超える「NHKの業務と位置付けることの必要性について、今後の法制化の過程で検討すべき」(同P5)とする考えに賛同します。 具体的には放送法第20条第1項(NHKの必須業務)に、NHKが放送の二元体制を基本とする我が国の放送全体の発展に貢献することを明記することでNHKの担う責務を明確にすべきと考えます。 尚、中継局設備等の共同利用型モデルについては、一部設備の更新開始時期が2026年に迫っており、民間放送事業者とNHKの取り組みを可及的速やかに進める必要があります。また、共同利用型モデルを持続可能な仕組みにするためにも、行政には環境整備に加え、電波利用料を含む継続的な公的支援措置の検討を要望します。 【株式会社フジ・メディア・ホールディングス】 【株式会社フジテレビジョン】	今後総務省において検討していく上での参考として承ります。	無
117	○ NHKは、受信料を原資に運営される点で、民放とは財政基盤を大きく異	今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無

	<p>にしている。NHKと民放の二元体制及びNHK受信料制度が今後も国民に受け入れられるためには、NHKは公共放送として、民放とは違った視点から放送コンテンツを供給していくべきである。本取りまとめ案の参考資料の参考一111頁や第4回WGの資料4-1のスライド47頁では、ドイツのメディア州間協定について触れているが、そこでは「教養／情報／文化／暮らしの助言」の4分野が公共放送にふさわしい番組内容として示されている。我が国の公共放送の今後の在り方を検討していくにあたって、この点を参考にすべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人13】</p>		
--	---	--	--

**(2) インターネットを通じた放送番組の配信**

118	<p>○ 放送の二元体制の維持は、多様性、多元性の観点で非常に重要です。NHKのインターネット活用業務が必須化されるにあたっては、地方ローカル局の存在を忘れてはならないと考えます。インターネット空間における、地域情報発信においても、民間放送事業者との二元体制を維持していく必要があります。地方のローカル局がNHKの行うインターネット活用業務に対して二元体制を維持できるように、同時、見逃し配信を行い易くする仕組みや制度が必要です。インターネット上における二元体制について、地方の視点も必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【RKB毎日放送株式会社】</p> <p>○ 一次取りまとめ以降の議論は、必須業務化ありきで進められた印象が非常に強いと感じる。 業務・受信料・ガバナンスの「三位一体改革」が進まないまま拡大していくことは国民の理解が得られないのでは。 認可されていないBS同時配信の予算計上及び設備調達など、改革がしっかりと進んでいないことを示すような事案が発生している中、インターネット活用業務を必須業務に位置づけることは反対。 NHKのインターネット活用業務は、これまでの受信料制度によって得られた国民の膨大な顧客情報を持った売上高6000億規模の企業の参入を意味する。放送の二元体制維持に考慮している点は評価できるが、そもそも潤沢な資金を背景に、必須業務として運営されれば、民間事業者が太刀打ちできない圧倒的な配信サービスを構築することも可能となる。抽象的な議論に基づいて制</p>	<p>本検討会としては、NHKには、放送コンテンツのプラットフォームとして放送番組の流通を支え、二元体制を基本とする我が国の放送全体の発展に貢献する役割が求められていると考えています。</p> <p>御指摘のとおり、放送の二元体制を含むメディアの多元性については地方の視点も必要であり、今後も多くの意見が届けられることを期待しています。</p>	無
-----	---	--	---

	<p>度設計を進めれば、業務範囲の際限ない拡大につながりかねない。特に経営規模・人的体力が小さく、収支を勘案してネット業務に取り組まざるを得ない地方ローカル局においては、今回提示された業務の具体案に限定したとしても自局エリアでの公正な競争およびメディアの多様性が阻害される恐れがある。</p> <p>インターネット活用業務について、まずは現在NHKが行っているリアルタイム配信や見逃し配信など「インターネット活用業務」の内容を精査し、必須業務とするサービスを公共放送の役割と照らし合わせて、その原案を早期に策定し公表する必要があると考える。また、放送の二元体制の維持に関しては地方ローカル局を含む民間事業者との意見交換も必要と考える。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビユー山形】</p>		
119	<p>○ 二元体制を発展させていくためには、NHKは、民放事業者が特に力を入れて取り組んでいる分野ではなく公共性が高い分野（選挙、教育、伝統文化、国際など）でNHKの役割を果たすべきではないか。</p> <p>また、スポーツ中継の分野でも、民放ができないことをやるべきだ。</p> <p>視聴率は広告収入で成り立つ民放でこそ、尺度になるべきものでNHKは自らの存在意義を、民放と同じ土俵で考えることは適当ではないはずだ。</p> <p style="text-align: right;">【讀賣テレビ放送株式会社】</p>	<p>NHKは、放送法上、公共放送として、視聴率にとらわれない豊かで良い番組を放送することによって、放送番組の質の向上と、我が国の教育や文化の向上に資することが求められています。</p> <p>このような放送法の趣旨を踏まえ、NHKにおいては、幅広いジャンルの番組を自らの責任で編成していると認識しています。</p>	無
120	<p>○ NHKがインターネットを通じて放送番組を視聴者に提供する業務を「任意業務」から「必須業務」に位置付けることは議論が尽されたとは言えないのではないかと考えます。</p> <p>そのうえで現状の「任意業務」のもとでも、NHKと民間放送の二元体制の趣旨を踏まえ公正競争に関するNHKの配慮義務を法定することを法制化の過程で検討すべきものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社仙台放送】</p>	<p>今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p>	無
121	<p>○ NHKのネット業務について「インターネットを通じてNHKの放送番組を視聴者に提供する業務の有無がNHKの判断に完全に委ねられている任意業務ではなく、継続的・安定的な実施が義務付けられる必須業務として位置付ける」と明記しているが、放送法20条10項では、任意業務の開始、変更について実施基準の作成と総務相の認可を受けなければならない、と明記されている。任意とはいえ、ネット業務を一旦始めたら簡単に中断することはできない。現状のネット業務は事実上「必須化」されていると言える。上記の記述は「必</p>	<p>NHKインターネット活用業務実施基準は、NHKの申請に基づき、総務省が、NHKの目的達成に資するか、過大な費用を要するものでないか、といった観点で審査を行い、適当と認められた場合に認可をするものであって、インターネット活用業務の廃止について制約を課すものではないと考えています。</p>	無

	<p>須化」を正当化するための方便に過ぎず、誤解を招く表現であり、削除を求める。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社読売新聞グループ本社】</p>		
122	<p>○ 「公正競争に関してNHKが配慮すべき旨の義務を法定することについて、本ワーキンググループにおいて要望・指摘があったことも勘案して、今後の法制化の過程において検討すべきである。」の文言について</p> <p>「ことも勘案して、今後の法制化の過程において検討すべきである」を削除すべきです。</p> <p>二元体制とは放送という限られた情報空間の中におけるNHKと民放の併存体制を示しており、オープンなインターネットという情報空間の中においてはそもそも成立しません。要望・指摘があったことについて記述することまで否定はしませんが、法制化の過程において、インターネット空間での二元体制を検討するのは無理があると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社ワイズ・メディア】</p>	<p>本検討会としては、NHK のインターネット活用業務を必須業務化する場合において、放送の二元体制を含むメディアの多元性を維持していくことは重要であると考えています。法制化に関する御意見については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p>	無
<b>3. NHKのインターネット活用業務の在り方</b>			
123	<p>○ NHKがインターネット業務を本来業務にするとありますが、地方放送の同時配信はまだ実施できていないし、見逃し配信も地域放送のごく一部です。肝心なニュースや天気などの見逃し配信は18時のニュースしか行われていません。本来業務化にあたりこれらのものを早急に始めて欲しい。また、番組によっては権利のために一部が配信されていなかったり、特に高校野球はNHKプラスでは見ることはできません。本来業務にするには放送で出してるコンテンツとの大きな格差があります。この格差を解消していただきたい。</p> <p>9月3日にはらじるらじるが1時間ほど聞けなくなる不具合も起きております。こういったことが放送であれば放送事故になります。NHKにはインターネットにおいても放送と同等の品質で業務を行っていただきたい。</p> <p>また、現在のNHKプラスは放送に比べて40秒ほど遅延しており、スポーツ番組を見るにはかなり遅れています。こういった部分も世界ではもっと遅延が少ないものも行われています。そういった現在のサービスの改善もしっかりと行っていただきたい。アプリなどのレビューにもありますが、朝ドラを連続再生すると放送回が逆に再生されるなど、視聴者の要望を聞く改善が全くされていません。NHKのインターネット業務が本来業務となるのであればそういった視聴者の要望をしっかりと受け止めてサービスを行って欲しい。ま</p>	<p>本検討会としても、NHKの業務は、国民・視聴者の理解を得て実施していくべきものであり、例えば、NHKのインターネット配信において放送と同様に視聴者が視聴できる環境を整備するようNHKは努めるべきと考えます。</p>	無

	<p>た、それがしっかり行えないのであればNHKに対する罰則などインターネットサービスもしっかりと規律を持って行ってほしい。</p> <p style="text-align: right;">【個人2】</p>		
124	<p>○ ・「公共放送であるNHKが、このデジタル時代にどのような役割を果たすべきか」  ・「インターネット活用業務の在り方」</p> <p>について論じる前に、NHK自体の存在意義などが議題俎上にあがらなかったのは遺憾である。</p> <p>NHKの受信料による放送体制については見直ししなければならないと思う。今回の公共放送WGもNHKの放送体制ありきで、ネット業務について会議が進められたように感じた。</p> <p>百歩譲ってNHKがネット利用による業務を行うことには反対しないが、それを本来業務で行うことには反対だ。</p> <p>任意業務でネットからNHKを利用する人々に対して課金すればいい話。</p> <p>総務省さんはテレビのスクランブル化について「公共放送にそぐわない」旨のコメントを以前に出していると思いますが、それなら、税金化して国営にすればいいと思います。</p> <p>総務省さんは「番組の公平性が～」とか言い出すのでしょうか、現在のNHK予算を国会に通すやり方だって、公平性は担保されていない。</p> <p>その時の与党に影響される可能性はゼロではないでしょ？</p> <p>今のやり方が公平だというのなら証明してほしい。</p> <p>さらに千歩譲って受信料方式を認めるにしても、国民が金額を決められない契約の強制について認められないと思う。</p> <p>そしてNHKが肥大化過ぎている、さらに現在の社会経済状況を見て、まだ受信料が高い。</p> <p>番組のジャンルごとに整理し、受信料でやるもの、番組対価付加（ペイテレビ）でやるものを仕分けして年間受信料5000円～10000円（衛星含）程度でないと現在の国民には理解されないと思いますよ。</p> <p>「豊かで、かつ、良い放送番組」「放送及びその受信の進歩発達に必要な業務」のために受信料をいくらでも取っていいという理由にはならない。</p> <p>特に前者「豊かで、かつ、良い放送番組」は解釈の仕方NHKが何とでもいえる。</p>	<p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p> <p>なお、本検討会においては、国民の知る権利に奉仕するメディアの一員であるNHKがどのように振る舞えば、民間放送事業者や新聞社・通信社等とあいまって、豊かなコンテンツを国民に届けられる社会になるかといった観点から、関係者の意見を丁寧に聴きつつ、議論を重ねてきたところです。また、業界の問題のみにとらわれるのではなく、国民生活に浸透した放送、その中のNHKの将来の方向性について、放送番組が重要な役割を果たしている我が国のコンテンツ産業全体の将来の方向性を視野に入れつつ、国民・視聴者の目線を常に意識して検討を進めてまいりました。</p> <p>その結果、視聴者に継続的・安定的に放送番組を届けていくことなどが公共放送としてのNHKの役割であり、そうした役割を担っていく上では、テレビなどの受信設備を持たない人に対してもインターネットを通じて豊かで、かつ、よい放送番組を提供する責務を課すことが必要であるとの結論に達しました。</p> <p>また、放送業界に係るプラットフォームの在り方に関するタスクフォースにおいては、NHKは、公共放送として、「豊かで、かつ、良い放送番組」を提供することに加え、放送全体のプラットフォームとして、放送番組の流通を支え、二元体制を基本とする我が国放送業界全体の発展に貢献していくことが求められていることなども議論してまいりました。</p>	無

	<p>本来業務もその上限額を設けるべきである。 バラエティ・スポーツ・音楽など生活するうえで絶対的に必要な情報ではないものはスクランブル化すべきだと思う。</p> <p style="text-align: right;">【個人3】</p>		
125	<p>○ NHKプラスのサービスですが、地方では東京よりも劣化したサービスを使わされてます。同時配信はなく、見逃し配信も放送からだいぶ遅れて提供されます。本来業務化の中で地方のサービスが取り残されないように配慮をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【個人4】</p>	<p>今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p>	無
126	<p>○ 「NHK教務全般」について 協会のインターネットを用いた必須業務としての範囲拡大は絶対的に必要であり、これを推し進める事に賛成する 某政党が流している様なあらゆる誤解やデマについては断固として排し、誰もが納得する事は難しいにしても、ある程度納得出来る様な制度設計にすべきだ 地上波のスクランブル化についてはB-CASシステム上、そもそも想定していない形式である為、技術的に不可能であるとする論文なりを技研が公表する必要があると考える 要請放送についても、協会の業務について理解し得ない者を徹底的に無視し、小異を捨ててそれ以外の理解ある国民に説明すべきである</p> <p style="text-align: right;">【個人10】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。なお、本検討会としては、NHKの業務は、国民・視聴者の理解を得て実施していくべきものと考えます。</p>	無
<b>(1) 必須業務化の是非と範囲</b>			
127	<p>○ NHKのインターネット活用業務の必須業務化に関し、本案にて提言があった課題が解決されることを前提に賛同致します。 必須業務化においては、放送技術面において従前NHKが担ってきた開拓者としての役割を、インターネットにおける放送番組を配信する領域においても同様に担い続けて頂き、その知見が放送メディア全体の資産として有効に活用されることを希望します。 諸外国においても検討が進んでいる、小規模サテ局のブロードバンド代替における「輻輳」や「遅延」の課題解決にもつながる可能性のある5Gブロードキャスト（プロトコル）等に関して、より具体的な技術及び制度面の検討を希望します。</p>	<p>衛星放送、国際放送、地上波ラジオ放送については、十分に議論が尽くされたとは言えず、継続して検討を行い、年内を目途に結論を得たいと考えています。その際、必要に応じてラジオ局からもヒアリングを行うことを想定しています。</p>	無

今後、ラジオのインターネット活用業務の必須業務化の検討においても、全国の民放ラジオ局や関連企業、特に系列に属していない独立FM局へのヒアリング等の実施を要望します。

放送コンテンツが、真に国民より必要とされるものとして機能し続けられるよう、第22回会合における構成員からの発言のとおり、視聴者（Customer）ファーストの視点で制度整備が進められることを要望します。

【株式会社J-WAVE】

- 意見2：NHKのインターネット活用業務の在り方の議論において、最も重視されるべき利用者（契約者）の利益に関する考慮が著しく欠けている。少なくとも、地上放送と衛星放送のインターネット活用業務は同時に開始すべきである。

該当箇所：別添2 P.10 3. NHK のインターネット活用業務の在り方 (1) 必須業務化の是非と範囲

衛星放送の同時・見逃し配信の必須業務化先送りは、年内を目途に結論を得るとは言え、現在衛星契約を行っている「利用者」を軽視する議論の進め方と言わざるを得ない。衛星契約をしている利用者にとって、費用の高い衛星契約をしているにもかかわらず、地上放送のみが同時・見逃し配信が必須業務化されることは納得できない。また、衛星放送の同時・見逃し配信にあたっては、衛星契約者に限って利用できる仕組みが導入されるべきである。NHKの経営を支えているのは利用者（契約者）であることを忘れず、議論が進むことを望む。

【個人24】

- 費用負担をする意思があり、かつ受信設備以外でNHKの放送番組を視聴したいというニーズを拾うことができるので、地上波テレビ放送のインターネットによる同時・見逃し配信を必須業務にすることに賛成する。

衛星放送及び国際放送については、必須業務にするか否かは別にしても、希望者が追加の料金負担をすることで同時・見逃し配信を視聴できるようにすべきである。

地上波ラジオ放送の同時・聴き逃し配信については、必須業務化すべきであるが、放送法第64条ただし書きにおいて、「ラジオ放送に限り受信するこ

	<p>とのできる受信設備のみを設置した者」については、受信料支払義務がないとされていることから、現行の「らじる★らじる」や「radiko」を踏襲し、これらのサービスののみを利用する者からは料金を徴収すべきではない。</p> <p style="text-align: right;">【個人13】</p>		
128	<p>○ テレビ受像機を持たない人にもNHKのテレビ番組をインターネットを通じて視聴できるようにすることについて理解はできますが、少なくとも上記の「NHKの公正競争配慮義務」の法制化、受信料制度との整合性や財源問題の整理に対する国民の理解も得られていないなかであっても「必須業務化」すべきなのか疑問があります。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社仙台放送】</p> <p>○ 視聴者の行動が、テレビ放送を通じた視聴から、インターネットを通じた視聴へと確実にシフトしている現状を鑑みると、放送番組と同一情報をネットで届けるという考え方は、国民の知る権利にこたえるという観点では理解できません。しかし、NHKオンデマンドのようなサブスクでも放送番組と同じ情報を得ることができる現状において、必須業務化が視聴者への押し付けにならない配慮が必要と考えます。そのためにも受信料制度についての具体的な議論をまず行い、その上で必須業務化の内容を議論されることを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【テレビ大阪株式会社】</p>	<p>本検討会としては、公正競争に関してNHKが配慮すべき旨の義務を法定することについて、要望・指摘があったことも勘案して、今後の法制化の過程において検討すべきと考えます。</p> <p>また、受信料制度は、NHKの放送番組を受信することのできる環境にある者から広く公平に負担を求めるものであり、NHKのインターネット活用業務を必須業務化する場合、テレビなどの受信設備は持たないがインターネットを通じてNHKの放送番組を視聴する者についても、NHKの放送番組を受信することのできる環境にある者に該当する限りにおいて、相応の負担を求めることが適当であり、その具体的範囲は、「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」(放送法第64条第1項)と同等と評価される行為を行った者とするものが適当であると考えています。</p> <p>なお、NHKの業務は、国民・視聴者の理解を得て実施していくべきことは当然であると考えています。</p>	無
129	<p>○ 放送法（20条、64条、86条）に基づき、今後のNHKのネット事業とネット視聴者からの負担金を規定しています。多種多様な事業者・団体・個人が自由競争をしているネットの世界に多大な影響を与える法規制を「放送」「放送法」「放送制度」の観点で定めるべきなのか、疑問があります。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社日本経済新聞社】</p>	<p>放送法は、放送の基本法であると同時に特殊法人であるNHKの根拠法でもあり、NHKの業務についても規定するものとなっています。</p>	無
130	<p>○ 取りまとめ案は当該部分に限らず、随所で「メディアの多元性」と「放送の二元体制」という言葉を混在させ、「メディアの多元性」より「放送の二元体制」を重視する表現を採用しています。公共放送ワーキンググループでは、NHKのネット事業によって放送以外の事業者・団体への悪影響を懸念する意見があり「メディアの多元性が損なわれかねない」という論点が出ていました。にもかかわらず「放送の二元体制」を「多元性」より重要視する</p>	<p>御意見を踏まえて、本案中の「二元体制」のうち、文意に照らして修正可能なものを「放送の二元体制を含むメディアの多元性」等に修正させていただきます（7, 8, 12, 13, 14, 17, 22, 25ページ）。</p>	有

	<p>ような表現は賛同できません。上述の疑問と同様に「ネットを放送の観点で規定する」ものと言わざるを得ません。</p> <p>取りまとめ案は2（1）でコンテンツ市場では「放送は3割近く」と紹介しています。自ら「7割は放送以外」と指摘していることも踏まえ、取りまとめ案の該当箇所すべてで「放送の二元体制」よりも「メディアの多元性」を重視して制度設計をすると修正すべきではないでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社日本経済新聞社】</p>	
--	--	--

**(2) 必須業務として配信すべき情報の範囲**

131	<p>○ NHKのインターネット活用業務の必須業務化について</p> <p>現在の理解増進情報の制度を廃止することに賛同します。</p> <p>民放連は、NHKは放送と同じものをネットに出すことが原則と提案しました。取りまとめ案は、NHKが必須業務として提供するテキスト情報等は放送と同一の内容を基本とする考えを示しており、ネットオリジナルコンテンツの配信はおこなわないものと理解します。</p> <p>ただし、放送番組以外のテキスト情報等について、「番組表など放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報」との記載は、現状の理解増進情報と同様に拡大解釈される懸念があり、賛成できません。拡大解釈の余地のないよう、より明確に限定すべきと考えます。</p> <p>民放連は受信契約者と非契約者の公平性担保（フリーライド防止）や民間事業者との公正競争確保の観点から、受信契約に紐づいた認証が必須と提案しています。放送番組以外のテキスト情報等についてもその趣旨が反映されたものと理解します。受信契約に紐づいた認証を必須とする方向性を明確に記載していただくよう要望します。</p> <p>必須業務化に伴い、任意業務の在り方についてしっかりと議論する必要があります。今後、衛星放送、国際放送、ラジオ放送のネット配信の位置付けについて議論することですが、必須業務との線引きを行い、抜け穴とならないようにすべきです。</p> <p>必須業務化にあたって競争評価の仕組みを導入するとしても、NHKのネット配信全体の費用上限を引き続き適切に設定すべきと考えます。</p> <p>必須業務化に伴い、放送法においてNHKのネット配信に対する規律に何らかの変更があるとしても、民放に規律が及ぶことはあってはならないと考えます。この趣旨は公共放送WGで複数の構成員が言及していました。民放</p>	<p>本検討会としては、制度化に当たって、インターネットを通じて提供すべき情報の範囲をあらかじめ法律において限定列挙することは、言論報道機関としての性格を有するNHKに対する過度の制約となることから適当ではなく、テキスト情報等の外延を画定する方向で検討すべきであり、費用負担者にどこまで提供すべきかといった点も含め、配信するテキスト情報等の具体的な範囲や提供条件については、競争評価のプロセスを経て定める制度にすべきと考えています。要する費用についても競争評価の重要な一要素と考えています。受信契約に紐づく認証の可否についても競争評価のプロセスを経て決定されるものですが、本案のとおり災害時の緊急情報など費用を負担する者以外への提供が必要な場合もあり、このような場合を除き、受信契約に紐づく何らかの認証が基本と認識しています。</p> <p>また、インターネット上で配信する放送番組については、番組準則のような法律上の規制は課さず、NHKを含む放送事業者における自主的な判断に委ねられるべきであると考えており、そのことは本案において明らかであると考えています。</p> <p>任意業務の在り方に対する御意見については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p>	無
-----	--	---	---

のネット配信には放送法上の規律がなく、変更がない旨を明記していただくよう要望します。

【一般社団法人日本民間放送連盟】

- 放送番組以外のコンテンツの範囲について、「放送法に定性的に規定する」としたことには強い懸念がある。理解増進情報の「放送番組に対する理解の増進に資する情報」というあいまいな定義がなし崩しの業務拡大につながってきたことを踏まえると、厳格なルールが必要だ。

放送番組以外のコンテンツとして例示されている「(ii) 放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報」は現在の理解増進情報の考え方との差異は極めて小さく、なし崩しの業務拡大が懸念される。理解増進情報は競争の公正さや、受信料制度との矛盾が繰り返し指摘されたからこそ、取りまとめ案でも「廃止されるべき」とされた。現状の反省を踏まえるならば、現行制度の課題を指摘している以上、少なくとも(ii)は削除すべきだ。

【一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会】

- 現在の理解増進情報の制度を廃止することに賛同します。

民放連と共に当社は、NHKは放送と同じものをネットに出すことが原則との認識です。取りまとめ案は、NHKが必須業務として提供するテキスト情報等は放送と同一の内容を基本とする考えを示しており、ネットオリジナルコンテンツの配信はおこなわないものと理解します。

ただし、放送番組以外のテキスト情報等について、「番組表など放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報」との記載は、現状の理解増進情報と同様に拡大解釈される懸念があり、賛成できません。拡大解釈の余地のないよう、削除する、もしくは明確に限定すべきと考えます。

民放連は、WGの場などを通じ、受信契約者と非契約者の公平性担保（フリーライド防止）や民間事業者との公正競争確保の観点から、受信契約に紐づいた認証が必須と提起しています。放送番組以外のテキスト情報等についてもその趣旨が反映されたものと理解します。受信契約に紐づいた認証を必須とする方向性を明確に記載していただくよう要望します。

必須業務化に伴い、任意業務の在り方についてしっかりと議論する必要が

あります。今後、衛星放送、国際放送、ラジオ放送のネット配信の位置付けについて議論するとのことですが、拙速な結論は避け、NHKが真に行うべき業務であるかどうか、NHKの在るべき公共性の議論に関連付けて丁寧な検討が行われることを強く要望します。

必須業務化にあたって競争評価の仕組みを導入するとしても、NHKのネット配信全体の費用上限を引き続き適切に設定すべきと考えます。

必須業務化に伴い、放送法においてNHKのネット配信に対する規律に何らかの変更があるとしても、民放に規律が及ぶことはあってはならないと考えます。この趣旨は公共放送WGで複数の構成員が言及していました。民放のネット配信には元々放送法上の規律がなく、変更がない旨を明記していただくよう要望します。

【日本テレビ放送網株式会社】

【株式会社BS日本】

【札幌テレビ放送株式会社】

- 日本民間放送連盟2023年8月「放送の多元性確保に向けたご提案」にある「受信契約者と非契約者の公平性担保」の考え方と当社も同意見です。すなわち、現在、無料・無認証で閲覧・利用できるNHKの「報道サイト」や「ニュース・防災アプリ」について、フリーライド防止や民間事業者との公正競争確保の観点から、原則として受信契約に紐づいた認証を必須とすべきであり、例外は、災害関連、国民保護関係など法律に基づく義務的分野に限るものと考えます。

【株式会社仙台放送】

- 現在の理解増進情報の制度を廃止することに賛同します。  
民放連と共に当社は、NHKは放送と同じものをネットに出すことが原則との認識です。取りまとめ案は、NHKが必須業務として提供するテキスト情報等は放送と同一の内容を基本とする考えを示しており、ネットオリジナルコンテンツの配信はおこなわないものと理解します。  
ただし、放送番組以外のテキスト情報等について、「番組表など放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報」との記載は、現状の理解増進情報と同様に拡大解釈される懸念があり、賛成できません。拡大解釈の

余地のないよう、より明確に限定すべきと考えます。

民放連は、WGの場などを通じ、受信契約者と非契約者の公平性担保（フリーライド防止）や民間事業者との公正競争確保の観点から、受信契約に紐づいた認証が必須と提起しています。放送番組以外のテキスト情報等についてもその趣旨が反映されたものと理解します。受信契約に紐づいた認証を必須とする方向性を明確に記載していただくよう要望します。

必須業務化に伴い、任意業務の在り方についてしっかりと議論する必要があります。今後、衛星放送、国際放送、ラジオ放送のネット配信の位置付けについて議論することですが、拙速な結論は避け、NHKが真に行うべき業務であるかどうか、丁寧な議論が行われることを強く要望します。

必須業務化にあたって競争評価の仕組みを導入するとしても、NHKのネット配信全体の費用上限を引き続き適切に設定すべきと考えます。

必須業務化に伴い、放送法においてNHKのネット配信に対する規律に何らかの変更があるとしても、民放に規律が及ぶことはあってはならないと考えます。この趣旨は公共放送WGで複数の構成員が言及していました。民放のネット配信には元々放送法上の規律がなく、変更がない旨を明記していただくよう要望します。

【株式会社山梨放送】

- 放送番組以外のコンテンツ（テキスト情報等）について現在の理解増進情報の制度を廃止し再整理することに賛同します。  
その再整理では拡大解釈されることがないように、情報の範囲を明確に限定すべきと考えます。

【北日本放送株式会社】

- 現在の理解増進情報の制度を廃止することに賛同します。  
民放連と同様に当社は、NHKは放送と同じものをネットに出すことが原則との認識です。取りまとめ案は、NHKが必須業務として提供するテキスト情報等は放送と同一の内容を基本とする考えを示しており、ネットオリジナルコンテンツの配信はおこなわないものと理解します。  
当然のことですが、地上波放送は行っても配信権を持たずに現時点で配信できていないコンテンツがある場合、民間がすでに配信を行っている場

合は、NHKは新たに配信権の獲得を求めるべきではないと考えます。

放送番組以外のテキスト情報等について、「番組表など放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報」との記載は、現状の理解増進情報と同様に拡大解釈される懸念があると考え、賛成できません。拡大解釈の余地のないよう、削除するか、より明確に限定すべきと考えます。

取りまとめ案は、NHKが必須業務として提供するテキスト情報等は放送と同一の内容を基本とする考えを示しており、ネットオリジナルコンテンツの配信はおこなわないものと理解します。

必須業務化にあたって競争評価の仕組みを導入するとしても、NHKのネット配信全体の費用上限を引き続き適切に設定すべきと考えます。

必須業務化に伴い、放送法においてNHKのネット配信に対する規律に何らかの変更があるとしても、民放に規律が及ぶことはあってはならないと考えます。民放のネット配信には従来から放送法上の規律がなく、変更がない旨を明記していただくよう要望します。

【朝日放送テレビ株式会社】

- NHKのインターネット配信を必須業務とする場合に、市場競争の毀損を防ぐ観点に加えて、テレビ受信機設置に基づく受信料で主に費用が賄われる実態をふまえるべきという観点から、インターネット活用業務全体に対する費用上限を、引き続き設定することを強く要望いたします。

また上記の費用上限の設定と合わせて、任意業務として残るインターネット活用業務の内容についても具体的に限定し、業務範囲がなし崩し的に拡大しないよう歯止めをかけることが重要と考えます。

放送番組以外のテキスト情報等について、「番組表など放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報」との記載は拡大解釈が可能な曖昧な表現で、理解増進情報という曖昧な名称のもとに起きた結果を鑑みて、内容を具体的に限定することを要望いたします。

必須業務化に伴い、放送法においてNHKのインターネット配信に対する規律に変更がある場合でも、それを端緒として民間放送事業者へ新たに規律が及ぶことはあってはならないと考えます。

【株式会社テレビ朝日ホールディングス】

- NHKのインターネット活用業務の必須業務化について  
現在の理解増進情報の制度を廃止することに賛同します。  
NHKは放送と同じものをネットに出すことが原則と提案しました。取りまとめ案は、NHKが必須業務として提供するテキスト情報等は放送と同一の内容を基本とする考えを示しており、ネットオリジナルコンテンツの配信はおこなわないものと理解します。  
ただし、放送番組以外のテキスト情報等について、「番組表など放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報」との記載は、現状の理解増進情報と同様に拡大解釈される懸念があり、賛成できません。拡大解釈の余地のないよう、より明確に限定すべきと考えます。  
必須業務化に伴い、放送法においてNHKのネット配信に対する規律に何らかの変更があるとしても、民放に規律が及ぶことはあってはならないと考えます。民放のネット配信には放送法上の規律がなく、変更がない旨を明記していただくよう要望します。

【株式会社鹿児島讀賣テレビ】

- 取りまとめ案では、NHKが必須業務として提供するテキスト情報等は「放送と同一の内容を基本」とする考え方を示している以上、インターネット向けの独自コンテンツは配信しないことを明確に示すべきです。インターネットで提供できるコンテンツの範囲・費用に関する規定・運用の基準を策定して、外部に公表する必要があります。  
「取りまとめ(案)」で放送番組以外のテキスト情報等について「番組表など放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報」という記載は、現状の理解増進情報と同様に拡大解釈される懸念があり、賛成できません。取りまとめ(案)で現在の理解増進情報について「放送番組に関連付けられた補助的な範囲のものとは考えづらいものも含め」などと現状の問題点を指摘していること・公共放送WGで構成員からテキスト情報について「何らかの例示的列挙をしていただく必要がある」という意見が出たことも踏まえて、「解説・補足は含まない」等より明確に規定すべきです。  
受信契約者と非契約者との公平性担保や民間事業者との公正競争確保の観点から、放送番組以外のテキスト情報についても、受信契約及び受信契約に紐づいた認証との関係を明確に規定すべきです。

必須業務化に伴って、インターネット活用業務の中で任意業務がどうなるのか、明らかにされていません。任意業務が抜け穴となって、インターネット活用業務全体でみると現状よりも拡大することがないように、任意業務は最小限の範囲に限定するべきです。

「費用についても、競争評価を実施するに当たっての重要な一要素」との記載は重要であり、インターネット活用業務全体の費用上限を引き続き設定するべきです。

【株式会社TBSテレビ】

- 構成員の中でもアクセシビリティ、国民の生命・安全に関わる伝達の範囲、テキスト情報の提供範囲など、一部異なる意見もあり、まだまだ議論は十分でないと考えます。今後、受信料制度との整合性や予算的に実施可能であるのかを含めての丁寧な検討が必要です。

【関西テレビ放送株式会社】

- インターネット活用業務を必須業務化する場合の業務範囲として、本案が「放送番組と同一の内容を基本」としたことを評価します。

また、これまで、なし崩し的に拡大してきた「理解増進情報」を廃止することは極めて適切です。

しかし、本案には「番組表など放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報等に限定する」との記述があります。これは極めて曖昧な定義であり、現在の理解増進情報と同様、拡大解釈により業務範囲がなし崩し的に広がる懸念があり不適切だと考えます。

【株式会社テレビ東京ホールディングス】

- <NHKのインターネット活用業務の必須業務化について>

現在の理解増進情報の制度を廃止することに賛同します。

インターネット活用業務の在り方に於いてNHKは放送と同じものをネットに出すことが原則との認識です。取りまとめ案は、NHKが必須業務として提供するテキスト情報等は放送と同一の内容を基本とする考えを示しており、ネットオリジナルコンテンツの配信はおこなわないものと理解します。また、地方向け放送番組の配信拡大については、民放ローカル局の事業運営

への影響を十分に配慮いただくよう要望します。

ただし、放送番組以外のテキスト情報等について、「番組表など放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報」との記載は、現状の理解増進情報と同様に拡大解釈される懸念があり、賛成できません。地域情報の発信についても拡大解釈される懸念があります。拡大解釈の余地のないよう、削除する、もしくはより明確に限定すべきと考えます。

必須業務化に伴い、任意業務の在り方についてしっかりと議論する必要があります。今後、衛星放送、国際放送、ラジオ放送のネット配信の位置付けについて議論することですが、拙速な結論は避け、NHKが真に行うべき業務であるかどうか、NHKの在るべき公共性の議論に関連付けて丁寧な検討が行われることを強く要望します。

必須業務化にあたって競争評価の仕組みを導入するとしても、NHKのネット配信全体の費用上限を引き続き適切に設定すべきと考えます。

必須業務化に伴い、放送法においてNHKのネット配信に対する規律に何らかの変更があるとしても、民放事業者に規律が及ぶことはあってはならないと考えます。この趣旨は公共放送WGで複数の構成員が言及していました。民放事業者のネット配信には元々放送法上の規律がなく、変更がない旨を明記していただくよう要望します。

【株式会社静岡第一テレビ】

- NHKが理解増進情報を再整理し、必須業務化する場合の業務範囲を「放送番組の同時・見逃し配信」、「報道サイト（放送と同一の情報内容の多元提供）」と設定したことは妥当であると考えます。しかし、「必須業務として提供するテキスト情報等は、（中略）番組表などの放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報等に限定する」と記載されており、拡大解釈の余地があります。「放送番組を補完する情報」がどのようなものなのか、具体例を出すなど、明確にする必要があると考えます。

【中部日本放送株式会社】

【株式会社CBCテレビ】

- 放送番組以外のテキスト情報等について、「番組表など放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報」との記載は、現状の理解増進情報

と同様に拡大解釈される懸念があり、削除、もしくは限定すべきと考えます。

【西日本放送株式会社】

- 現在の理解増進情報の制度を廃止することに賛同します。

放送番組以外のテキスト情報等について、「番組表など放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報」との記載は、現状の理解増進情報と同様に拡大解釈される懸念があり、賛成できません。拡大解釈の余地のないよう、削除する、もしくは明確に限定すべきと考えます。

必須業務化にあたっては競争評価の仕組みを導入するとしても、NHKのネット配信全体の費用上限を引き続き適切に設定すべきと考えます。

【株式会社宮城テレビ放送】

- 広島テレビは、NHKは放送と同じものをネットに出すことが原則との認識です。取りまとめ案は、NHKが必須業務として提供するテキスト情報等は放送と同一の内容を基本とする考えを示しており、ネットオリジナルコンテンツの配信はおこなわないものと理解します。

必須業務化にあたって競争評価の仕組みを導入するとしても、NHKのネット配信全体の費用上限を引き続き適切に設定すべきと考えます。

【広島テレビ放送株式会社】

- 現在の理解増進情報の制度を廃止することに賛同します。

民放連と共に、NHKは放送と同じものをネットに出すことが原則との認識です。取りまとめ案は、NHKが必須業務として提供するテキスト情報等は放送と同一の内容を基本とする考えを示しており、ネットオリジナルコンテンツの配信はおこなわないものと理解します。

ただし、放送番組以外のテキスト情報等について、「番組表など放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報」との記載は、現状の理解増進情報と同様に拡大解釈される懸念があり、賛成できません。拡大解釈の余地のないよう、削除する、もしくは明確に限定すべきと考えます。

民放連は、WGの場などを通じ、受信契約者と非契約者の公平性担保（フリーライド防止）や民間事業者との公正競争確保の観点から、受信契約に紐

づいた認証が必須と提起しています。放送番組以外のテキスト情報等についてもその趣旨が反映されたものと理解します。受信契約に紐づいた認証を必須とする方向性を明確に記載していただくよう要望します。

必須業務化にあたって競争評価の仕組みを導入するとしても、NHKのネット配信全体の費用上限を引き続き適切に設定すべきと考えます。

必須業務化に伴い、放送法においてNHKのネット配信に対する規律に何らかの変更があるとしても、民放に規律が及ぶことはあってはならないと考えます。この趣旨は公共放送WGで複数の構成員が言及していました。民放のネット配信には元々放送法上の規律がなく、変更がない旨を明記していただくよう要望します。

【日本海テレビジョン放送株式会社】

- 現在の理解増進情報の制度を廃止することに賛同します。

取りまとめ案は、NHKが必須業務として提供するテキスト情報等は放送と同一の内容を基本とする考えを示しており、ネットオリジナルコンテンツの配信はおこなわないものと理解します。

ただし、放送番組以外のテキスト情報等について、「番組表など放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報」との記載は、現状の理解増進情報と同様に拡大解釈される懸念があり、賛成できません。拡大解釈の余地のないよう、より明確に限定すべきと考えます。

【株式会社テレビ信州】

- 現在の理解増進情報の制度を廃止することに賛同します。

【北海道放送株式会社】

- 取りまとめ案は、NHKが必須業務として提供するテキスト情報等は放送と同一の内容を基本とする考えを示しており、ネットオリジナルコンテンツの配信はおこなわないものと理解します。

ただし、放送番組以外のテキスト情報等について、「番組表など放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報」との記載は、現状の理解増進情報と同様に拡大解釈される懸念があり、賛成できません。拡大解釈の余地のないよう、より明確に限定すべきと考えます。

必須業務化に伴い、放送法においてNHKのネット配信に対する規律に何らかの変更があるとしても、民放に規律が及ぶことはあってはならないと考えます。この趣旨は公共放送WGで複数の構成員が言及していました。民放のネット配信には放送法上の規律がなく、変更がない旨を明記していただくよう要望します。

【北海道放送株式会社】

- 必須業務化にあたって競争評価の仕組みを導入するとしても、NHKのネット配信全体の費用上限を引き続き適切に設定すべきと考えます。

必須業務化に伴い、放送法においてNHKのネット配信に対する規律に何らかの変更があるとしても、民放に規律が及ぶことはあってはならないと考えます。民放のネット配信には放送法上の規律がなく、変更がない旨を明記していただくよう要望します。

【株式会社長崎国際テレビ】

- 「現在の理解増進情報の制度は廃止され」の部分は賛同する。  
ただし、放送番組以外のテキスト情報等について、「番組表など放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報」との記載は、現状の理解増進情報と同様に拡大解釈される懸念があり、賛同できない。  
なし崩し的な拡大にならないよう、より明確に限定すべきだ。

NHKはこれまで「理解増進情報」の名のもとに、なし崩し的に範囲を拡大してきた。

民間事業者がコストをかけて築き、コストを回収しないと成り立たない一方、NHKは受信料制度に支えられ、コストの回収を一切必要としない組織だ。

ここには公正な競争環境は成り立たない。

民間事業者との公正競争確保の観点から、受信契約に紐づいた認証を必須とすべきだと考える。

【讀賣テレビ放送株式会社】

- NHKのインターネット活用業務（以下、ネット業務）の必須業務化について

災害時の緊急情報など国民の生命・安全に関わる伝達の緊急度が高い重要な情報を除き、NHKのネット業務においては放送と同一内容のもののみを配信すべきだと考えます。国民の知る権利への奉仕という観点から、テレビなどの受信設備を持たないインターネットを通じて視聴する利用者に対しても安全・安心な放送コンテンツを届けることがNHKのネット業務の必須業務化の目的であることから、放送と同一にすべきだと考えます。

理解増進情報の制度を廃止することに賛同します。

「放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報」については、その定義が曖昧であり、これまでの理解増進情報がなし崩し的に拡大したことで、民間報道機関の経営に悪影響を及ぼしたと思われることから、必須業務の対象とすべきではないと考えます。

【中京テレビ放送株式会社】

- 現状の理解増進情報が廃止されることには賛同します。ただし、NHKが必須業務として提供する情報は基本、放送番組と同一としていることから、放送番組そのものではない情報については、災害時の緊急情報や重大事件など国民の生命・安全に関わる緊急度の高い重要情報に限定すべきと考えます。放送番組に密接に関連する情報または放送番組を補完する情報は現状の理解増進情報と同様に拡大解釈される懸念があるため賛同できません。

【テレビ大阪株式会社】

- 放送番組以外のコンテンツの範囲について、「放送法に定性的に規定する」としたことには強い懸念がある。曖昧な定義がなし崩し的な業務拡大につながった「放送番組に対する理解の増進に資する情報」（理解増進情報）と同様、「定性的」という表現では、抽象的になってしまい、理解増進情報の二の舞になる危険性が高い。「定性的」を削除し、より具体的に範囲を明記すべきだ。

放送番組以外のコンテンツとして例示されている「(ii) 放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報」は、現在の理解増進情報の考え方とほぼ同意で、再びなし崩し的な業務拡大が懸念される。「看板の架け替え」は認められない。理解増進情報は公正競争の課題や、公平性が求められる受信料制度との矛盾が繰り返し指摘されたからこそ、取りまとめ案でも「廃止されるべき」とされた。現状の反省を踏まえるならば、少なくとも(ii)は削除すべき

	だ。		
	【株式会社読売新聞グループ本社】		
132	<p>○ 日本民間放送連盟が2023年8月に同ワーキンググループに提出した「放送の多元性確保に向けたご提案」にある通り、NHKがテレビ放送で果たしている公共的役割をインターネットでも果たしたいとするならば「放送と同じものをネットに出す」ことが原則であると当社も考えます。よって、本取りまとめ(案)左記のパートで「1. 放送番組と同一のもの(映像及び音声)」としたことは妥当です。また「2. 放送番組以外のコンテンツ(テキスト情報等)」で現制度の理解増進情報制度の廃止を謳ったことも妥当です。しかしながら、限定的に例示されている放送番組密接関連情報や放送番組補完情報に関して放送法にその旨を定性的に規定するとした点は一定の評価をしつつも、現行の理解増進情報のようになし崩し的な拡大に対する懸念もぬぐい切れません。その意味で、提言されている「担保措置としての競争評価の仕組み」や「競争レビュー(仮称)」の定期的実施、その他の放送の二元体制維持のための担保措置については、確実に実効性のある実施と運用を強く望みます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社仙台放送】</p>	<p>今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。なお、本検討会としては、競争評価の枠組みについては、今後、総務省において、NHKに加え、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者が参加する場を設け、NHKが検討に着手することを促すなどして、関係者の声を十分に反映するように努めるべきであると考えています。</p>	無
133	<p>○ 本案では必須業務化の業務範囲に、まず放送番組そのもの(映像及び音声)の提供を挙げています。しかし例えばスポーツ中継など、現在NHKは配信権をもたず、既に民間で配信サービスが成立しているコンテンツについて、NHKが必須業務化を理由に新たに配信権の取得に乗り出すことのないルールの確立を強く要望します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社MBSメディアホールディングス】 【株式会社毎日放送】</p>	<p>今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p>	無
134	<p>○ 「テレビなどの受信設備を持たないがインターネットを利用できる環境にある者から、インターネットを通じてNHKの放送番組を視聴したいとの求めがあれば、NHKには放送番組を提供する義務が生じる。」</p> <p>上記案文から読み取る限り、必須業務として配信する内容は、放送番組と同一の内容で必要かつ十分であり放送番組以外のコンテンツを同じ俎上で議論されていることに違和感を感じます。</p> <p>ただし放送番組以外のコンテンツとは、番組表など、放送波から得られる番組以外の情報のことを指すのなら理解できますが、放送波では得られない情報の配信を必須業務とすべく検討をするのであれば別途の議論とすべきで</p>	<p>本検討会の議論においては、「NHKに対してインターネット上も含めて適切な情報発信をする役割を求めていく上で、動画であるか、テキストであるかということとを区別する必要はあまりないのではないか」、「エビデンスに基づく適切な競争評価の中で、無用の悪影響を及ぼすようなサービスをできないようにしつつ、国民・社会にとって必要なサービスをNHKのミッションとして認めていくことが必要」、「テキスト情報の提供が国民にとって有益であることも否定できないた</p>	無

はないでしょうか。(国民の生命安全に関する緊急時の対応などは除いて) また現在の理解増進情報といったいかようにも拡大解釈できるような文言は不適切であり、案文の中の番組表など放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報等に限定すること”でも曖昧さが残ります。誰にも是非の判断ができるような線引きのルールを今後検討し明示すべきと思います。

【株式会社テレビ愛媛】

- 「(テレビを持たない人であっても) インターネットを通じてNHKの放送番組を視聴したいとの求めがあれば、NHKには放送番組を提供する義務が生じる」など、必須業務化の理由や意味に関する記述はあるものの、「放送番組」の同時配信・見逃し配信の必須業務化の説明に過ぎない。「放送番組以外のコンテンツ(テキスト情報等)」を必須業務として配信すべき範囲に含めることに明確な意義がないならば、必須業務化の範囲に含めるべきでない。

【一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会】

- 必須業務化の「是非と範囲」について説明した3(1)では、「放送番組と同一なもの」を「放送ではないネットで流し、受信料と同様の負担を視聴者に求める」という提案を放送法に依拠して説明しています。「放送番組と同一ではないもの」を「ネットで流す」ことについては、該当部分で理由・根拠を示していません。にもかかわらず3(2)②では「放送番組以外のコンテンツ(テキスト等)」を必須業務にすべきだと指摘し、その理由を「NHKの設置趣旨に鑑み、国民の知る権利への奉仕という公的な側面を勘案」と記しています。「NHKの設置趣旨」も「国民の知る権利への奉仕」も「放送」に関して規定されているものではないのでしょうか。「放送番組と同一」であれば「放送法」や「放送の規定」で根拠づけることは理解できます。一方で「放送番組と同一ではないもの」を「放送の規定」に依拠してネットに流すのは拡大解釈といえないでしょうか。ネットを放送の観点で規定してしまう問題点を考えれば「放送番組以外のコンテンツ(テキスト等)」は「放送番組と同一」に限るべきだと考えます。

なお3(2)②(i)で言及している「災害時の緊急情報や重大事件など国民の生命・安全に関わる伝達の緊急度の高い重要な情報」は、その重大性を鑑みてNHKは既に常に放送番組中にも速報テロップなどで随時流してい

め、競争への影響評価を前提に、テキスト情報の提供を行う余地を今回の制度改正で認めておくことが適当ではないか」といった指摘がありました。

また、NHKからは、インターネット活用業務を必須業務化する場合の業務範囲について、「放送番組の同時・見逃し配信」と「報道サイト(放送と同一の情報内容の多元提供)」が基本であり、これ以外は「放送と同様の効用が異なる態様で実現されるもの」について限定的に提供することを想定しており、テキスト情報については、放送と同一の情報内容についてインターネットの特性に合わせたものを提供することが基本であるとの考えが示されています。

こうした議論を踏まえて、本検討会としては、NHKの設置趣旨に鑑み、国民の知る権利への奉仕という公的な側面を勘案すれば、民間放送事業者や新聞社・通信社等のほか、NHKを含めた様々な主体から、視聴者が多角的に情報を受け取ることができる環境を整えることが望ましく、配信するテキスト情報等の範囲については、放送番組と同一の内容を基本とし、その具体的な範囲や提供条件については、競争評価のプロセスを経て定める制度にすべきと考えています。その上で、NHKは、競争評価に関する検討の場において、「放送と同一の情報内容」や「放送と同様の効用」についてより分かりやすい説明に努めるとともに、提供する情報の範囲等について明確な説明に努めるべきであると考えています。

	<p>ます。放送番組の文字放送と同様に「放送番組と同一」のコンテンツを流すことは賛同します。</p> <p>そもそも「必須業務化の意味」について、3(2)①は「NHKの放送番組について、放送、ネットといった伝送手段を問わず、視聴者に継続的・安定的に提供することが必須業務化の意味するところ」と明確に書いています。「テレビを持たないネットの視聴者にNHKの放送番組を届ける」というのが必須業務化であるのであれば、3(2)②(ii)は矛盾を含んだ規定ではないでしょうか。3(2)②(ii)は「番組表など放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報等」と書いています。「テレビを持たない人」は「放送番組をみない人」のはずで、放送番組をみない人になぜ「放送番組に密接に関連する情報・放送番組を補完する情報等」を届けるのでしょうか。必須業務化の意味を「ネット視聴者に放送番組を届ける」と定義している以上、提供範囲は「放送番組と同一」であるべきです。取りまとめ案で必須業務の範囲は「放送番組と同一」が基本である、と繰り返し強調した点も考慮して「放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報等」は削除すべきだと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社日本経済新聞社】</p>		
135	<p>○ 必須業務化に伴い、放送法におけるNHKのネット配信に対する規律が何らかの変更があるとしても、公共放送ワーキングにおいて同じ趣旨で複数の構成員からの発言があったように、民間放送事業者に規律が及ぶことはあってはならないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【関西テレビ放送株式会社】</p> <p>○ 必須業務化に伴い、放送法においてNHKのネット配信に対する規律に何らかの変更があるとしても、民放に規律が及ぶことがあってはならないと考えます。この趣旨は、公共放送WGで複数の構成員が言及していたものと理解しています。民放のネット配信には放送法上の規律がなく変更がない旨を明記していただくよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社福岡放送】</p>	<p>本検討会としては、インターネット上で配信する放送番組については、番組準則のような法律上の規制は課さず、NHKを含む放送事業者における自主的な判断に委ねられるべきであると考えており、そのことは本案において明らかであると考えています。</p>	無
136	<p>○ 今回の必須業務化の方針にあたり、現在の理解増進情報の制度は廃止されるべきとされていますが、その意味や範囲、そして今後の扱いに関して、NHK</p>	<p>本検討会としては、NHKによる理解増進情報の提供によって、民間放送事業者その他の民間報道機関の経営</p>	無

	<p>の説明を聞いても依然あいまいさを感じます。ローカル局にとって、現在でさえ、地域のニュース出稿本数などで優位に立つNHKの配信の必須業務化はまさに脅威といえます。必須業務化するのであれば、まずは範囲を明確にし、「放送番組と同一のもの」の範囲に徹することを大原則とすべきだと考えます。また、今回盛り込まれた、放送の二元体制確保のための担保措置としての競争評価の仕組みは、非常に重要と考えます。実効性のあるものにするためにも、広く関係者の知見や意見を集約する場を作るべきだと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【四国放送株式会社】</p>	<p>が、実際にどの程度の悪影響を受けているのかについては、エビデンスベースで検証していくことが必要と考えています。また、配信するテキスト情報等の具体的な範囲や提供条件については、競争評価のプロセスを経て定める制度にすべきであり、競争評価の枠組みについては、今後、総務省において、NHKに加え、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者が参加する場を設け、関係者の声を十分に反映するように努めるべきであると考えています。</p>	
137	<p>○ NHKのインターネット活用業務の無限定な拡大につながっていた「理解増進情報の制度は廃止」とすることに賛同します。必須業務は、基本的に「放送と同一」のコンテンツと考えます。</p> <p>放送番組以外のテキスト情報等について、「番組表など放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報等に限定する」との記載は、現状の理解増進情報と異なり、無限定に拡大することなく、抑制的な運用を求めるものと理解します。</p> <p>運用に関して、「放送法に定性的に規定する」と記載されていますが、実際の法律案作成に当たっては、後述の担保措置（競争評価）を含め、十分に実効性のある法的枠組みを構築するよう求めます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社フジ・メディア・ホールディングス】 【株式会社フジテレビジョン】</p>	<p>御指摘のとおり、配信するテキスト情報等については無限定に拡大することなく、公正競争確保の観点から抑制的な運用が求められるものであり、今後、総務省において本案を踏まえて競争評価の制度設計を進めるべきであると考えています。</p>	無
138	<p>○ 「理解増進情報制度の撤廃」に賛同するとともに、「放送番組と同一の内容」を基本とするべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ビーエスフジ】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無
139	<p>○ 理解増進情報は公正な競争が成り立たないだけでなく、受信料制度との整合性の観点からも問題がある。「インターネット活用業務を必須業務化する場合は、それに伴って、現在の理解増進情報は廃止されるべき」との記述があるが、必須業務化するかどうかにかかわらず廃止すべきだ。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会】</p> <p>○ 現行の理解増進情報に関して「なし崩しの拡大であり、収支を勘案してネット事業に取り組む民間放送事業者その他の民間報道機関の経営に悪影響を</p>	<p>理解増進情報は、NHKの放送番組に編集上必要な資料その他のNHKの放送番組に対する理解の増進に資する情報（これらを編集したものを含む。）として、インターネット活用業務において提供することが放送法上認められているものであり、その具体的な情報の範囲は、NHKインターネット活用業務実施基準において規定されていると承知しています。</p> <p>また、必須業務として配信するテキスト情報等の具</p>	無

	<p>及ぼしているのではないか」との指摘を紹介した点に強く賛同します。NHKについて「受信料を財源とすることがいわゆる国家補助（state aid）に該当し得る」「特に有力な公的事業者が国家補助を受けた場合、その経済活動は競争を歪める恐れがある」との意見を明記した部分にも賛意を示します。NHKは受信料を財源に、年間6500億円前後の収入を得て、1万人規模の職員を抱える日本最大のメディアです。他の民間放送事業者や新聞社・通信社などでこれほど強大な基盤を持つメディアはありません。</p> <p>取りまとめ案では「公正競争」が重要、という指摘が多々ありましたが、そもそも「国家補助に該当し得る」巨額の財源で運営する組織と、購読料や広告収入で運営する通常の民間企業では「競争」は成り立たないと考えます。現行の理解増進情報が放送のための受信料で賄われ、巨費が投じられている状況は一刻も早く是正すべきです。</p> <p>該当部分ではNHKの意見も紹介しています。「テキスト情報は放送と同一の情報内容をネットの特性に合わせたものを提供するのが基本」と記しています。取りまとめ案では「ネット活用業務を必須業務化する場合は現在の理解増進情報の制度は廃止」と記していますが、NHK自身や構成員の意見を考慮すれば、理解増進情報は必須業務化を前提とすることなく、迅速に廃止すべきです。</p> <p>理解増進情報の経緯からみても、必須業務の範囲から「放送番組と密接に関連する情報・放送番組を補完する情報等」は削除すべきです。現行の理解増進情報が導入された際も「放送の補完」といった趣旨が掲げられ、結果として取りまとめ案でも言及された「なし崩しの拡大」を招きました。経緯を重く受け止めたうえで制度設計をするべきです。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社日本経済新聞社】</p> <p>○ 理解増進情報は公正な競争が成り立たないだけでなく、公平性を掲げる受信料制度との整合性の観点からも問題がある。「インターネット活用業務を必須業務化する場合は、それに伴って、現在の理解増進情報は廃止されるべき」との記述があるが、必須化するかどうかにかかわらず廃止すべきだ。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社読売新聞グループ本社】</p>	<p>体的な範囲や提供条件については、競争評価のプロセスを経て定める制度にすべきと考えています。</p> <p>その上で、公正競争に関してNHKが配慮すべき旨の義務を法定することについて、要望・指摘があったことも勘案して、今後の法制化の過程において検討すべきと考えており、そのことを本案でも指摘しています。</p>	
140	<p>○ 具体的な範囲や提供条件については競争評価のプロセスを経て定められているが、国民・視聴者にとって重要な関心事項だ。議論の出発点として、</p>	<p>本検討会としても、競争評価の枠組みについては、今後、総務省において、NHKに加え、民間放送事業者、</p>	無

	<p>NHKが早急に自身の考え方を具体的に示すべきであり、総務省はそれを促すべきだ。また、ネット業務の一部が「任意業務」として残ることがあるかどうか、有料か無料かも含めて明らかになっていない。早急に具体的なインターネット業務の全体像を示すべきだ。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会】</p> <p>○ 具体的な範囲や提供条件については競争評価のプロセスを経て定められているが、議論の出発点として、ネット業務の一部が「任意業務」として残るかどうかも含めて、NHKが早急に具体的なネット業務の全体像を示すべきであり、総務省はそれを促すべきだ。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社読売新聞グループ本社】</p>	<p>新聞社・通信社等の関係者が参加する場を設け、NHKが検討に着手することを促すなどして、関係者の声を十分に反映するように努めるべきであり、その場において、NHKは、提供する情報の範囲や提供条件、その影響等について、明確な説明に努めるべきであると考えています。なお、NHKのインターネット活用業務のうち、少なくともNHKオンデマンドについては任意業務として残ると考えています。</p>	
141	<p>○ NHKのネット業務拡大は、放送政策にとどまらない影響がある。取りまとめ案は検討の目的や担保措置について、「メディアの多元性を確保する上で重要な役割を果たす放送の二元体制」との記述が繰り返されている。しかし、WGで複数の構成員からメディアの多元性の重要性について繰り返し言及があったように、放送の二元体制にとどまらない課題だという点は共通認識となっているはずだ。「放送の二元体制」との記述を「メディアの多元性」と修正しなければ、議論を正確に反映しているとは言えず極めて不適切だ。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会】</p> <p>○ 取りまとめ案は、検討の目的や担保措置について、「メディアの多元性を確保する上で重要な役割を果たす放送の二元体制」との記述が繰り返されている。しかし、インターネット世界のプレーヤーは、放送の二元体制を意味する「NHKと民放」とどまらず、新聞、通信社などを含んでおり、「より大きなメディアの二元体制」（NHKとNHK以外の全メディア）と言える。インターネット世界では「放送の二元体制」だけでなく、「より大きなメディアの二元体制」維持が目的となるべきだ。従って、「放送の二元体制を維持する」ではなく、「メディアの多元性を確保する」ことが目的であるという趣旨に修正すべきだ。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社読売新聞グループ本社】</p>	<p>御意見を踏まえて、本案中の「二元体制」のうち、文意に照らして修正可能なものを「放送の二元体制を含むメディアの多元性」等に修正させていただきます（7, 8, 12, 13, 14, 17, 22, 25ページ）。</p>	有
142	<p>○ 前述の3（1）でも指摘しましたが「メディアの多元性確保」と「放送の二元体制」について、該当部分の表記は「放送は放送以外のメディアより重</p>	<p>御意見を踏まえて、本案中の「二元体制」のうち、文意に照らして修正可能なものを「放送の二元体制を</p>	有

	<p>要である」という視点を強調しています。「NHKのネット活用業務の拡大は競争を歪め二元体制を損なうおそれがある」「メディアの多元性を確保するうえで重要な役割を果たす放送の二元体制が損なわれないよう（必須業務の）範囲を限定して確定されるべき」といった表現は「ネットの世界でも放送の二元体制を最優先してすべての政策を検討すべきだ」という考えが背景にあるとみられかねません。今回の必須業務化の議論は、放送の法や規制の枠外に大きな影響を与えるものです。そうした法規制の外部にいる事業者からすれば「なぜネットの世界にもかかわらず、放送の二元体制が最優先なのか」という疑問が出てきます。前述の通り、あくまでも放送以外の事業者の立場を重視して「多元性を損なわないため」の判断をあらゆる部分で優先すべきだと思います。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社日本経済新聞社】</p>	<p>含むメディアの多元性」等に修正させていただきます（7, 8, 12, 13, 14, 17, 22, 25ページ）。</p>	
143	<p>○ インターネットを通じて放送番組を視聴者に提供する業務を、（中略）「必須業務」として位置付けることにより（以下略）の文言について 賛同しますが、同業務についてはNHKの「インターネット業務」から切り離して、「放送番組提供業務」として、放送と同等の規律を課すべきです。あわせて欧州のように、インターネットにおける放送番組の提供を放送法や著作権法上も制度上、放送と同等の定義付けをすることにより、民放も含めた放送番組のインターネットにおける展開を容易にするよう法改正を検討すべきだと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ワイズ・メディア】</p>	<p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	無
144	<p>○ 「NHKの放送番組を継続的・安定的に提供することが必須業務化の意味するところであるから（以下略）」の文言について 「NHKの放送番組を」の後に「地方放送局発信の番組も含めた放送と同等の内容で」との文言を付加すべきです。 相応の負担をユーザーに求めるのであれば、地域における放送番組提供も必須業務に含まれるとすべきであり、そうでなければ受信料との整合性を議論するとき矛盾が生じてくると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ワイズ・メディア】</p>	<p>今後の競争評価のプロセスを経て決定されるものではあるものの、NHKの地方局発信の番組も、同時配信の対象かどうかは別にして、必須業務の範囲に含まれると考えています。</p>	無
145	<p>○ 「もっとも、NHKによるテキスト情報等の配信を認めるにしても（中略）放送の二元体制が損なわれないよう、その範囲を限定して画定されるべきである。（中略）現在の理解増進情報の精度は廃止され、必須業務として</p>	<p>本検討会としては、NHKの設置趣旨に鑑み、国民の知る権利への奉仕という公的な側面を勘案すれば、民間放送事業者や新聞社・通信社等のほか、NHKを含めた</p>	無

	<p>提供されるテキスト情報等として再整理されるべきである。」の文言について当該パラグラフごと削除すべきです。</p> <p>二元体制はあくまで、放送という限られた情報空間の中でしか成立しないものであり、それを維持したからといってインターネットを含めたメディアの多元性が確保できるとは限りません。</p> <p>NHKや民放などのネット上での競争相手はGAFAをはじめとする国境を超えたメディアであり、それと向き合うためにはNHKの業務範囲を限定することはかえってマイナスであり、現在の理解増進情報の制度を廃止することは適当ではないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ワイズ・メディア】</p>	<p>様々な主体から、視聴者が多角的に情報を受け取ることができる環境を整えることが望ましいと考えています。</p> <p>他方、メディアの多元性が損なわれることがないように、テキスト情報等の範囲を限定して画定すべきであり、NHKのインターネット活用業務を必須業務化する場合には理解増進情報の制度は廃止され、必須業務として提供されるテキスト情報等として再整理されるべきと考えています。</p>	
146	<p>○ 「ii）番組表など放送番組に密接に関連する情報（以下略）」の文言について</p> <p>ii）「番組表」の後に「や放送番組の時間的制約のために載り切らなかった情報」を挿入すべきです。</p> <p>上記はワーキンググループにおける報告書案に掲載されていた文言であり、新聞協会が懸念を示したことに対して、構成員間での議論もないまま座長一任となり、取りまとめ（案）でいつの間にか削除されたことは、議論の積み上げによる制度の構築というこれまでのルールをなし崩しにするものであり、健全なやり方ではありません。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ワイズ・メディア】</p>	<p>御指摘の箇所は定性的に規定する場合の例として示したものであり、公共放送ワーキンググループでの議論を踏まえて修正したものです。放送番組の時間的制約のために載り切らなかった情報に対する御意見については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p>	無
147	<p>○ 新聞社メディアの事業継続性とNHKのテキスト情報発信をやめさせるべきという考えは切り離して考えるべきかと思えます。Twitter (X)・YouTubeによる個人発信が増えた現状、NHKテキストメディアがなくなったところで、新聞社メディアへのトラフィックが増えるとは考えにくく、誤情報などが増大するリスクの方が高いと考えられます。縮小しつつある出版社系メディア市場内における近視眼的な施策です。</p> <p style="text-align: right;">【個人7】</p>	<p>今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。なお、本検討会としては、NHKによる理解増進情報の提供によって、民間放送事業者その他の民間報道機関の経営が、実際にどの程度の悪影響を受けているのかについては、エビデンスベースで検証していくことが必要と考えています。</p>	無
148	<p>○ NHKの理解増進情報(テキスト情報)の提供制度の廃止には断固反対します。新聞業界や民放からは、民業圧迫という批判が出ていますが、そのような理由で国民が質の高い情報を得る手段の一つを奪われるのは理不尽です。新聞協会は情報の多様性の点を強弁していますが、多くの新聞社の新聞において、記事のほとんど(町内会レベルの記事以外)は同一の通信社から配信さ</p>	<p>今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。なお、本検討会としては、NHKの設置趣旨に鑑み、国民の知る権利への奉仕という公的な側面を勘案すれば、民間放送事業者や新聞社・通信社等のほか、NHKを含めた様々な主体から、視聴者が多角的に</p>	無

	<p>れた記事に対して自社でわずかな加工しか加えずにそのまま掲載しているだけなので、そのような主張は失当です。</p> <p>民間との競争公平性は、理解増進情報に充てることのできる予算に上限を設けることで十分実現することができます。</p> <p style="text-align: right;">【個人14】</p>	<p>情報を受け取ることができる環境を整えることが望ましいと考えています。</p>	
149	<p>○ GIGAスクール構想が始まり3年が経ちました。私は現場で小学校の教員をしていましたが、一人一台端末を使った授業において、NHK for Schoolは欠かせない存在でした。番組としての編集方針がとても素晴らしく、授業の動機づけや深い理解のために、何度も授業で番組を流しました。また、番組やテーマに関連した豊富なクリップがとてもよくできていて、例えば理科の地層の学習など、身近な体験が難しい分野の学習などにおいて、児童が自分で動画クリップを選択し、調べてまとめるという学習は、欠かせないものでした。</p> <p>公募意見を拝見させていただき、NHK for Schoolの番組やクリップが使えなくなってしまうのではないかと、危惧しています。公開資料のp326にあるように、一般の方からの教育コンテンツへの期待は8割を超えています。番組及び動画クリップもこれまで同様に公開していただき、授業で活用できるようにしていただけることを、一教員として強く願います。国策として方針の示されたGIGAスクール構想のさらなる推進のため、動画クリップはこれまで通り残し、授業で学びを深めるものとしていただけますよう、よろしく願います</p> <p style="text-align: right;">【個人18】</p>	<p>配信するテキスト情報等の具体的な範囲や提供条件については、競争評価のプロセスを経て定める制度にすべきと考えており、今後総務省において検討していく上での参考として承ります。</p>	無
150	<p>○ テレビ放送という業態はいずれ無くなる。つまり、放送と同じものしかインターネットに掲載できないということは、消滅させるということと同義と考えてよい。民業圧迫というのが本当にそうなのだろうか。NHKの存在意義から考えると、見たいものを見るというサブスクライブ制というよりも税に近いものになるべきと考える。つまり平等負担。格差が広がる中、セーフティネットとしてあるべきものという考え方をすべきだ。教育や福祉など日本という国を支えるものですら、富があるものが有利なこの社会で、NHKにどう役割を持たせられるか、その根本を考えてほしい。</p> <p style="text-align: right;">【個人20】</p>	<p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	無
151	<p>○ 意見3：理解増進情報に関する現行法の見直し、または、その解釈の変更</p>	<p>今後総務省において検討を進めていく上での参考と</p>	無

	<p>について検討すべきである。</p> <p>該当箇所：別添2 P.10 3. NHK のインターネット活用業務の在り方 (2) 必須業務として配信すべき情報の範囲</p> <p>「意見1」で述べたとおり、デジタル時代においては、放送が含む情報の信頼性の高さを示すため、放送番組と必ずしも直接的に関連しない情報をインターネットにより発信する必要がある。すなわち、質の高い理解増進情報をインターネットで提供することは今後益々重要になることから、デジタル時代における理解増進情報の在り方については見直しをすべきである。例えば、「国民の知る権利への奉仕に資する情報」と「放送番組のみに対する理解の増進に資する情報」に分類し、後者については契約者に限って提供する仕組みを導入するなど。なお、インターネット活用が必須業務化することに伴い理解増進情報のインターネット提供が制限される可能性に、NHK自身が発言していることに危惧を感じる。放送番組だけがすべてとの考えでは、デジタル時代に放送事業者は生き残れないとの覚悟をもって事業に臨むべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人24】</p>	<p>して承ります。</p>	
--	---	----------------	--

**(3) 放送の二元体制を維持するための担保措置**

<p>152</p>	<p>○ 放送の二元体制を維持するための担保措置について</p> <p>「公正競争に関してNHKが配慮すべき旨の義務を法定することについて、(中略) 今後の法制化の過程において検討すべき」との提言は、民放連の提案を踏まえたものであり、賛同します。引き続き行政において法改正の検討を進めていただきたいと思います。</p> <p>担保措置としての競争評価を、NHK以外の第三者機関において民放事業者、新聞社・通信社等の関係者が参加する仕組みとするとの提言は、民放連の提案を反映したものであり、賛同します。実効性のあるものになるよう、検討を深めていく必要があると考えます。</p> <p>放送番組以外のネット配信については、既存サービスを含め、すべて競争評価の対象であることを明記するよう要望します。</p> <p>競争評価にあたり、NHKが策定する原案は、NHKが実施するにふさわしい公共性と公共的価値があることと、放送の二元体制を損なわないことを、NHK自身が明らかにすることが重要です。業務内容とともに、実施計画および支出予算が記述されるべきものと考えます。</p>	<p>今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。なお、競争評価の仕組みは、まず、NHKが原案を策定し、その評価・検証をNHK以外の第三者が適時に、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者の参加を得て実施し、NHKや関係者の協力を得てエビデンスベースで、インターネット活用業務の具体的な範囲や提供条件を決定する仕組みとすべきであると考えています。</p> <p>その上で、今後、NHKが原案を策定するに当たり、総務省において、NHKに加え、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者が参加する場を設け、NHKが検討に着手することを促すなどして、関係者の声を十分に反映するように努めるべきであると考えています。また、NHKは、その場において、提供する情報の範囲や提供条件、その影響等について、明確な説明に努めるべきで</p>	<p>無</p>
------------	---	--	----------

競争評価に関する準備組織として、「総務省においてNHKに加え、民放事業者、新聞社・通信社等の関係者が参加する場を設け、NHKが検討に着手することを促す」との提言に賛同するとともに、早期の設定をあらためて要望します。

【一般社団法人日本民間放送連盟】

- 「公正競争に関してNHKが配慮すべき旨の義務を法定することについて、(中略)今後の法制化の過程において検討すべき」との提言は、民放サイドの提案を踏まえたものであり、賛同します。引き続き行政において法改正の検討を進めていただきたいと思います。

担保措置としての競争評価を、NHK以外の第三者機関において民放事業者、新聞社・通信社等の関係者が参加する仕組みとするとの提言は、民放連の提案を反映したものであり、賛同します。実効性のあるものになるよう、検討を深めていく必要があると考えます。

競争評価にあたり、NHKが策定する原案は、NHKが実施するにふさわしい公共性と公共的価値があることと、放送の二元体制を損なわないことを、NHK自身が明らかにすることが重要です。業務内容とともに、実施計画および支出予算が記述されるべきものと考えます。

競争評価に関する準備組織として、「総務省においてNHKに加え、民放事業者、新聞社・通信社等の関係者が参加する場を設け、NHKが検討に着手することを促す」との提言に賛同するとともに、早期の設定をあらためて要望します。

【日本テレビ放送網株式会社】

【株式会社BS日本】

【株式会社山梨放送】

【札幌テレビ放送株式会社】

【日本海テレビジョン放送株式会社】

- 検討会では、インターネット活用業務を必須業務する場合の業務範囲は、放送番組と同一の内容が基本となると示しており、NHKが、テレビ放送と同様に公共的役割をインターネットでも果たす意向を踏まえると、「放送と同一内容をインターネットでも出す」原則を踏襲するべきものと心得ます。

あると考えています。

また、放送番組以外のインターネット配信については、既存のサービスを含めて、全て競争評価の対象とすることが適当です。

放送コンテンツのネット配信の在り方に関しては、検討会での議論がなされたように「民間放送事業者とNHKの二元体制を情報空間全体で維持していくことが重要」とする前提を踏まえることが肝要であり、その上でNHKがネット業務を一方向的に拡大すれば、民間事業者との公正な競争やバランスをゆがめることにつながりかねず、NHKのインターネット活用業務に関しては、新聞協会や民放連など幅広い利害関係者が参画した準備組織の中で活用業務の是非や必要性を十分に議論することが必要だと考えます。検討会では、こうした担保措置としての競争評価の仕組みの必要性を説いており、仮にインターネット活用業務をNHKの必須業務に加えるのであれば、放送法においてNHKの公正競争確保の義務を定めるなど、多様な観点から担保措置の法的根拠を定めることも議論すべき事項と考えます。

【南海放送株式会社】

- 「公正競争に関してNHKが配慮すべき旨の義務を法定することについて、（中略）今後の法制化の過程において検討すべき」との提言に賛同します。

担保措置としての競争評価を、NHK以外の第三者機関において民放事業者、新聞社・通信社等の関係者が参加する仕組みとするとの提言に賛同します。実効性のあるものになるよう、検討を望みます。

放送番組以外のネット配信については、既存サービスを含め、すべて競争評価の対象であることを明記するよう要望します。

競争評価にあたり、NHKが策定する原案は、NHKが実施するにふさわしい公共性と公共的価値があることと、放送の二元体制を損なわないことを、NHK自身が明らかにすることが重要です。業務内容とともに、実施計画および支出予算が記述されるべきものと考えます。

競争評価に関する準備組織として、「総務省においてNHKに加え、民放事業者、新聞社・通信社等の関係者が参加する場を設け、NHKが検討に着手することを促す」との提言に賛同します。同時に早期の設定を要望します。

【北海道放送株式会社】

- 放送の二元体制を維持するための担保措置について

担保措置としての競争評価を、NHK以外の第三者機関において民放事業者、新聞社・通信社等の関係者が参加する仕組みとするとの提言に賛同します。実効性のあるものになるよう、検討を深めていく必要があると考えます。

【東海テレビ放送株式会社】

- インターネット配信がNHKの本来業務化された場合においても、配信権はライツホルダーが保持するものであることに変わりはありません。インターネット配信の本来業務化が認められた場合には、それを理由に配信権の獲得を拡大することは極めて慎重であるべきと考えます。

民間では、スポーツの生放送番組など、広告付きで無料配信を行っているものがあります。既に放送を行っているという理由で、民間で配信しているスポーツコンテンツ等をNHKが新たにインターネット配信を行うことは、競争評価制度の検討以前に、明らかな民業圧迫であると言えます。

NHKは受信料で運営する団体であることを再認識し、民間のビジネスを毀損することがないように強く要望します。

「公正競争に関してNHKが配慮すべき旨の義務を法定することについて、（中略）今後の法制化の過程において検討すべき」との提言に賛同します。引き続き、行政において法改正の検討を進めていただきたいと思います。

担保措置としての競争評価をNHK以外の第三者機関において民放事業者・新聞社・通信社等の関係者が参加する仕組みとするとの提言に賛同します。

競争評価にあたり、NHKが策定する原案は、NHKが実施するにふさわしい公共性と公共的価値があることと、放送の二元体制を損なわないことを、NHK自身が明らかにすることが重要です。業務内容とともに、実施計画および支出予算が記述されるべきものと考えます。

競争評価に関する準備組織として、「総務省においてNHKに加え、民放事業者、新聞社・通信社等の関係者が参加する場を設け、NHKが検討に着手することを促す」との提言に賛同するとともに、早期の設定をあらためて要望します。

【朝日放送テレビ株式会社】

- 「公正競争に関してNHKが配慮すべき旨の義務を法定することについ

て、今後の法制化の過程で検討すべき」との提言に賛同します。今後、NHKの義務が適切に法定されることを要望いたします。

競争評価について、NHK以外の第三者機関において民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者が参加する仕組みとする提言に賛同します。総務省には、関係者が参加するこの協議体が形骸化せず実効性のあるものとなるための制度整備を、早急におこなっていただくよう要望いたします。

競争評価に際してNHKが策定する原案において、公共的価値があることと、放送の二元体制を損なわないことを、まずNHK自身が明らかにすることが重要で、競争評価の実効性を確保するために必須にすべきと考えます。

放送番組以外のインターネット配信については、新規サービスだけでなく、既存サービスを含め、全て第三者機関による競争評価の対象になると理解していますが、その旨を取りまとめに明記するよう要望いたします。

【株式会社テレビ朝日ホールディングス】

○ 放送の二元体制を維持するための担保措置について

「公正競争に関してNHKが配慮すべき旨の義務を法定することについて、(中略)今後の法制化の過程において検討すべき」との提言は、賛同します。

担保措置としての競争評価を、NHK以外の第三者機関において民放事業者、新聞社・通信社等の関係者が参加する仕組みとするとの提言には、強く賛同します。

民放事業者の参画の方法など実効性のあるものになるよう、検討を深めていく必要があると考えます。

NHKが策定する原案は、公共性を有し、放送の二元性を損なわないものであることが大前提であり、その為には、支出予算が明示された上で、その妥当性を第三者機関において判断すべきと考えます。

競争評価に関する準備組織として、「総務省においてNHKに加え、民放事業者、新聞社・通信社等の関係者が参加する場を設け、NHKが検討に着手することを促す」との提言に賛同するとともに、早期の設置をあらためて要望します。

【株式会社鹿児島読売テレビ】

○ 担保措置としての競争評価を、「NHK以外の第三者機関において民放事業者、新聞社・通信社等の関係者が参加する仕組みとする」との提言に、賛同します。電波監理審議会のような既存の審議会だけにこだわらずに、民放事業者や新聞社も参加する新たな場を設置することも含めて、民放事業者の意見がこれまでよりも反映されやすくなるように期待します。

担保措置としての競争評価は、新規のサービスだけではなく既存のサービスも対象となることを、明確に記載するべきです。特に外部プラットフォームを通じたコンテンツの提供について、どのような基準で運用するのか、必須業務化にあたって情報を開示するよう強く要望します。

競争評価に関する準備組織として、「総務省においてNHKに加え、民放事業者、新聞社・通信社等の関係者が参加する場を設け、NHKが検討に着手することを促す」との提言に賛同し、早期の設定をあらためて要望します。

【株式会社TBSテレビ】

○ <放送の二元体制を維持するための担保措置について>

「公正競争に関してNHKが配慮すべき旨の義務を法定することについて、(中略)今後の法制化の過程において検討すべき」との提言は、民放サイドの提案を踏まえたものであり、賛同します。引き続き行政において法改正の検討を進めていただきたいと思います。

担保措置としての競争評価を、NHK以外の第三者機関において民放事業者、新聞社・通信社等の関係者が参加する仕組みとするとの提言に賛同するとともに実効性のあるものになるよう、検討を深めていく必要があると考えます。その場合は我々民放ローカル局の意見も取り込むべく配慮をお願いします。

競争評価に関する準備組織として、「総務省においてNHKに加え、民放事業者、新聞社・通信社等の関係者が参加する場を設け、NHKが検討に着手することを促す」との提言に賛同するとともに、早期の設定をあらためて要望します。

【株式会社静岡第一テレビ】

○ 「NHK のインターネット活用業務を必須業務化する場合には、民間放送事業者等との公正な競争環境を確保することが必要であり、この点を踏まえ

	<p>た担保措置を講じることが求められる。」に賛同いたします。加えて、「NHKが必須業務として実施するインターネット活用業務に要する費用についても…（中略）、市場に悪影響を与える可能性があれば、事前に競争評価を実施すべきである」にも賛同いたします。</p> <p>また、NHKが競争評価の仕組みを検討する上で、民間放送事業者、特にローカル放送局が検討の場に参加することは非常に重要であると考えており、ローカル放送局の声も十分に反映させるように努めるべきであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【中部日本放送株式会社】 【株式会社CBCテレビ】</p> <p>○ 「担保措置としての競争評価の仕組みは、まず、情報の提供主体であるNHKが上記の仕組みによって原案を策定し、その評価・検証を、NHK以外の第三者機関（電波監理審議会等）が、NHKが必須業務としてのインターネット活用業務を開始する前など適時に、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者の参加を得て実施し、エビデンスベースで、インターネット活用業務の具体的な範囲や提供条件を決定する仕組みとするべきである。」</p> <p>放送の二元体制を維持するための担保処置として、民放連が提案した競争評価の仕組みが取り上げられていることは、有効な施策として評価します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ愛媛】</p>		
153	<p>○ 競争評価の仕組みにおいて、その評価・検証する場に、NHK以外の第三者を入れることは必須条件だ。</p> <p>その場に民放事業者や新聞社など関係者の参加を得るとの考えに賛同する。その際に用いられるエビデンスは、新たに必須業務として始めるNHK自らが出すべきだ。</p> <p>これまでNHKはインターネット予算の上限を、なし崩し的に、明確な理由の説明もないまま引き上げてきた。</p> <p>その結果、現在、莫大な費用が使われている。</p> <p>これまでの実績をベースにして、今後のインターネット活用業務の予算を考えるのではなく、ゼロベースで考えて行くべきだ。</p> <p>さらにNHKのネット配信全体の費用上限は適切に設定すべきと考える。</p> <p>また、NHKが必須業務としてインターネット活用業務を行う場合、業務全</p>	<p>今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。なお、本検討会としては、競争評価の枠組みについては、今後、総務省において、NHKに加え、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者が参加する場を設け、関係者の声を十分に反映するように努めるべきであると考えています。また、具体的な範囲や提供条件は、競争評価のプロセスを経て決定されるものの、要する費用についても競争評価の重要な一要素と考えています。</p>	無

	<p>般について競争上の問題が生じていないかを検証する「競争レビュー（仮称）」を定期的に行うことは必須だ。</p> <p>また民放、新聞社、通信社など関係者からの求めに応じて開催されるような制度設計も重要だ。</p> <p>【讀賣テレビ放送株式会社】</p> <p>○ 放送の二元体制を維持するための担保措置について</p> <p>NHKがネット業務を行うにあたっては、放送の二元体制、メディアの多元性を確保するための措置を講じることが必要だと考えます。</p> <p>「NHKと民間放送の並存と競争による放送の二元体制を維持するための措置を講じる仕組みとすることが適当である。」「NHKのネット業務を必須化する場合には、民間放送事業者との公正な競争環境を確保することが必要であり、この点を踏まえた担保措置を講じることが求められる。」ことには強く賛同します。</p> <p>そのためにも、インターネット活用業務については、使用できる予算の上限を設定すべきです。必須業務になった場合であっても、民間とのバランスを考慮した予算上限を設定することが民間放送事業者との公正な競争を確保し、二元体制の維持につながると考えます。</p> <p>「競争評価はNHK以外の第三者機関が、適時に民間放送事業者、新聞社・通信社の関係者の参加を得て実施し、NHKのネット業務の具体的な範囲や提供条件を決定する仕組みとすべき。」ことには、概ね賛同しますが、民放局の参加は「適時」ではなく、「常時」とすることで、その議論に常に参加し、意思決定に深く関与できるようにすべきだと考えます。</p> <p>【中京テレビ放送株式会社】</p>		
154	<p>○ NHKが策定する担保措置（競争評価の仕組み）の原案を評価・検証するNHK以外の第三者機関（電波監理審議会等）には、上記のような民間ビジネスに抵触するケースも十分に配慮して、在京だけでなく全国の関係者の意見を丁寧にくみ取ることができる体制が整備されることを強く要望します。</p> <p>【株式会社MBSメディアホールディングス】</p> <p>【株式会社毎日放送】</p>	今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無
155	<p>○ 競争評価の仕組みでは費用の規模を明らかにすべきとの記述があるが、既存の「補完業務」で業務がなし崩し的に拡大したことを踏まえると、仮に必</p>	必須業務に要する費用については競争評価の重要な要素と考えています。	無

	<p>須業務化した場合も、費用上限は当然設けるべきだ。また、ネット利用者から得た財源の用途について「放送全体に貢献する役割に対応したNHKの事業運営費用にも充てられるべきものであることを明確化すべき」との指摘もあるが、インターネット業務の収支は透明性を確保すべきだ。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会】</p> <p>○ 競争評価を実施するに当たって、NHKのインターネット活用業務に要する費用は重要な物差しです。公正な競争環境とメディアの多元性を確保するためにも、特殊法人であるNHKのインターネット事業費については厳格な費用上限の設定は必須だと考えます。</p> <p>現在の年間200億円という莫大な予算を今後、さらに増額する場合は、なぜ追加の費用が必要なのか、地上波制作費との按分も含めて事前に内訳を開示し、競争評価を実施すべきだと考えます。インターネット活用業務全般について、競争上の問題が生じていないかどうかを検証する「競争レビュー（仮称）」も、「定期的」ではなく、毎年の実施を求めます。</p> <p>またモバイル配信などの利用者に新たな負担を求める場合は、その事業分野に係る収入と経費を明示するよう求めます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社テレビ東京ホールディングス】</p> <p>○ 競争評価の仕組みでは費用の規模を明らかにすべきとの記述があるが、既存の「補完業務」で業務がなし崩し的に拡大したことを踏まえると、仮に必須業務化した場合も、ネット費用の上限は当然設けるべきだ。</p> <p>ネット利用者から得た財源の用途について「放送全体に貢献する役割に対応したNHKの事業運営費用にも充てられるべきものであることを明確化すべき」との指摘もあるが、インターネット業務の収支は透明性を確保すべきだ。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社読売新聞グループ本社】</p>	<p>また、必須業務については任意業務にも増して事業運営の透明性が求められるものであり、御指摘も踏まえ、総務省において、必須業務化を契機に、適切な科目による、より厳格な財務情報の開示をNHKに求めることが適当と考えます。</p>	
156	<p>○ NHKのインターネット活用業務を必須業務化する場合には、民間放送事業者等との公正な競争環境を確保するための担保措置を講じることに賛同します。</p> <p style="text-align: center;">【関西テレビ放送株式会社】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無

157	<p>○ NHKのインターネット業務を必須業務化するための立法措置をめぐっては、配信されるコンテンツに情報の質を担保するための法律上の規制を課さず、NHKの自主自律による対応を求めていることに賛同します。放送法でインターネットのコンテンツを規制するのは立法の趣旨から見て重大な疑義があり、民間放送事業者の事業活動にも悪影響を及ぼす懸念があります。</p> <p>一方、メディアの多元性、放送の二元性を確保するための担保措置として、競争評価の仕組みを民間放送事業者や新聞社などの関係者の参加を得て実施するとの考えに賛同します。</p> <p>NHKでは7月に22年度のインターネット活用業務実施計画の実施状況と評価を経営委員会に報告しましたが、「おおむね公正な競争を阻害するおそれのない水準」だったと一方的に結論付けています。根拠となった客観的な経済データを開示すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ東京ホールディングス】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。なお、本検討会としては、NHKは、競争評価に関する検討の場において、提供する情報の範囲や提供条件、その影響等について、明確な説明に努めるべきであると考えています。</p>	無
158	<p>○ 競争評価に関する準備組織として、「総務省においてNHKに加え、民放事業者、新聞社・通信社等の関係者が参加する場を設け、NHKが検討に着手することを促す」との提言に賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【西日本放送株式会社】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無
159	<p>○ NHKのインターネット業務が「必須業務化」された場合、なし崩し的に業務が肥大化することを懸念しています。ローカル局にとってネット配信に投下できる費用は限定的であり、そこにネット配信に関する予算上限が撤廃されたNHKが本格参入することは、民間放送事業者との公正な競争環境を阻害し、民業圧迫につながる懸念が払しょくできません。放送の二元体制とメディアの多元性を維持するためにも、担保措置としての競争評価が適切に行われることが重要だと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ新潟放送網】</p>	<p>御指摘のとおり、担保措置としての競争評価が適切に行われることが重要であり、今後総務省において本案を踏まえて競争評価の制度設計を進めるべきであると考えています。要する費用についても、競争評価の重要な要素と考えています。</p>	無
160	<p>○ 「NHKがインターネットを通じて放送番組等を提供するに当たって、放送の二元体制を確保するために、NHKに重い責任と規律を課していくことが必須業務化の意義であるとも考えられる」との認識に賛同します。</p> <p>「公正競争に関してNHKが配慮すべき旨の義務を法定することについて、（中略）今後の法制化の過程において検討すべき」とした上で競争評価に民間放送事業者を含む第三者の参画を提言したことは意義深いと考えます。</p>	<p>今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。また、本検討会としても、インターネット上で配信する放送番組については、番組準則のような法律上の規制は課さず、NHKを含む放送事業者における自主的な判断に委ねられるべきであると考えています。</p>	無

	<p>実際の法律案作成に当たっては、十分に実効性のある法的枠組みを構築することが必須であり、今後、競合する事業者の声を十分に反映するよう要望します。</p> <p>公共放送 WG において複数の有識者が指摘したように、NHK のインターネット活用業務を必須業務に位置づけるにあたり、民放のインターネットビジネスに新たな規制が及ぶことがないよう求めます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社フジ・メディア・ホールディングス】 【株式会社フジテレビジョン】</p>		
161	<p>○ 仮に競争評価を導入する場合、その目的は放送の二元体制の維持にとどまらず、メディアの多元性や言論の多様性の確保とすべきだ。担保措置の目的について「メディアの多元性を確保する上で重要な役割を果たす放送の二元体制を確保する」との説明が繰り返されており、「メディアの多元性」は修飾語に過ぎず、新聞・通信社のデジタル媒体に対する影響は競争評価の対象にならないとも読める記述になっている。WG で複数の構成員からメディアの多元性の重要性、それを担保する競争評価の必要性について指摘があったことに反する不適切な記述であり、担保措置の目的はメディアの多元性確保にあることを明確にするよう修正を求める。加えて、放送政策にとどまらない影響があることにも鑑み、新聞・通信社だけでなく多様な事業者から広く意見を聞く必要がある。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会】</p> <p>○ 仮に競争評価を導入する場合、その目的は従来のNHKと民放の「放送の二元体制」の維持にとどまらない。ネット世界のプレーヤーは、NHKと民放だけにとどまらず、新聞、通信、出版などを含んだ「より大きな二元体制」(NHKとNHK以外の全メディア)である。</p> <p>担保措置の目的について「メディアの多元性を確保する上で重要な役割を果たす放送の二元体制を確保する」との説明が繰り返されているが、新聞や通信社など多くのプレーヤーが存在するネット世界では、NHKと民放だけがメディアの多元性を確保するうえで重要な役割を果たしているわけではない。WG で複数の構成員から、新聞、通信社、出版などを含めたメディアの多元性の重要性、それを担保する競争評価の必要性について指摘があったことに反</p>	<p>御意見を踏まえて、本案中の「二元体制」のうち、文意に照らして修正可能なものを「メディアの多元性」に修正させていただきます(7, 8, 12, 13, 14, 17, 22, 25ページ)。</p> <p>競争評価の枠組みに対する御意見は、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。なお、本検討会としても、今後、総務省において、NHKに加え、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者が参加する場を設け、関係者の声を十分に反映するように努めるべきであると考えています。</p>	有

	<p>する不適切な記述だ。担保措置の目的は、放送の二元体制ではなく、「より大きな二元体制」(NHKとNHK以外の全メディア)の維持、すなわちメディアの多元性確保にあることを明確にし、その目的は「メディアの多元性や言論の多様性を維持するための担保措置」と修正するべきだ。</p> <p>【株式会社読売新聞グループ本社】</p>		
162	<p>○ 有力な公共事業体が国家補助を受けた場合、その経済活動は競争を歪める恐れがあるとの指摘も踏まえ、競争評価を行う場合、NHKにまず立証責任があることを明確にすべきだ。そのうえで、データの開示に当たってはNHK自身が競合に与える影響などデータを示すことが必要だ。また、これまで展開してきた理解増進情報に関するデータの開示もNHKに求め、今日まで与えてきた影響を総括すべきだ。</p> <p>【一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会】</p> <p>○ 競争評価でエビデンスを重視する点は理解できます。既に20年以上、ネット業務を手掛け、巨額の経費を投じているNHK自身がネット業務の実態や他事業者に与える影響を示さないまま、取りまとめ案が決定したことは残念です。ニュース・防災アプリのダウンロード数やアクセス数、NEWS WEBのアクセス数、他の民間サービスと同様の収益化手段をとった場合にどの程度の収入が得られる可能性があるか、などは受信料という公的な資金を活用するNHKが積極的に開示するべきものではないでしょうか。</p> <p>【株式会社日本経済新聞社】</p> <p>○ 有力な公共事業体が国家補助を受けた場合、その経済活動は競争を歪める恐れがあるとの指摘も踏まえ、競争評価を行う場合、NHKにまず立証責任があることを明確にすべきだ。そのうえで、データの開示に当たってはNHK自身が率先して競合に与える影響などデータを示すことが必要だ。また、これまで無秩序に展開してきた理解増進情報に関するデータの開示もNHKに求め、今日まで与えてきた影響を総括すべきだ。</p> <p>【株式会社読売新聞グループ本社】</p>	<p>競争評価の具体的なプロセスは、今後、総務省において検討されるべきであるが、NHKは、提供する情報の範囲や提供条件、その影響等について明確な説明に努めるべきであると考えています。</p>	無
163	<p>○ WGの議論において、構成員から競争評価について「業務の公共的価値という錦の御旗のもとに、それと対比する公正競争の議論が劣後するのではないか」という問題提起があった。仮に競争評価を制度化するとすれば、こうし</p>	<p>今後総務省において御指摘を踏まえて競争評価の具体的なプロセスについて検討を進めていくべきであると考えています。</p>	無

	<p>た懸念が生じない仕組みとすることが必要だ。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会】</p> <p>○ 公共的価値と市場競争への悪影響の程度とを単純に比較衡量することへの疑問が呈された」との記述は大変、重要だと考えます。構成員からは「公共的価値の錦の御旗のもとに公正競争の議論が劣後する」との懸念が示されており、一定の賛同を得たと受け止めています。構成員から「なし崩しの拡大」といわれた理解増進情報も、まさに「公共的価値」を理由にして肥大化したものです。3(2)で指摘しましたが、必須業務化の理屈付けで「国民の知る権利」を前面に出している点も、今回の取りまとめ案自体がこれまで通り「公共的価値」を「市場競争へ悪影響」に優先させる論理に頼った、と言えるのではないのでしょうか。</p> <p>取りまとめ案に至る議論ではNHKのネット業務を必須業務化する目的として「フェイクニュースやアテンションエコノミーなど情報空間の問題を解決する」という論理が総務省の事務局から提示されていました。この主張は明らかに「NHKはネット全体の問題を解決できるほど、他のメディア・民間事業者に比べて公共性が高い」という前提に基づくものです。他の事業者や市場競争への悪影響を無視できるほど、NHKが圧倒的に公共的価値が高いのかどうかは検証できず、議論の過程で「情報空間の問題解決のため」という必須業務化の目的は前面には出なくなりました。「公共的価値」の前提は政策の根拠足りえない、というのは今回の議論の経緯で明らかになったのではないのでしょうか。NHKのネット業務の範囲を巡る今後の議論でも、公共的価値を錦の御旗にしないよう注意すべきです。市場競争と公共的価値の関係で言えば、競争下の民間事業者が提供している事業よりも、ネット業務は「NHKだけが提供できる公共的価値」に絞るべきではないのでしょうか。「あまねく届ける」という目的で全国に張り巡らされたNHKの取材網は、災害といった国民の生命に関わる重大事態の際に最も活躍が期待されます。採算を考慮しなければならない民間事業者では難しい部分にこそ、NHKの公共的価値が求められていると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社日本経済新聞社】</p>		
164	<p>○ 「公正競争」「競争評価」という言葉について。NHKが巨大な財源と人員を有するのは、他の事業者にはない受信料制度があるためです。受信料が現</p>	<p>最高裁判決（最大判平成29年12月6日民集71巻10号1817頁）は、NHKの事業運営の財源を受信料によって賄</p>	無

	<p>状のまま存続し、その収入でNHKのネット事業が必須業務として運営されるのであれば、そもそも「競争」という概念は成り立たないのではないのでしょうか。受信料の維持を前提とする限り、あくまでも「他の民間事業者との関係は競争とはいえない」という前提でネット事業の在り方を考えるべきです。NHKのネット事業をこれまでの「放送のための受信料で培った基盤」ではなく、独立採算・独立組織で実施することをなぜ検討しないのか、も疑問に感じます。</p> <p>ネット負担金は受信料と共に「NHKの経営に活用する」ための財源にする、と主張しています。いったん同じ財布に入れた後に、放送とネットに自由に配分できる仕組みです。ネットからの収入はネットでの支出のみ、受信料収入は放送での支出のみに使うべきではないのでしょうか。もし、放送の受信料と同じ財布に入れるのであれば、ネット業務と放送業務は「同一内容」であるのが筋ではないのでしょうか。</p> <p>NHK自身も現状の理解増進情報について「受信料を支払っている方と払わずにネットのサービスを受ける方との不公平感」を指摘しています。NHK自身が「フリーライド・ただ乗り」という言葉で問題視もしていました。受信料とネット負担金、放送とネットの業務範囲の違いについて、議論が不十分だと考えます。ネットを独立採算・独立組織で運営すべきか否かを含め、十分な検討が必要です。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社日本経済新聞社】</p>	<p>う仕組みは、「受信設備を設置することにより原告（NHK）の放送を受信することのできる環境にある者に広く公平に負担を求めることによって、NHKが上記の者ら全体により支えられる事業体であるべきことを示すもの」と判示し、その際、「特定の個人、団体又は国家機関等から財政面での支配や影響が原告（NHK）に及ばないようにし、現実にNHKの放送を受信するか否かを問わず」とも述べており、受信料制度が視聴料収入や広告収入、税収入のそれぞれのデメリットを克服しようとするものであることを示唆しています。</p> <p>本検討会としては、この最高裁判決に照らしても、公共放送の運営に必要な費用を調達する手段としては、現行の受信料制度を維持することが適当であり、インターネット活用業務を必須業務化する場合には、テレビなどの受信設備を持たずにインターネットを通じて視聴する者に対しても、NHKの放送番組を受信することのできる環境にある者に該当する限りにおいて相応の費用の負担を求めることが適当であり、その具体的範囲は、「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」（放送法第64条第1項）と同等と評価される行為を行った者とするのが適当であると考えています。「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」と同等と評価される者と捉えるべきであることを踏まえれば、これらの者に求められる負担は、公共放送としてのNHKの事業運営のための「特殊な負担金」としての性格を帯びるものと考えています。受信料制度は、公共放送の運営一般に必要な費用を調達する手段であって、必須業務である地上テレビ放送、ラジオ放送、衛星放送といった業務ごとに独立採算とするような考え方はとられていないものと承知しています。</p>	
165	○ 当委員会はこれまでNHKのインターネット業務について、業務範囲や受信料	受信料により支えられているNHKは、競争評価の仕組	無

	<p>制度、ガバナンスなども含めNHKの在り方を根本から議論するよう求めてきた。取りまとめ案ではインターネット業務を「必須業務」に格上げし、放送だけでなくネットからも費用負担を求めるという受信料制度の根幹に関わる提言がなされた。NHKの在り方を変容させる制度改正であるにもかかわらず、受信料をはじめとする制度に関する根本的な検討は十分なされていない。国民・視聴者に与える影響への多面的な検証も乏しい。NHKのネット業務の拡大は民間放送事業者だけでなく、新聞・通信社をはじめ多様な事業者に影響を及ぼすのは必至だが、その業務範囲は依然不明確だ。こうした検討すべき課題が山積し、懸念が解消されない中でネット業務の「必須業務化」には反対する。</p> <p>NHKがインターネットという伝送路にコンテンツを配信する以上、本質的には民間報道機関への影響は避けられず、必須業務化は放送政策にとどまらない影響がある。メディアの多元性が一度毀損(きそん)されれば元の姿を取り戻すのは難しく、NHKのみが巨大な影響力を獲得することになりかねない。民主主義社会の財産である言論の多様性やメディアの多元性が損なわれることのないよう慎重な制度設計が行われることを求める。</p> <p>さらに、NHKは総務省が繰り返し求めてきた業務・受信料・ガバナンスの「三位一体改革」を不可分で進めていくことが欠かせない。総務省はNHKに対し、子会社を含むグループ全体を含め公共放送が担うべき業務範囲を明確化し、それを担うに足る公平で効率的な受信料の体系・水準を策定し、結果生じる余剰分を値下げ等の形で国民・視聴者に還元することを求めるべきだ。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会】</p>	<p>みをより公正かつ客観的なものとする中で、民間放送事業者や新聞社・通信社等の関係者の理解を得つつ、国民の知る権利にとってマイナスとなる事態を厳に回避することが必要であり、競争評価の仕組みは、まず、NHKが原案を策定し、その評価・検証をNHK以外の第三者が適時に、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者の参加を得て実施し、NHKや関係者の協力を得てエビデンスベースで、インターネット活用業務の具体的な範囲や提供条件を決定する仕組みとすべきであると考えています。</p> <p>また、NHKは国民・視聴者が負担する受信料に支えられていることを踏まえ、その業務と受信料、それらを規律するガバナンスについては一体的に不断の取組を進めることが重要であると考えています。</p>	
166	<p>○ 「放送だけでなくインターネットへと情報空間が広がる中であっても（中略）二元体制の枠組みを前提とすることが求められる。」の文言について当該部分を削除すべきです。</p> <p>インターネットの情報空間においてはそもそも放送の二元体制は成立しないので、損なわれるという次元ではありません。もしこの前提を維持するなら、インターネットにおけるNHKや民放の放送番組提供を制度上「配信」ではなく「放送」と制度上位置付けることが大前提となります。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社ワイズ・メディア】</p>	<p>本検討会としては、NHKのインターネット活用業務を必須業務化する場合において、放送の二元体制を含むメディアの多元性を維持していくことは重要であると考えています。</p>	無
167	<p>○ 「民間放送事業者、新聞社、通信社等」の文言について</p>	<p>御指摘の「民間放送事業者、新聞社・通信社」は、</p>	無

	<p>「新聞社、通信社」を削除するか、「新聞社、通信社、出版社、インターネットメディア事業者」とすべきです。</p> <p>そもそも関係当事者であるかどうか全体のコンセンサスが得られていない新聞協会が第9回にヒアリングに登場し、以後オブザーバーとして毎回、一方的に意見を述べる当ワーキンググループの検討方法に、強い違和感を覚えました。</p> <p>インターネットにおける情報空間でのNHKのポジションを検討するなら、広く出版社やインターネットメディア事業者もヒアリングに加えるべきであり、新聞社、通信社だけ文言に加えるのは偏った取りまとめになると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ワイズ・メディア】</p>	<p>「関係者」の例として示したものです。なお、これまでのインターネット活用業務実施基準等の意見募集においても日本新聞協会メディア開発委員会は意見書を提出してきていると承知しています。</p>	
<p><b>4. インターネット活用業務の財源と受信料制度</b></p>			
<p>168</p>	<p>○ 視聴者の費用負担について</p> <p>「テレビなどの受信設備を持たずにインターネットを通じて視聴する者の相応の費用負担」は、公平負担の原則から、現行の受信料相当が適切だと考えます。</p> <p>「スマートフォン・PC等の通信端末からの能動的な行為を基にNHKと締結する契約」の契約単位など、検討すべき事項が多く残されています。国民・視聴者の理解を十分に得るためにも、NHKは早期に考え方を示すことが必要だと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本民間放送連盟】</p> <p>○ 視聴者の費用負担について、「テレビなどの受信設備を持たずにインターネットを通じて視聴する者の相応の費用負担」は、公平負担の原則から、現行の受信料相当が適切だと考えます。</p> <p>「スマートフォン・PC等の通信端末からの能動的な行為を基にNHKと締結する契約」の契約単位など、検討すべき事項が多く残されています。国民・視聴者の理解を十分に得るためにも、NHKは早期に考え方を示すことが必要だと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本テレビ放送網株式会社】 【株式会社BS日本】 【株式会社山梨放送】 【札幌テレビ放送株式会社】</p>	<p>まずは、NHKが、競争評価に関する検討の場において、提供する情報の範囲や提供条件、その影響等について、明確な説明に努めるべきであると考えています。なお、具体的な受信料の額については、放送法において、国会がNHK予算を承認することによって定めることとされているものと承知しています。</p>	<p>無</p>

【日本海テレビジョン放送株式会社】

○ 視聴者の費用負担について

「テレビなどの受信設備を持たずにインターネットを通じて視聴する者に対する相応の費用負担」は、公平負担の原則から、現行の受信料相当が適切だと考えます。

上記も踏まえ、テレビなどの受信設備を持つ者が、併せてインターネットを通じて視聴する場合でも二重の費用負担は求めるべきでなく、現行の受信料負担のみによって、インターネットでの視聴ができるようにすべきだと考えます。

インターネットを通じて視聴する利用者から徴収する費用によって、NHK全体の収入額が増加した場合はテレビ受信料とともに、その費用負担額の値下げを行うことを要望します。

【中京テレビ放送株式会社】

- 「スマートフォン・PC等の通信端末からの能動的な行為を基にNHKと締結する契約」の契約単位など、検討すべき事項が多く残されています。国民・視聴者の理解を十分に得るためにも、NHKは早期に考え方を示すことが必要だと考えます。

【朝日放送テレビ株式会社】

- 「インターネットを通じて視聴する者への相応の費用負担」は、公平負担の原則から、受信料と同程度にすることが適切と考えます。

「受信料及び受信料と同等と評価できる負担により得られる財源の用途について、放送全体に貢献する役割に対応したNHKの事業運営費用にも充てられるべきことを明確化すべき」との提言に賛同します。

【株式会社テレビ朝日ホールディングス】

○ 視聴者の費用負担について

「テレビなどの受信設備を持たずにインターネットを通じて視聴する者の相応の費用負担」は、公平負担の原則から、現行の受信料相当が適切だと考えます。

【株式会社鹿児島讀賣テレビ】

- 「テレビなどの受信設備を持たずにインターネットを通じて視聴する者の相応の費用負担」については、公平な負担という原則に立って、現行の受信料相当が適切だと考えます。インターネットを通じた視聴で受信契約が必要になる条件などについて、NHKが早期に考え方を示すべきです。

【株式会社TBSテレビ】

- 視聴者の費用負担について「テレビなどの受信設備を持たずにインターネットを通じて視聴する者の相応の費用負担」は、公平負担の原則から、現行の受信料相当が適切と考えます。

「スマートフォン・PC等の通信端末からの能動的な行為を基にNHKと締結する契約」の契約単位など、検討すべき事項が多く残されています。国民・視聴者の理解を十分得るためにもNHKは早期に考え方を示すことが必要だと考えます。

【株式会社福岡放送】

- テレビなどの受信設備を持たずにインターネットを通じて視聴する者に相応の費用負担を求めることは妥当であり、公平負担の観点から放送受信料と同程度であることが望ましいと考えます。

【株式会社テレビ東京ホールディングス】

- <視聴者の費用負担について>

「テレビなどの受信設備を持たずにインターネットを通じて視聴する者の相応の費用負担」は、公平負担の原則から、現行の受信料相当が適切だと考えます。

「スマートフォン・PC等の通信端末からの能動的な行為を基にNHKと締結する契約」の契約単位など、検討すべき事項が多く残されています。国民・視聴者の理解を十分に得るためにも、NHKは早期に考え方を示すことが必要だと考えます。

【株式会社静岡第一テレビ】

	<p>○ 必須業務とするサービスを享受する際に支払う対価は、受信契約者との公平性も加味して考えると無償ではなく、有償が望ましいと考えます。その対価については、受信契約者の受信料を基準に検討をすべきだと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【中部日本放送株式会社】 【株式会社CBCテレビ】</p> <p>○ 視聴者の費用負担については、公平負担の原則から、現行の受信料相当が適切だと思います。</p> <p style="text-align: right;">【西日本放送株式会社】</p> <p>○ 「スマートフォン・PC等の通信端末からの能動的な行為を基にNHKと締結する契約」の契約単位など、検討すべき事項が多く残されています。国民・視聴者の理解を十分に得るためにも、NHKは早期に考え方を示すことが必要だと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社宮城テレビ放送】</p>		
169	<p>○ 「インターネットを通じて視聴する者に対しても、NHKの放送番組を受信することのできる環境にある者に該当する限りにおいて相応の費用の負担を求めることが適当で・・・」</p> <p>相応の費用の具体的な内容は今後の議論を待ちますが、公平性を保つ意味から妥当であると考えます。</p> <p>取りまとめにおいては、概ねインターネット配信の視聴行為を行う者に対する受信料に絞った検討がなされています。それはそれで重要な議論ではありますが、配信に関する部分的な最適解を求めるだけではなく、まずNHKとしては、三位一体改革における受信料制度全体の在り方についてじゅうぶんな議論があるべきではないでしょうか。NHK内での不祥事が続いている昨今、広く国民の理解を得られるようにすることがNHKの責務と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ愛媛】</p>	<p>本検討会としても、NHKは国民・視聴者が負担する受信料に支えられていることを踏まえ、その業務と受信料、それらを規律するガバナンスについては一体的に不断の取組を進めることが重要であると考えています。</p>	無
170	<p>○ 本とりまとめ案において、NHKがテレビ受信機だけでなく、インターネットを通じて視聴する者からも、費用負担を求めることが提言されています。これは既存の受信料制度を大きく変える転換点になるにも関わらず、今後の受信料の在り方についての本質的な議論には至っていません。NHKの受信料徴収の根拠を記した放送法第64条の在り方のほか、受信料財源の適正規模、BS放</p>	<p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	無

	<p>送等も含めたいわゆる“総合受信料”の是非等の議論は重要です。また、放送の二元体制の一翼を担うNHKの将来をどう考えるのかといった根源的なテーマをも包含することを意識し、速やかに議論すべきと考えます。</p> <p>【株式会社フジ・メディア・ホールディングス】 【株式会社フジテレビジョン】</p>		
171	<p>○ NHKの国際放送は出来るだけ多くの海外邦人や外国人に、より多くのコンテンツを届けるという観点から、放送に限らずインターネット配信等を含む最適な伝送路を活用すべきと考えます。</p> <p>「国際放送については、将来的な安定財源の確保のための方策として、英国の国際放送で採用されている広告収入について検討の余地がある」と記載されていますが、検討にあたっては、市場における民間放送事業者とのすみ分けを前提としつつ、NHKが国際放送で得た知見や収益については、コンテンツ提供者を含めた放送業界全体に還元していくことも検討に値すると考えます。</p> <p>【株式会社フジ・メディア・ホールディングス】 【株式会社フジテレビジョン】</p>	<p>NHKの国際放送については、本案（放送業界に係るプラットフォームの在り方に関するタスクフォース取りまとめ）も踏まえ、インターネット配信の強化、財源の在り方など、継続的に幅広く検討を行っていく必要があると考えています。</p>	無
172	<p>○ NHKは、これまでも公共放送WG会合で表明したとおり、新聞・民放という伝統メディアとともに信頼できる多元性を確保しつつ、放送同様の価値をインターネットで提供することで、視聴者・国民の「情報の社会的基盤」の役割を果たしてまいりたいと考えております。本WGにおいて、構成員はじめ関係各位による深い議論の結果本案が取りまとめられたことに謝意を表するとともに、今後、必要な制度化・法制化が進められた後には、NHKのガバナンスについての指摘や配信すべき情報に関する規律についてNHKの自律的な対応が求められていること等本案の記載にも留意しながら、NHKが上記の役割、そして本案に示された「重い責任」を十全に果たせるよう、全力で取り組んでまいり所存です。</p> <p>他方、総務省において制度化の検討を進める中で具体化を図ることとされた事項については、本案の内容に十分留意して具体化を進める必要があると考えます。特に、『『協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者』と同等と評価すること』に関し、「(前略) これらの積極的な行為が費用負担の要件であることを、視聴者にとってわかりやすい形で明確化を図っていくべき」とされたこと（19ページ）は、法的安定性の観点から大変重要な</p>	<p>今後総務省において検討していく上での参考として承ります。</p>	無

	<p>指摘であると考えます。一方、「積極的行為」の定め方によっては、受益感が公平性を上回りサブスクリプションのような形になってしまう懸念もあることから、受益感と公平性のバランスが重要であると考えます。</p> <p>また、制度化に向けてNHK自身が準備を進めるにあたっては、担保措置（競争評価）の枠組みについての記述（21ページ）等を踏まえ、自律的に原案を策定するとともに関係者のご意見も伺いながら進めてまいりたいと考えており、総務省においても必要な協力をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【日本放送協会】</p>		
173	<p>○ NHKの必須業務が変更になるほどの抜本的な制度見直しであり、国民・視聴者の最大の関心事項であるにもかかわらず、受信料制度について根本的な議論がなされていない。現在のNHKの姿を前提にして、視聴の対価や税収入は相いれないとの議論のみで、「現行の受信料制度を維持することが適当」としたことは疑問だ。NHKのあるべき姿から議論し、それに必要な業務内容や事業規模などを検討した上で、結論を得る必要がある。</p> <p>スマートフォンなどの通信端末を保有しただけで費用負担が義務付けられるという、いわゆる「ネット受信料」については繰り返し否定された。しかし、受信料の徴収対象がテレビだけでなく、スマートフォンにも拡大したことは事実で、将来的な制度拡大への道を開いたと解釈することも可能だ。そうした制度の根幹に関わる変更にもかかわらず、NHKの在り方から検討がなされなかったことは極めて残念だ。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会】</p> <p>○ NHKの必須業務が変更になるという抜本的な制度見直しを提案した有識者会議で、国民の関心事である受信料制度について根本的な議論はなかった。にもかかわらず、「現行の受信料制度を維持することが適当」と結論付けたことは疑問だ。NHKに経営関連のデータを提示させて、あるべき姿から議論し、それに必要な業務内容や事業規模などを検討した上で、適正な必要経費を導き出す必要がある。</p> <p>スマートフォンなどの通信端末を保有しただけで費用負担が義務付けられる、いわゆる「ネット受信料」については否定した。しかし、現行の受信料収入の減少を踏まえ、ネットから補正収入を得る目的のため、必須化を提言したのではないかという疑問は拭い切れない。</p>	<p>最高裁判決（最大判平成29年12月6日民集71巻10号1817頁）は、NHKの事業運営の財源を受信料によって賄う仕組みは、「受信設備を設置することにより原告（NHK）の放送を受信することのできる環境にある者に広く公平に負担を求めることによって、NHKが上記の者ら全体により支えられる事業体であるべきことを示すもの」と判示し、その際、「特定の個人、団体又は国家機関等から財政面での支配や影響が原告（NHK）に及ばないようにし、現実にNHKの放送を受信するか否かを問わず」とも述べており、受信料制度が視聴料収入や広告収入、税収入のそれぞれのデメリットを克服しようとするものであることを示唆しています。</p> <p>この最高裁判決も踏まえ、改めて議論した結果、公共放送の運営に必要な費用を調達する手段としては、現行の受信料制度を維持することが適当であると考えています。また、スマートフォン・PC等の通信端末を取得・保有しただけでNHKの放送を受信することができる受信設備を設置した者と同等と評価することは適当ではないと考えています。</p>	無

	<p>実現すれば、受信料の徴収対象がテレビだけでなく、スマートフォンやパソコンに拡大することは事実で、ネット業務の必須化が将来的な「ネット受信料」の布石とも受け取れかねない。こうした国民、視聴者の疑問に答えるためにも、今後、有識者会議などで受信料制度の在り方について根本的な議論をするよう強く求める。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社読売新聞グループ本社】</p>		
174	<p>○ 受信設備を保有した者から義務的に徴収する「受信料」と、事実上ネットで視聴する同意を得た者から徴収する負担金は大きな違いがあります。後者は事実上、ネット視聴の「対価」として負担するものです。受信料制度を維持し、さらに拡大するやり方をとるのであれば、受信料制度そのものの設計を見直すべきではないでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社日本経済新聞社】</p> <p>○ 取りまとめ案は、テレビを持たずにネットでNHKはんの番組を「受信できる環境にある者」に「相応の費用の負担を求めることが適当」と言うてる。えええー！？。そない簡単な話やないやろ。</p> <p>受信料ちうもんは、公共放送をみんなで支えるために、テレビ持つてる全員が、NHKはんの番組を見なくても、払っとる。なんでネットになると、見ない人は払わんでもええの？スマホやパソコンはNHKはんの番組や情報を見るためだけの端末やないのは確かやけど、最近のテレビも放送番組を見るだけの端末やないやん。テレビで 유튜브 や ネットフリックス を 見る だけ の 端末 や ない や ン 。 テレビ で ユーチューブ や ネットフリックス を 見る 人 、 ようけおる で 。 スマホ で NHK 見る 人 だけ 払う よう に する なら 、 テレビ で も NHK 見る 人 だけ 払う よう に せ ン 、 理屈 が 合 わ へ ン 。</p> <p>取りまとめ案は、パンドラの箱を開けてまった。これから先、ネット接続テレビが増えるほど、「NHK見ないから払わん」と言う人が出てくるで。そこをどうするか議論せんで、必須業務化、受信料相当額負担を認めたんは、拙速の一言に尽きるわ。</p> <p style="text-align: right;">【放送の自由は大事やないか研究会】</p>	<p>最高裁判決（最大判平成29年12月6日民集71巻10号1817頁）は、NHKの事業運営の財源を受信料によって賄う仕組みは、「受信設備を設置することにより原告（NHK）の放送を受信することのできる環境にある者に広く公平に負担を求めることによって、NHKが上記の者ら全体により支えられる事業体であるべきことを示すもの」と判示し、その際、「特定の個人、団体又は国家機関等から財政面での支配や影響が原告（NHK）に及ばないようにし、現実にNHKの放送を受信するか否かを問わず」とも述べており、受信料制度が視聴料収入や広告収入、税収入のそれぞれのデメリットを克服しようとするものであることを示唆しています。</p> <p>本検討会としては、この最高裁判決に照らしても、公共放送の運営に必要な費用を調達する手段としては、現行の受信料制度を維持することが適当であり、インターネット活用業務を必須業務化する場合には、テレビなどの受信設備を持たずにインターネットを通じて視聴する者に対しても、NHKの放送番組を受信することのできる環境にある者に該当する限りにおいて相応の費用の負担を求めることが適当であり、その具体的範囲は、「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」（放送法第64条第1項）と同等と評価される行為を行った者とするのが適当であると考えています。</p>	無
175	<p>○ ネット負担金は受信料と異なる形態をとるにもかかわらず、受信料と同じ「特殊な負担金」として徴収します。放送は「あまねく届ける義務」を規定</p>	<p>最高裁判決（最大判平成29年12月6日民集71巻10号1817頁）においても判示されているとおり、放送法が、</p>	無

していますが、ネット業務にはその義務はなく放送設備のような莫大な投資も不要です。NHKが「特殊な負担金」を受け取る特殊法人であるのは放送に関する「あまねく届ける義務」があるからであって、ネットで同様の「負担金」を受け取る理屈は乏しいのではないのでしょうか。

【株式会社日本経済新聞社】

○ 別添2のNHKについて、別添2の2ページ”放送法は、受信料を財源とする公共放送であるNHKと主に広告収入を財源とするローカル局を含めた民間放送の二元体制を基本”と書かれているように、公共放送である意味は受信料を財源にしているか否かが大きいと考えられ、NHKは番組自体の公共放送の意味合いが薄れてしまっていると考えます。

さらに、NHKは国民の為の放送局なのか、それとも、受信者の為の放送局なのかを考えたとき、後者の受信者の為の放送局であることが明確となりつつあるのではないのでしょうか。というのも、インターネット配信については、受信料を払ってIDを取得した人のみが見れるシステムを検討されているようですが、これは、将来的に全ての受信環境がインターネットへシフトする可能性を考えると、完全にNHKは受信者へのサービスを行う放送局になると宣言していることに等しいのではないのでしょうか。

NHKのインターネット放送への進出、および、インターネット視聴者の受信料の徴収については、NHKとしてビジネス的にはとてもスマートな意見ではあるものの、はたして、公共放送として見たときにこれは本当に適切な考え方なのでしょうか？

私は、インターネット配信とインターネット上の受信料の問題は別々に考えるべきだと思い、どちらをNHKが重視しているかは不明ですが、二元体制の放送局が生き残れるかを重視するのであれば、まずインターネット配信の問題を先に議論すべきだと思います。

元々はTV放送の補完としてのインターネット放送利用から、今回のインターネット放送への本格的な取り組みによる新たな受信料の徴収方法、その前のアナログ放送からデジタル放送への移行についてはデジタルの普及を目指し、普及後はワンセグ、カーナビに対する受信料徴収、といった具合に国民は都度、うまい理由を唱えては結果的に受信料をしっかりと徴収する仕組みを作っているNHKに不信感を持っていて、反発も大きくなっている気がしま

NHKにつき、営利を目的として業務を行うこと及び他人の営業に関する広告の放送をすることを禁止し、事業運営の財源を受信設備設置者から支払われる受信料によって賄うこととしているのは、原告が公共的性格を有することをその財源の面から特徴付けるものであり、この仕組みは、特定の個人、団体又は国家機関等から財政面での支配や影響が原告に及ぶことのないようにし、NHKの放送を受信することのできる環境にある者に広く公平に負担を求めることによって、NHKがそれらの者全体により支えられる事業体であるべきことを示すものです。

この財源の仕組みは、インターネット活用業務を必須業務化する場合においても変わるものではなく、テレビなどの受信設備は持たないがインターネットを通じてNHKの放送番組を視聴する者についても、NHKの放送番組を受信することのできる環境にある者に該当する限りにおいて、相応の負担を求めることが適当であり、この負担は、受信料と同じく、公共放送としてのNHKの事業運営のための「特殊な負担金」としての性格を帯びるものと考えることが適当であると考えています。そして、このことは、必須業務としてのインターネット活用業務に「あまねく義務」がかかるとかからないとにかかわらず妥当するものと考えています。

	<p>す。公共放送として、私はNHKに、良質な番組うんぬんより、まず国民に愛される放送局になってほしいと考えていますし、NHKの多くの職員が国民に愛される放送局になることを望んでいるはずです。受信料の在り方についても、どうしたら国民から愛される公共放送として存在できるのかという観点から、ネット配信とは別に、どうすべきか検討する必要があると私は思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人11】</p>		
176	<p>○ NHKのインターネット活用業務を必須業務化することにより、インターネットを通じてNHKの放送番組を視聴する者に対しても費用負担を求めることを基本としておりますが、スマートフォン・PC等の通信端末を取得・保有しただけで受信契約とみなすことは適当ではないとすることに賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
177	<p>○ 1. 「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者と同等と評価できる者」として「スマートフォン・PC等の通信端末を用いてNHKの放送番組等を視聴する意思を持って能動的な一定の行為を行った者」とあるが、これにより調達される資産は同章の冒頭で懸念している「視聴料」そのものである。</p> <p>運営に必要な費用を調達するためにNHKの制作するコンテンツが契約する者の関心や意向に則した物となることは明白であり、その様相はもはや「公共放送」ではなく「商業放送」である。</p> <p>これは放送法が基本とする二元体制の毀損につながるものであり、民主主義の根幹を揺るがしかねないものと考えます。</p> <p>2. 「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者と同等と評価される具体的行為」として「IDやパスワードの取得・入力」などとあるが、現行の受信料制度に割増金という「罰則」を設ける必要があるほど本国国民の性善性は減失しており、想定通りの運用は到底期待できないものと考えます。NHKの放送番組を視聴する権利を有さないにも関わらず悪意を持って視聴を試みる者が現れることが容易に想像でき、その対策をNHKが講ずることとなった場合は事業運営費用の冗費となることは明らかであり、契約者の望まない支出を生じさせる要因となりうることに十分留意すべきである。</p> <p>3. 放送用周波数の効率化という大義名分のもと仮に現行のISDB-Tとは互換性のない方式で地上放送高度化を実現した場合、NHKの事業運営資金は限りなく</p>	<p>本案に対する一つの見解として承ります。</p>	<p>無</p>

	<p>ゼロに近似した値になると愚推する。今以上に魅力的な娯楽であふれ、テレビなどという規制だらけの陳腐化したメディアに需要などなく、受信機の買い替えなど起きるはずもない。多くの国民が惰性的に支払い続けている受信料はこれを機に灰燼に帰すこととなり、「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者と同等と評価される具体的行為」を行う者も限りなく少なくなることを鑑みると、この時点で放送法が基本とする二元体制の維持はおろか、放送法そのものの存在価値が雲散霧消となる。これは民主主義の根幹を揺るがしかねないものとなり、大日本帝国への回帰の序章となることは明らかである。もっとも政府・総務省としてそのような政策を是とするのであれば話は別であるが。</p> <p style="text-align: right;">【個人17】</p>		
<b>5. 今後の進め方</b>			
<b>(1) 地上波テレビ放送以外の放送番組の同時・見逃し配信</b>			
178	<p>○ 更なる業務の必須化を検討するにあたっては、衛星付加受信料を含めた受信料制度や事業計画への影響等の検討を慎重かつ丁寧に行うべきだと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【関西テレビ放送株式会社】</p>	今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無
179	<p>○ 衛星放送の同時・見逃し配信の必須業務化については、慎重な検討を求めます。NHKが衛星放送の同時・見逃し配信に踏み切れれば、民間衛星放送事業者の経営環境は一段と厳しさを増す可能性があります。万が一、衛星放送の配信に踏み切る場合には、公平性の関連から配信のみの利用者にも衛星契約並みの負担を求めべきです。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ東京ホールディングス】</p>	今後検討を進めていく上での参考として承ります。	無
<b>(2) 必須業務として実施するインターネット活用業務の具体的な範囲・提供条件</b>			
180	<p>○ 競争評価に関する準備組織の設置や、これら組織の開催のタイミング、さらに競争評価の仕組みづくりなどは、民放や新聞社などを含む関係者の意見が最大限、尊重されるべきだ。決して「NHK任せ」にならないようにすべきだ。</p> <p style="text-align: right;">【讀賣テレビ放送株式会社】</p>	本検討会としても、競争評価の枠組みについては、今後、総務省において、NHKに加え、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者が参加する場を設け、関係者の声を十分に反映するように努めるべきであると考えています。	無
181	<p>○ 法制化に向けNHK、民放事業者や新聞社・通信社等の関係者協議の場を設けるとの指摘があるが、仮に必須業務化を進めるのであれば、関係者協議の開催を早期に求める。その際は、NHKが具体的な範囲や提供条件について早期に</p>	本検討会としても、競争評価の枠組みについては、今後、NHKが原案を策定するに当たり、総務省において、NHKに加え、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係	無

方針を示すべきで、総務省はそれを促すべきだ。できるだけ情報を公開し、国民・視聴者の理解を得ながら進めていくことも欠かせない。

【一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会】

- 視聴者のコンテンツ視聴スタイルが変化する中、インターネットを通して放送番組を提供の推進は取り組むべきことと理解しておりますが、同時に我々ローカル局において、この大きな流れには、大きな不安も感じております。そこで、NHKがインターネット活用業務を必須業務として実施するにあたり、「総務省において、NHKに加え、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者が参加する場を設け、NHKが検討に着手することを促すなどして、関係者の声を十分に反映するように努めるべき。」の提言に賛同するとともに、早期の設定を要望いたします。

【株式会社高知放送】

- 放送法改正に向けNHK、民放事業者や新聞社、通信社等の関係者協議の場を設けるとの記述があるが、仮に必須業務化を前提にした法整備を進めるのであれば、関係者協議の早期開催を求める。その際は、NHKが具体的な必須業務の範囲や、料金などの方針を早期に示すよう、総務省は促すべきだ。かつ、関係者協議に有識者を参加させる場合は、総務省は恣意的な人選をせず、公正公平な会議運営をするよう強く求める。

現行放送法では、「放送の二元体制」を維持するため、NHKに対し営利を目的とした業務の禁止（法20条4項）及び広告放送の禁止（法83条）を定めている。放送法は「二元体制」は観念的に唱えているのではなく、具体的な禁止条項を定めることで担保しているのである。したがってNHKがネット業務を必須業務化するというのであれば、インターネット空間における「より大きな二元体制」を維持するために必要となる具体的な禁止・制限条項をNHKに対し新たに定めることが不可欠となる。

ネット業務の必須業務化に伴い、「より大きな二元体制」を確保するうえで視野に入れるべき事業者は拡大する。このことを認識し、新聞社や通信社等を加えた関係者協議の場を早期に設け、既存の放送法の枠を超えた議論・検討を進めるべきである。

者が参加する場を設け、NHKが検討に着手することを促すなどして、関係者の声を十分に反映するように努めるべきであり、その場において、NHKは、提供する情報の範囲や提供条件、その影響等について、明確な説明に努めるべきであると考えています。

## (3) その他

182	<p>○ NHKの三位一体改革について 民放連は、NHKにおける「受信料・業務・ガバナンス」の三位一体改革の不断の取り組みを求めてきました。今般、インターネット活用業務の必須業務化と、財源・受信料制度の検討をおこなうにあたっては、ガバナンス改革についても一体的に検討すべきと考えます。さらにNHKの事業全体についても、三位一体改革による効率化・合理化を進めるべきと考えます。</p> <p>「NHKの子会社の事業活動が放送法の趣旨に沿ったものとなっているか、関係者の意見も聴きつつ、エビデンスベースで、不断に検証していくことが求められる」との指摘は適切と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本民間放送連盟】</p> <p>○ NHKの三位一体改革について、民放連と共に当社も、NHKにおける「受信料・業務・ガバナンス」の三位一体改革の不断の取り組みを求めてきました。今般、インターネット活用業務の必須業務化と、財源・受信料制度の検討が行われましたが、今年5月には放送法が認めていない衛星放送のインターネット配信用の予算約9億円を密かに盛り込んでいたことが発覚するという重大なガバナンス違反の事案もありました。NHKのガバナンス改革についても一体的に検討を行うべきであると考えます。</p> <p>「NHKの子会社の事業活動が放送法の趣旨に沿ったものとなっているか、関係者の意見も聴きつつ、エビデンスベースで、不断に検証していくことが求められる」との指摘は適切と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本テレビ放送網株式会社】 【株式会社BS日本】 【札幌テレビ放送株式会社】</p> <p>○ 今年5月に明らかになった「NHKのBSネット配信予算化問題」は、NHKのガバナンスにおける課題が改めて浮き彫りになりました。業務・受信料・ガバナンスのいわゆる「三位一体改革」に取り組んでいるなかで起きた事案であり、国民・視聴者の信頼を損ねた行為です。現状、NHKのインターネット活用業務の「必須業務化」を検討しているなかで起きていることもあり、本件に</p>	<p>本検討会としても、NHKは国民・視聴者が負担する受信料に支えられていることを踏まえ、その業務と受信料、それらを規律するガバナンスについては一体的に不断の取組を進めることが重要であると考えています。</p>	無
-----	--	---	---

についても様々な懸念を抱かざるを得ません。  
NHKにたいしては、従前以上に「三位一体改革」を国民・視聴者が納得できる形で強力に推進していくことを強く要望します。また、総務省もその動向を厳しく注視していくことも強く要望します。NHKは本取りまとめ(案)の当該箇所を確実に実行し、二度とこのような事案が起きないようにガバナンスを効かせることを望みます。

【株式会社仙台放送】

- NHKの三位一体改革について、民放連・民放各社が共に、NHKにおける「受信料・業務・ガバナンス」の三位一体改革の不断の取り組みを求めてきました。今般、インターネット活用業務の必須業務化と、財源・受信料制度の検討が行われましたが、ガバナンス改革についても一体的に検討を行うべきであると考えます。

「NHKの子会社の事業活動が放送法の趣旨に沿ったものとなっているか、関係者の意見も聴きつつ、エビデンスベースで、不断に検証していくことが求められる」との指摘は適切と考えます。

【株式会社山梨放送】

- インターネット活用業務の必須業務化と、財源・受信料制度の検討をおこなうにあたっては、ガバナンス改革についても一体的に検討すべきと考えます。

今年5月に判明した放送法で認められていない衛星放送のインターネット配信費用5億円の計上というガバナンス違反を含め、NHKの事業全体についてガバナンス改革も含めた一体的な検討が必要と考えます。また、その進捗を広く国民に説明する義務があると考えます。

【朝日放送テレビ株式会社】

- <NHKの三位一体改革について>

これまでもNHKにおける「受信料・業務・ガバナンス」の三位一体改革の不断の取り組みを求めてきました。今般、インターネット活用業務の必須業務化と、財源・受信料制度の検討が行われましたが、ガバナンス改革についても一体的に検討を行うべきであると考えます。さらにNHKの事業全体

	<p>についても、三位一体改革による効率化・合理化を進めるべきと考えます。 「NHKの子会社の事業活動が放送法の趣旨に沿ったものとなっているか、関係者の意見も聴きつつ、エビデンスベースで、不断に検証していくことが求められる」との指摘は適切と考えます。 【株式会社静岡第一テレビ】</p> <p>○ 今年5月に衛星放送のインターネット配信用の予算約9億円を盛り込んでいたことが発覚するという重大なガバナンス違反の事案もありNHKのガバナンス改革も同時に検討を行うべきであると考えます。 【西日本放送株式会社】</p> <p>○ NHKの三位一体改革について、民放連と共に、NHKにおける「受信料・業務・ガバナンス」の三位一体改革の不断の取り組みを求めてきました。今般、インターネット活用業務の必須業務化と、財源・受信料制度の検討が行われましたが、今年5月には放送法が認めていない衛星放送のインターネット配信用の予算約9億円を密かに盛り込んでいたことが発覚するという重大なガバナンス違反の事案もありました。NHKのガバナンス改革についても一体的に検討を行うべきであると考えます。 「NHKの子会社の事業活動が放送法の趣旨に沿ったものとなっているか、関係者の意見も聴きつつ、エビデンスベースで、不断に検証していくことが求められる」との指摘は適切と考えます。 【日本海テレビジョン放送株式会社】</p> <p>○ 「NHKの子会社の事業活動が放送法の趣旨に沿ったものとなっているか、関係者の意見も聴きつつ、エビデンスベースで、不断に検証していくことが求められる」とした指摘は重要であり賛同します。 特に今般、NHKの業務の在り方を大幅に見直すことを受けて、NHK本体と子会社それぞれでガバナンスの在り方や規律にも変化が及ぶことから、業務の適正性について改めて見直しや検証が必要と考えます。 【株式会社フジ・メディア・ホールディングス】 【株式会社フジテレビジョン】</p>		
183	○ 読売テレビでは、パブリックコメントを通じて、NHKにおける「受信	本検討会としても、NHKは国民・視聴者が負担する受	無

	<p>料・業務・ガバナンス」の三位一体改革の不断の取り組みを求めてきた。しかし、NHKで起きたBS配信稟議書問題では、改革が進んでいないことが露呈されたばかりか、問題が起きた根本的な原因すら、明らかにされておらず、NHKの三位一体改革は、まだまだ不十分だと言わざるを得ない。</p> <p>【讀賣テレビ放送株式会社】</p>	<p>信料に支えられていることを踏まえ、その業務と受信料、それらを規律するガバナンスについては一体的に不断の取組を進めることが重要であると考えています。</p>	
184	<p>○ NHKが7月に発表した設備調達に係る再発防止策の実行状況については、総務省がチェックを行い、定期的にその結果を明らかにすることが、一連の不祥事への対応として不可欠と考えます。</p> <p>「NHKの子会社の事業活動が放送法の趣旨に沿っているか、関係者の意見も聴きつつ、不断に検証していくことが求められる」との指摘は重要であり、早急に検証作業が進むことを期待します。</p> <p>【株式会社テレビ朝日ホールディングス】</p>	<p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。なお、本検討会としても、NHKは国民・視聴者が負担する受信料に支えられていることを踏まえ、その業務と受信料、それらを規律するガバナンスについては一体的に不断の取組を進めることが重要であると考えています。</p>	無
185	<p>○ 「NHKの子会社の事業活動が放送法の趣旨に沿ったものとなっているか、関係者の意見も聴きつつ、エビデンスベースで、不断に検証していくことが求められる」との指摘は適切と考えます。</p> <p>【朝日放送テレビ株式会社】 【株式会社テレビ新潟放送網】</p> <p>○ NHKの子会社の業務について、民間に任せるものは任せ、スリム化を前提に整理統合すべきと考えます。特に受信料財源で制作された放送番組等の2次利用については、一般入札等により外部企業に幅広く開放する仕組みも検討すべきと考えます。</p> <p>【株式会社テレビ朝日ホールディングス】</p> <p>○ 子会社を含むNHKのガバナンスについて見直しに言及した点は適切だ。デジタルサイネージ（電子広告）への記事配信など子会社を通じた業務との競合により価格設定などに悪影響が生じたとの指摘もあり、子会社に関するガイドラインの見直しや適切な運用がなされているか含め検証し、業務範囲についても検討していくことが欠かせない。</p> <p>【一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会】</p> <p>○ 子会社を含むNHKのガバナンス見直しを指摘した点は適切だ。子会社を通じ</p>	<p>今後総務省において御指摘を踏まえ、子会社ガイドラインの運用を検証し、必要に応じてその見直しを検討することが適切と考えています。</p>	無

	<p>たデジタルサイネージ（電子広告）への記事配信事業では、廉価で民間業者から契約を変更させたとの指摘も出ていることから、子会社に関するガイドラインの見直しや適切な運用がされているか含め検証し、チェックする仕組みが不可欠だ。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社読売新聞グループ本社】</p>		
186	<p>○ インターネット活用業務を必須業務化してネット利用者からの課金を漫然と実現させれば、将来のNHK肥大化に道を開く可能性が大きいと考えます。本体だけでなく、子会社のインターネット関連の業務も拡大することが予想されます。従って予算上限のみならず使い道や、それをチェックすべき経営ガバナンスについても、より厳しい規律が求められると考えます。</p> <p>今回、NHKが業務として認められていない衛星放送番組のインターネット配信に絡む予算問題で、改めてガバナンスの機能不全が露呈したばかりです。歴代総務大臣も求めてきた「受信料・業務・ガバナンス」の三位一体改革を子会社も含めて推進することが不可欠です。本案にある「NHKに重い責任と規律を課していくことが必須業務化の意義である」との指摘（p.14参照）に賛同します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社テレビ東京ホールディングス】</p>	<p>本検討会としても、NHKは国民・視聴者が負担する受信料に支えられていることを踏まえ、その業務と受信料、それらを規律するガバナンスについては一体的に不断の取組を進めることが重要であると考えています。</p>	無
187	<p>○ 「NHKは国民・視聴者が負担する受信料に支えられていることを踏まえ、その業務と受信料、それらを規律するガバナンスについては一体的に不断の取組を進めることが重要であり」に賛同します。NHKがインターネット活用業務の必須業務化を進めるのであれば、三位一体改革に基づくコスト削減等、ガバナンス改革も合わせて継続的に取り組まれるべきだと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【中部日本放送株式会社】 【株式会社CBCテレビ】</p> <p>○ NHKの三位一体改革について、民放連と共に当社も、NHKにおける「受信料・業務・ガバナンス」の三位一体改革の不断の取り組みを求めてきました。今般、インターネット活用業務の必須業務化と、財源・受信料制度の検討が行われましたが、NHKのガバナンス改革についても一体的に検討を行うべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社宮城テレビ放送】</p>	<p>本検討会としても、NHKは国民・視聴者が負担する受信料に支えられていることを踏まえ、その業務と受信料、それらを規律するガバナンスについては一体的に不断の取組を進めることが重要であると考えています。</p>	無

188	<p>○ 当委員会はこれまで総務省の意見募集や有識者会議などで繰り返し「理解増進情報」の問題点を指摘し、NHKのインターネット活用業務審査・評価委員会に対して直接意見を提出したこともあった。「意見・苦情等を受け付ける仕組みは競合事業者等に十分活用されていない」との記述があるが、自らが定めた枠組み以外で寄せられた意見を真摯に検討する姿勢が欠けていたと考える。理解増進情報は今回のWGで焦点が当たるまで、真摯な検討がなされず、業務拡大の歯止めとなり得なかった点も念頭に置いた改善が必要であり、総務省は適切に監督するよう求める。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会】</p>	<p>今後、NHKのインターネット活用業務が必須業務として提供されることとなる場合でも、競合事業者等から意見・苦情等を受け付ける仕組みが継続されるとともに、適切に機能することが求められると考えており、現在の仕組みがなぜ活用されていないのかについて検証を行い、運用上の問題点があるのであれば、現行制度の運用改善に取り組むべきであると考えています。</p>	無
189	<p>○ NHKのガバナンスは、これまで総務省が再三求めてきた「三位一体改革」の観点からも極めて重要だ。「必須業務化することで重い責任と規律を課していく」ということを求めるのであれば、WGとしてその具体化まで議論し、結論を得るべきだ。また、衛星放送のネット配信予算問題によりガバナンスのさらなる改革の必要性は明らかとなった。仮に法制化を進めるとしても、NHKが示した再発防止策の妥当性や運用状況を検証するなどしたうえで、WGとして責任をもって必要な対応を求めていくべきだ。執行部と経営委員会との責任の所在の整理も含め、抜本的なガバナンス確保の在り方についても検討を深めるべきだ。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会】</p> <p>○ NHKのガバナンスは、これまで総務省が再三求めてきた「三位一体改革」の観点からも極めて重要だ。NHKに「必須業務化することで重い責任と規律を課していく」ことを求めるのであれば、WGとして「重い責任と規律」の具体的な内容を議論し、示すべきだ。さらに、衛星放送のネット配信予算問題で、NHKが示した再発防止策の妥当性や運用状況を検証するべきだ。必須業務化とガバナンスの議論は不可分一体であり、決して切り離すべきではない。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社読売新聞グループ本社】</p>	<p>今後検討を進めていく上での参考として承ります。なお、本検討会としても、NHKは国民・視聴者が負担する受信料に支えられていることを踏まえ、その業務と受信料、それらを規律するガバナンスについては一体的に不断の取組を進めることが重要であると考えています。</p>	無
190	<p>○ NHKはんのガバナンスは経営委員会の役割が大きいやろ。でも、今の経営委員にはメディア経験者がおらん。昔は新聞社や民放社出身の経営委員もおったし、この間の議論を踏まえれば、メディア経験者はそれこそ「必須」にしてもええんやないか。たとえば、新聞協会会長と民放連会長の経験者を交代で経営委員にしたらどや。</p>	<p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	無

【放送の自由は大事やないか研究会】			
<b>6. 結びにかえて</b>			
191	<p>○ フェイクニュースも含めた多種多様な情報が流通するインターネット世界でも、多様なメディアが信頼性の高い情報の提供を継続していく必要があるという取りまとめ案の問題意識は、当協会とも軌を一にするものだ。伝統メディア間の連携・協力の重要性についても理解する。しかし、公正な競争が確保されていることが前提であり、メディアの多元性を損なわないような制度とすることは重要だ。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。その上で、本検討会としても、メディアの多元性が損なわれないことを担保するための措置を講じることが必要であると考えています。</p>	無
192	<p>○ 「ネット事業拡大は議論不足だ」（読売新聞8月31日付）、「未来託せる経営なのか」（朝日新聞9月4日付）。取りまとめ案についての各紙の社説は厳しかった。ただ、朝日は「多様な言論を守り、メディア全体として国民に奉仕するために、NHKをどう活用できるのか。そんな発想の転換が必要な時が来ている」とも書いとった。新聞社がNHKを見る目も、変わってきてるのかもしれない。</p> <p>だからこそ、NHKはんは、中期経営計画（2024?26年度）とは別に、10年先を見据えた長期ビジョンを示してほしいがな。現行制度でやれる施策を並べた中期経営計画だけでは、NHKちうもんがこれからも社会に必要なんか、視聴者が判断する情報を提供したことにはならんで。</p> <p>与党の意向で事業規模が7000億円台から6000億円弱に削られ、新聞社や民放の反発で「理解増進情報」が廃止されることになったな。膨張を続けてきたNHKはんが本格的にデジタルに乗り出すうえで、リセットする機会ととらえるべきや。</p> <p>総務省や有識者に任せず、NHKはんの将来は自分たちで考えなあかん。「こうなりたい」ちう将来像を提示してや。世界のどこの公共放送もやってないようなサービスを開発して、驚かせてくれるんなら、わしら応援するで。</p> <p style="text-align: right;">【放送の自由は大事やないか研究会】</p>	<p>NHKの経営に対する御意見として承ります。</p>	無
<b>公共放送ワーキンググループ 取りまとめ その他</b>			
193	<p>○ 受信料制度の理解増進について</p> <p>インターネットを通じてNHKのコンテンツを視聴できる環境を整えるという提言がある一方、民放連研究所の調査によると、テレビを持っていない人の一番の理由は「テレビ放送を視聴できるテレビを設置するとNHKの受信料</p>	<p>本検討会としても、受信契約の締結と受信料の支払について、NHKが国民・視聴者の理解が得られるように努めなければならないことは当然であると考えています。</p>	無

	<p>を払わなくてはいけなくなるから」となっています。  (参考 <a href="https://minpo.online/article/part2.html">https://minpo.online/article/part2.html</a>)  NHKにはさらに受信料制度を視聴者に理解してもらえよう活動に努めていただきたいと思います。</p> <p style="text-align: right;">【東海テレビ放送株式会社】</p>		
194	<p>○ 現在総務省は「インターネット放送は放送法でいう『放送』に当たらない」という見解にあります。  現行放送法をその様に解釈された経緯は明示されていないので想定に過ぎませんが、非常に細かい技術論で結論されている様に想定されます。その理由は、著作権法第2条九の四に「自動公衆送信」という言葉が定義されており、その法解釈ではこれが所謂インターネット放送のことであると聞いています。  世の中の一般人に、「インターネット放送は、放送か？」と聞けば、万人が「放送です。」と答える現状でなぜ放送である事を否定する必要があるのか理解に苦しみます。  ネットワークの技術が進んで、100年前の電波による放送を、コスト面で、あるいはコンテンツの多様化、ビジネスモデルの多様化という面で、はるかに凌いできている現実を理解すれば、近い将来現在放送と言われるすべてのサービスについて災害時など大規模輻輳で通信が途絶するような場合、すなわち災害対策を除いて全ての分野で、放送の媒体がネットワークになるのは明白な事実です。  その様な現状で、NHKが放送の主体をネットワークに移行したいと考えるのは、至極当然な選択だと思われれます。直ちに取り組むべきだと考えます。  従って、同時に、インターネット放送を解釈ではなく「放送」であると明確に定義し、免許、登録、届出などの制度を制定すべきです。何故なら放送事業は、本文第3章で述べられておられる様に、虚偽情報、誤情報の訂正など、報道機関と同様に放送事業者は放送内容に責任を持つべきことは当然であり、官がこれを指導すべきだからです。  しかし、NHKの受信料制度については大いに再考の余地があります。終戦直後とは異なり、世の中には多くの娯楽のためのコンテンツが溢れています。当時公共放送という制度が必要だったのは十分理解できます。しかし現在公共放送に課された役目は、民間放送や新聞社などにおいては実現が困難な分野</p>	<p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

	<p>に限るべきではないでしょうか。 大河ドラマが民業を圧迫しているのは明確な事実であり、受信料徴収の哲学に依存した大作製作は明らかに競争を阻害している。 NHK党という公認された政党の存在は相当数の国民がNHKの事業のあり方に疑問を持っていることは明らかです。媒体が電波であれネットであれ加入した方のみが放送を受信する様にするべきです。さもなければ国民に受信料の正当性を問うべきです。</p> <p style="text-align: right;">【個人15】</p>		
195	<p>○ 最近、ニュースでNHKのインターネット業務について議論になっているのを見て、気になりご意見いたします。</p> <p>1 放送の二元体制の維持のための担保措置についてはNHK側に視点をおいて書かれているが、民放側も、例えば、NHKのホームページのようにわかりやすいニュースサイトを設けるなど改善をはかることが適切ではないか。民放はニュース番組ごととなり、報道をまとめたサイトがない。民放は、NHKのようなサイトをつくるなど自助努力が必要ではないか。</p> <p>NHKのニュースサイト  <a href="https://www3.nhk.or.jp/news/">https://www3.nhk.or.jp/news/</a>  日テレ  <a href="https://www.ntv.co.jp/news/">https://www.ntv.co.jp/news/</a>  テレ朝  <a href="https://www.tv-asahi.co.jp/news/">https://www.tv-asahi.co.jp/news/</a>  TBS  <a href="https://www.tbs.co.jp/news-info/">https://www.tbs.co.jp/news-info/</a>  テレ東  <a href="https://www.tv-tokyo.co.jp/genre_biz/index.html">https://www.tv-tokyo.co.jp/genre_biz/index.html</a>  フジ  <a href="https://www.fujitv.co.jp/news/">https://www.fujitv.co.jp/news/</a></p> <p>逆に、YouTubeでは、民放は報道を中心に流しており大変評価できるが、NHKはそれができていないため、民放に倣うことが適切ではないか。</p> <p>2 NHKは、最近ニュースでよくAIアナウンサーによる読み上げをしているが、実際のアナウンサーとほぼかわらないレベルの出来映えとなっており大変素晴らしい。これを民放や通信会社にも無償提供することを検討すべ</p>	<p>今後の放送行政及び放送事業者の取組に対する御意見として承ります。なお、インターネット活用業務を必須業務化するという事は、インターネットを利用できる環境にある者からの求めに応じて放送番組の配信を継続的・安定的に行うことを義務付けることを意味するのであって、NHKが自ら通信インフラ整備を行うことは想定されません。</p>	無

きではないか。報道機関の質の向上が期待できる。(共同通信や時事通信のYouTubeチャンネルはひどいので、そういうところに活用していただけると嬉しい)

3 とりまとめ案のむすびに、「フェイクニュースも含めた多種多様な情報が流通するインターネットの世界でも、信頼性の高い情報の提供を継続できるか、NHK、(一社)日本民間放送連盟、(一社)日本新聞協会など、メディアの関係者が連携・協力して検討を加速させることも期待するものである」とあるが、受け手が多様な信頼できる情報を得られよう、NHK、民放、新聞社、通信社などで一体となり、信頼性の高い日本独自の報道検索サイトをつくってほしい。検索すると、2ちゃんねるなどフェイクの多い情報はヒットせず、あくまでもNHK、民放、新聞社、通信社など信頼性の高い報道機関が発信した情報のみがヒットするもの。NHKがネット業務を必須とするのであれば、受信料を使って是非こうした取り組みに報道機関として率先して取り組んでいただくことを期待したい。

4 NHKのネット業務を必須業務とするのであれば、テキスト情報の配信は放送と同時提供とするのか、30分以内とするのかなど、配信の時間的制約を設けて速やかに情報を届けことが適切ではないか。

5 NHKのネット業務について、放送と同様に必須業務となれば、放送と同様にどこでも受信できるようにするのか。NTTと一緒に基地局等の通信のインフラ整備(6G?7G?8G?)を進めるのか?公共の場の無料wifiの整備を促進するのか?それによって受信料が高くなるのは絶対に避けていただきたい。

6 放送事業者、メーカー等による検討体制を設置して、来年度を目途に技術仕様を策定することだが、是非、スマホを開くと、まずはテレビとして使うのか、通常のスマホとして使うのかという選択ができるスマホにしてほしい。なお、テレビとはいっても、アニメやドラマなどの娯楽は排除し、報道情報や災害情報などに特化したものとしてほしい。

7 生活保護を受けるまで困ってはいないが、テレビを設置していても受信料を払えるだけの余裕がなくて払わない、払えないというフリーライダーが存在してしまうという制度は、国民の教養の底上げとして必要悪。ネットでも、年収300万以下は登録しなくても見られる、学生は見られる、災害時は契約してなくても見れるなようにする。また、ドラマ、アニメは見られな

	いにしても、報道、教養、スポーツはIDなしで見られるようにするとい のではないか。  【個人21】		
<b>別添4 放送業界に係るプラットフォームの在り方に関するタスクフォース 取りまとめ</b>			
<b>全体的事項</b>			
211	<p>○ 6月19日に第1回の会合を開いてから、提起された多くの検討課題を2か月程度で十分に議論し取りまとめるには、期間が短すぎるのではないかと疑問を感じます。議事録を拝読すると精力的な会合を重ねられたと見受けられますが、構成員の方々にも過負担ではなかったかと推察します。またヒヤリングを受けた側も十分な説明準備ができたのか危惧します。</p> <p>外部から見ると、スケジュールや一定の結論がありきの進め方に見えたことも否めません。もっと早い段階から始めるか、もっと時間と議論を重ねた検討があってしかるべきではなかったかと感じます。</p> <p>【株式会社テレビ愛媛】</p>	本タスクフォースは、NHKによる「日本の放送業界への貢献」という観点から、「放送業界に係るプラットフォーム」としての役割について、国民・視聴者の目線で、関係者の意見も聞きつつ、具体的な検討を行ったものです。	無
212	<p>○ 2. 地域情報・コンテンツのプラットフォームとしてのケーブルテレビの役割</p> <p>我々ケーブルテレビ事業者は、地域に密着し、地域住民に必要な地域情報を発信するとともに、様々な取り組みを通じて地域の情報を全国、そして世界に向けても発信することで、地域の魅力を伝えてきた。</p> <p>特に地方の小規模のケーブルテレビ事業者は、第3セクターや公設のケーブルテレビ施設であることが多く、地方自治体と密接な結びつきを持っている。</p> <p>特に災害発生時におけるケーブルテレビの果たす役割は大きく、各自治体からの細かな情報や被災地の様子をタイムリーに提供している。この情報の細やかさは、県全体を網羅するNHKや、山陰両県を圏域とする地方ローカル局にはなかなか難しい面もある。こうした背景もあり、現在では両者とケーブルテレビ協議会との災害協定が交わされ、情報や映像コンテンツのやり取りが行われている。</p> <p>しかしながら「放送業界に係わるプラットフォームの在り方に関するタスクフォース」において、プラットフォームの観点では、テレビ放送の過半を占めるケーブルテレビが取り上げられることなく取りまとめが進んでいるように感じられる。</p>	今後の放送行政に対する御意見として承ります。御指摘の地域情報の発信におけるケーブルテレビの役割については、改めて別の機会に検討されるべきと考えております。	無

	<p>全国テレビ視聴の半数となるケーブルテレビ加入者のテレビ番組表（EPG）には、NHK・民放と並行してケーブルテレビ自主放送の番組表も表示されている。視聴者は情報入手先として並列でケーブルテレビ自主放送を捉えている。こうした現状を見ずに、NHKプラスとTverの統合だけでプラットフォームを語るべきではないと考える。地域に必要な不可欠なコンテンツの担い手として、また災害時のミクロな情報提供に腐心する地域の守り手として、ケーブルテレビの位置づけをタスクフォース内で再認識して頂きたい。プラットフォームを構築するような規模はないが、田舎で毎日地道に地域情報発信している事業者にも光が当たるようにするのが政策だと感じている。</p> <p>放送コンテンツのインターネット配信のプラットフォームの構築においても、NHK・民放に留まらずケーブルテレビ事業者にも配慮した検討を強く要望する。ケーブルテレビ事業者へのヒヤリングや参画などについても検討頂きたい。</p> <p style="text-align: right;">【ひらたCATV株式会社】</p>		
--	---	--	--

**1. 基本認識**

213	<p>○ NHKが放送全体のプラットフォームとして、我が国の放送業界全体の発展に貢献していくことについて</p> <p>NHKが放送全体のプラットフォームとして、放送番組の流通を支え、二元体制を基本とする我が国の放送業界全体の発展に貢献していく役割を担うことについて、異論はありません。特殊な負担金である受信料を、その目的のために恒常的に活用していただくよう希望します。</p> <p style="text-align: right;">【中京テレビ放送株式会社】</p> <p>○ 放送業界に係るプラットフォームの在り方に関するタスクフォース取りまとめ（案）において、NHKが「放送全体のプラットフォームとして、放送番組の流通を支え、二元体制を基本とする我が国放送業界全体の発展に貢献していく」ことについて賛同します。広告収入の減少が続く中、ローカル局にとっては経済的にも人的リソースの面からも、中継局の維持管理は大きな負担となっています。特に「ミニサテ」の運営については、経済合理性の観点も踏まえ、受信料を財源とし、かつ「あまねく受信義務」を負うNHKが主体的に行うことを強く要望します。</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>地上波中継局の共同利用については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p>	無
-----	---	--	---

2. 課題とその検討の方向性

(1) 地上放送の放送ネットワークインフラの効率化

214	<p>○ 地方民放事業者にとって小規模中継局設備の負担は大変大きなものになっています。NHKには民放も含めた放送ネットワーク全体を維持するための役割を果たしてもらいたいと考えます。役割を明確化するため、放送法に放送ネットワークインフラの維持に関する責務を明記する法改正を行っていただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【RKB毎日放送株式会社】</p>	<p>今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p>	無
215	<p>○ 検討体制について 全国および地域レベルの協議の場では、民放ローカル局が主体的に参加できる検討体制の構築が必要です。また、各地域の固有の事情を踏まえつつ、継続的な経済合理性をしっかりと検証しながら合意を得ていくことが不可欠です。 この協議の場において、NHKがコスト分析や仕様検討等の中心的役割を果たすことに異論はありません。NHKには地域事情への配慮と経済合理性を強く意識し、民放事業者が受け容れやすい提案を準備していただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東海テレビ放送株式会社】</p> <p>○ NHKには、全国津々浦々まで恒久的に放送を届け続けるための役割、すなわち民放も含めた放送ネットワーク全体を維持するための役割を果たしてもらいたいと考えます。 全国および地域レベルの協議の場を設置するのであれば、民放ローカル局が主体的に参加できる検討体制の構築が必要です。また、各地域や各局・各系列の固有の事情を踏まえつつ、継続的な経済合理性をしっかりと検証しながら合意を得ていくことが不可欠です。NHKには地域事情への配慮と経済合理性を強く意識し、民放事業者が受け容れやすい提案を準備していただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ信州】</p>	<p>今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p>	無
216	<p>○ 「地上波中継局の共同利用…全国レベル、地域レベルでの協議の場を年内目途に設置すべき」とあるが、ミニサテなどの更新時期が迫る中、一刻も早</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。今後総務省において検討を進めていく上での参考として承り</p>	無

い設置を求める。  
経済合理性があり、持続可能な共同利用のシステムにすることは言うまでもない。  
民放も応分の負担をし、NHKと対等な立場で、検討を進めていくべきだと考える。

【讀賣テレビ放送株式会社】

- 放送ネットワークインフラの効率化について  
費用面を含めて、NHKが中心的役割を担うことについては、インフラ維持が負担となっている民放ローカル局にとっては有益な取り組みであると評価します。  
早急に民放ローカル局も交えた全国レベルでの協議の場を設置していただき、民放ローカル局の事情や経済合理性を踏まえ、早期実現に向け推進していくことを希望します。

【中京テレビ放送株式会社】

- 「地上中継局の共同利用の早期実現に向け、NHK、民放キー局、ローカル局の関係者からなる全国レベル及び地域レベルでの協議の場を年内目途に設置すべき」、「その協議の場においては、民放ローカル局の参画も得ながら地域事情を踏まえるとともに、全国に地域放送局を有するNHKは中心的役割を果たすべき」との記載に全面的に賛同します。ローカル局においては中継局共同利用の具体案を協議する地域レベルの協議の場が特に重要と考えており、地域レベル協議が早期に開始され、具体的成果が得られるようNHKと総務省・総合通信局双方に促進の努力を求めます。また、中継局以外の分野でもローカル局の経営効率化に寄与するNHKとの協業の取り組みが進むよう求めます。経営基盤が脆弱なローカル局が将来にわたって、その社会的役割、使命を果たしていくため、さまざまな環境整備が速やかに実施されることを強く期待しています。

【石川テレビ放送株式会社】

- 「地上波中継局の共同利用の早期実現に向け、競争法を順守した形で、NHK、民放キー局、在阪・在名の広域局、民放ローカル局等の関係者からなる

ます。御意見のとおり、ミニサテなどの更新時期は迫っており、総務省、NHK、民放が協力して取り組むことにより、中継局の共同利用に向けた協議の場が早期に設置されることを期待します。その上で、各地域の事情や経済合理性を踏まえ、早期に検討が進むことを期待します。

	<p>全国レベル及び地域レベルでの協議の場を年内目途に設置すべき。」という指摘に賛同します。ただし、民放が主体的に参画できる場とするとともに、各地域固有の事情と、経済合理性と持続可能な運用ができる形を強く意識した協議を期待します。協議にあたっては、ミニサテの更新時期が迫っていることもあり、早期に検討が進むことを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【朝日放送テレビ株式会社】</p>		
217	<p>○ テレビ北海道は2011年から2016年まで視聴不可能だった道東全域と道北の一部での中継局整備に国の補助金制度と自治体からの整備予算を活用して他の在札民放テレビ局同様に全道で視聴可能出来ました</p> <p>ところが本別町にある本別中継局や本別沢中継局では在札民放テレビ局で唯一テレビ北海道だけは現在に至るまで整備しておりません</p> <p>本別町の資料を拝見しましたが予算が高額であることやケーブルテレビで視聴可能などの事情から本別町ではテレビ北海道の中継局整備はしないという方針となっていました</p> <p>それ以来本別町民や本別町議会などでもケーブルテレビを加入しなくてもテレビ北海道を視聴可能にするよう本別中継局と本別沢中継局にもテレビ北海道の中継局整備を要請する声が少なからずありましたが当時の前本別町町が当町の整備事業ではないと答弁していましたこれは本別町民のみならず道内在住の視聴者としては本当に残念だったと思ってます</p> <p>本別町で整備していたケーブルテレビ網での再送信を利用し本別町内でほぼ全世帯でテレビ北海道の視聴を可能にしたのは一定の評価がありましたが万が一災害が起きた際ケーブルテレビ網などが障害や故障等によりテレビ北海道を含む在札民放テレビ局の再送信ができなくなった場合本別町民がテレビ北海道を視聴するためには地上波受信といった代替策もなく本当に不便で心配しています</p> <p>これでは本別町民のみならず本別町へ移住する住民や誘致した企業の方や訪れる観光者にも迷惑をかけるのではないかと疑問に思います</p> <p>さらに北海道内ではNHKのみ整備している今金町の今金住中中継局では現在テレビ北海道を含む在札民放テレビ局5社が共同で中継局の整備をしていません</p> <p>他にも平成新局を含む一部の地上民放テレビ・ラジオ局の中継局を整備していない難視聴・聴取地域も存在しています</p>	<p>今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p>	無

	<p>難視聴・聴取地域を全て無くすために中継局の共同利用の際はNHKと地上民放テレビ・ラジオ局が全局平等に整備したほうが視聴者・聴取者にとっては貢献できると信じています</p> <p>テレビ北海道の本別中継局と本別沢中継局と在札民放テレビ5社の今金住中中継局そして在札民放ラジオ4社のFM中継局等一部未整備である難視聴・聴取地域の民放中継局の新規整備を含めNHK・民放全局共同参加で協議して全局共同利用の中継局の整備を進めていくようお願い致します</p> <p style="text-align: right;">【個人23】</p>		
218	<p>○ 既にNHKと民間放送事業者で共建が実施されている地域において、設備の費用削減が現状以上となる要素があるのか疑問はありますが、ハード事業者（共同利用会社）が中継局の保有、維持管理をする検討まで進めば、維持費用削減など経済合理性を見出せる可能性はあります。その場合においては当然にNHKと民間放送事業者の丁寧な協議が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社仙台放送】</p>	今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無
219	<p>○ 「全国各地の民放ローカル局の実情を汲みつつ、民放ローカル局の具体的な経営の選択肢を増やす」という点に鑑み、全国及び地域レベルの協議におきまして、民放ラジオ放送事業者が、NHKと共同利用する設備に関して既に設けられている基本ルール（仕様・維持管理の周期など）について、NHKと協議する機会を設けることを求めます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社エフエム東京】</p>	今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無
220	<p>○ 共同利用型モデルの実現に向け「NHK、民放キー局、民放ローカル局等の関係者からなる全国レベル及び地域レベルでの協議の場を年内目途に設置すべき」という本案に賛同します。協議に際してNHKが中心的な役割を果たす場合には、NHKと民放事業者とのコスト感覚の違いに留意し、地域ごとに複雑で多種多様な個別事情があることも踏まえ、民放事業者の意向を十分反映した実効的な合意形成が行われることを強く要望します。また共同利用に際してのNHKと民放事業者の費用の負担割合については、改正放送法の趣旨を踏まえ抜本的な見直しを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社毎日放送】</p> <p>○ 放送の二元体制の下、地域情報を発信する民放ローカル局が果たしてきた役割は大きく、今後も不可欠な存在であると考えます。</p>	本案に対する賛同の御意見として承ります。中継局の共同利用について検討する地域レベルでの協議の場においては、御指摘のとおりそれぞれの地域事情に応じた検討がなされることが適切と考えております。	無

このため、中継局の「共同利用」が放送の安全性確保とコスト負担の軽減を両立する方策として整理され経営の選択肢が増えることは有意義と考えます。

その実現に向けた協議の場では放送地域毎に異なる設備や保守運用の現状と中長期的課題を十分に把握するとともに経済合理性を詳細に検証するなど、丁寧な議論を要望します。

【北日本放送株式会社】

- 我々地上波放送局は、国民の生命・生活・経済活動に欠かせない情報を届けるために、放送ネットワークの維持・継続は重要な役割としています。NHKには民放も含めた放送局が放送ネットワークを経済性も含め効率的かつ継続的に維持するべくその役割を果たしていただくよう要望します。

その一環として、地上波中継局の共同利用の実現に向けた協議においてはNHKが中心的役割は果たすべき、とした検討の方向性について示したことは極めて重要で適切なものと考えます。

地上波中継局の共同利用の協議において、まずは経済的合理性確保を大前提としつつ、各地域や民放各局・系列の事情を踏まえて柔軟に考えていただくよう要望します。

「共同利用」実現のために検討・解決しなければならない課題は多方面にわたり検討に時間を要する可能性があります。

そこで、地域の状況にもよりますが、NHKと民放のネットワークインフラの保守・管理を既存の業者に（設備は所有させずに運用のみ）委託し集約することで効率化が図れるのであれば、共同利用の実現の一步になると考えます。そのため、モデル地区を設定しシミュレーションにより経済的かつ運用的な効果を検証したうえで、効果があるならばパイロット的実証を行い、共同利用実現へのワンステップとすることも有効なものであると考えます

【株式会社福島中央テレビ】

- NHKが放送全体の発展に貢献していく役割の一つとして、放送ネットワークインフラの維持への貢献があるとの指摘に賛同します。

民放連が公共放送WGで指摘したNHKによる放送ネットワークインフラの維持への貢献を 実効性を持たせるために「制度的担保」が必要であることに当

社も同意し、放送法20条第1条（NHKの必須業務）に、放送ネットワークインフラの維持を明記する法改正が望ましいと考えます。

全国および地域レベルの協議の場では、在京とローカル局の事情だけでなく、広域局である在阪・在名局も主体的に参加できる検討体制の構築を要望します。

各地域・各社の事情を踏まえつつ、経済合理性と持続可能性の観点から検証を行い、民放事業者が検討しやすい提案を準備していただきたいと思いません。

二元体制の維持のため、放送ネットワークインフラの維持は最重要課題であると考えます。地上波中継局等の共同利用については、各エリア・各社の事情を踏まえたうえで、NHKは放送法第20条6項の努力協力義務を順守し、民間放送事業者にとっては、経済合理性があり、持続可能な形での運用となる前提で、経営の選択肢になることを望みます。

【朝日放送テレビ株式会社】

- 「民放ローカル局の参画も得ながら地域事情を踏まえるとともに、全国に地域放送局を有するNHKは、地上波中継局のコスト分析や仕様検討等、競争法を遵守しつつ中心的な役割を果たすべき」

ローカル地方局においては、多数の地上中継局の設備更新や維持管理は深刻な経営負担になりつつあります。

また放送ネットワークの状況は地域によって大きく異なっており、地域の実情に沿った方策がとれるような国の方向づけを期待します。その点でNHKの地域放送局の中心的役割を強く要望するところであり、この方向性に賛同します。

【株式会社テレビ愛媛】

- 地上波中継局の「共同利用」の実現を可能とする法改正を受け、これを有用な選択肢とするために、NHK・民放キー局・民放ローカル局等の関係者からなる全国レベル及び地域レベルでの協議の場を早急に設置する方向性に賛同いたします。また、民放ローカル局が主体的に参加できる体制となるよう要望いたします。

広大な北海道で放送を維持するため、NHKと民放は共同建設や作業協力等の

自助努力をアナログ放送時代から実施しています。自治体が所有する中継局も多数存在し、NHK・民放・自治体が三位一体となり、デジタル化の際は国の補助も利用して自力建設困難の状況を解消して放送インフラを維持してきました。北海道における放送ネットワークインフラの効率化作業については、上記3者ともに維持管理の面でコスト削減となるような共同利用の仕組みを構築していくことが大前提と考えます。

NHKの先行支出として600億円が計上されていますが、共同利用会社の仕組みを全国で持続するために、継続したNHKの負担は不可欠と考えます。

試算でコスト高と算出された中継局やミニサテ・共聴については、現行設備の維持に加えBB代替、CATV、衛星、ギャップフィルアーへの置換等取りうる選択肢から最適なものを選び、放送サービスを維持するコストの削減を図ることが適切と考えます。

【株式会社テレビ北海道】

- 地上波中継局の「共同利用」の早期実現に向けて、NHKが中心的な役割を果たし、協議の場を設置することに賛同します。とりまとめ案注釈5の記載では地域レベルでの設置時期が曖昧になっていますが、全国の場合と同様に速やかに設置される事を希望します。地域によって異なる事情を踏まえた上での協議は大変重要であり、地方局の意見もしっかり汲み取った上で、各県のNHKには中心的な役割を果たしていただくことを期待します。

NHKとの共同利用の実現にあたっては、民間放送事業者の送信維持費が圧縮されることが大前提と考えます。地上波中継局の「共同利用」の対象設備の範囲として、まずは小規模中継局やミニサテが適当と考えますが、ミニサテに係る共通的なコストについては、NHK・民間放送事業者の区別なく、「あまねく受信」に関するNHKの措置義務の一環と位置づけ、NHKが担う必要があると考えます。

【関西テレビ放送株式会社】

- 地上放送の放送ネットワークインフラの効率化  
「NHK、民放キー局、民放ローカル局等の関係者からなる全国レベル及び地域レベルでの協議の場を年内目途に設置すべき。」との意見に賛同します。その際、地域事情も踏まえ、総務省（総合通信局）も協議に加わってい

	<p>ただくことを要望します。</p> <p>「ローカル局の参画も得ながら地域事情を踏まえるとともに、全国に地域放送局を有するNHKは、地上波中継局のコスト分析や仕様検討等、競争法を順守しつつ、中心的な役割を果たすべき。」との提言に賛同します。NHKが培った知見の共有と経済合理性の検証により、効率化の推進が重要と考えます。その際、自治体局の存在等の地域事情に加えて、歴史的経緯を踏まえた対応が必要と考えます。</p> <p>尚、取りまとめ第1章2では、災害時における住民への安定的な情報提供を確保する観点から、辺地共聴施設の更新における財政的支援に触れられています。北海道には中継局やギャップフィラーが数多く存在しており、それらについても財政的支援を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【北海道テレビ放送株式会社】</p> <p>○ 中継局の共同利用につきまして、タスクフォースの場などで重点的に審議していただいたことを評価いたします。ただ実現に向けては道半ばで、多くの構成員から発言がありましたように地域特性（地域事情、県単位の個別事情）の把握とそれに見合った対応が非常に重要だと考えます。その際、経済合理性の見極めはもちろんです。地域によって開始時期や受益（または負担）について差がでないよう公平性の確保の視点をもって臨まれることを要望します。そして、特にローカル局につきましては、今回のタスクフォースでテレビ大分様や南日本放送様が説明された厳しい経営状況や将来予測を十分に踏まえて仕組み作りをして頂きたいと考えます。また、タスクフォースのクロサカ構成員からありました、「中継局の共用については、議論を急ぐべき。（急いで丁寧に進めて行く必要がある）」に賛同いたします。機を逸することのなく全国レベル、地域レベルの協議を進めることができるよう引き続き、検討を続けていただきたいと思います。</p> <p style="text-align: right;">【四国放送株式会社】</p>		
221	<p>○ 中継局の共同利用について検討する「全国レベル及び地域レベルでの協議」について、経済合理性はもとより、既に中継局の保守・管理会社が存在する地域においては、既存の保守・管理会社が果たしている役割に十分配慮した議論がなされるよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【長崎放送株式会社】</p>	<p>中継局の共同利用について検討する地域レベルでの協議の場においては、御指摘のとおりそれぞれの地域事情に応じた検討がなされることが適当と考えております。</p>	無

○ 北海道においては、放送事業者所有以外に地方自治体等所有の中継局が多数あります。「共同利用」についてはNHK、民放に加え、自治体等の全ての関係者が永続的にコスト負担の軽減がされることによって選択肢になると考えます。

検討を進めるにあたって、特に広大な北海道では、各地域に拠点があるNHKが、地域事情を十分に考慮した上でコストや仕様面の検討を行い、BB代替など将来的に視聴形態が変わることがある場合には、主体的に地域と向き合っ  
て対応なすることが、円滑に進めるために重要であると考えます。

ミニサテについては、昨年6月24日の取りまとめ案で提言されていた「ミニサテ局に係る共通的なコストについては、過去の経緯も踏まえ、NHKが受信料収入で負担するスキームも検討すべきである」をふまえ、全国的に受信料収入を元にNHKがコストを担ってきた過去の運用形態に戻ることを望みます。

【札幌テレビ放送株式会社】

○ 地上中継局の「共同利用」に関して、全国および地域レベルの協議の場が設置されるのであれば、民放ローカル局が主体的に参加できる検討体制の構築が必要と考えます。また各地域の事情も踏まえつつ、継続的な経済合理性を検証しながら合意を得ていくことが不可欠です。この協議の場において、NHKがコスト分析や仕様検討の中心的な役割を果たすことに異論はありませんが、NHKには地域事情への配慮と経済合理性を強く意識し、民放事業者が受け入れやすい提案を準備していただきたいと考えます。

【株式会社福岡放送】

○ NHKと民間放送事業者の地上波中継局の「共同利用」は、民間放送事業者にとってのコスト削減、持続的な経済合理性の確保に資すること及び各地域の事情への配慮がなされることを条件に賛同します。NHKはかねて高コスト体質であり、過度に高水準の技術仕様を求める傾向があるため、民間放送事業者においてコスト分析や仕様検討を十分に行う必要があります。全国レベルであれ地域レベルであれ、協議の場においては民間放送事業者の意見が適正に反映されるよう要望します。

【株式会社テレビ東京ホールディングス】

○ 検討の方向性

中継局の共同利用について、「NHK、民放キー局、民放ローカル局等の関係者からなる全国レベル及び地域レベルでの協議の場を年内目処に設置すべき」とありますが、中継局の更新は既に始まっており、できるだけ速やかに協議の場を設置していただくことを要望します。

鹿児島県は大雨や台風、火山噴火と災害の起こるリスクが高く、ローカル局からの情報は重要な社会インフラとなっています。さらに県域が南北600キロに広がり、28もの有人離島を持つという特有の事情もあります。共同利用などに関しては、それぞれが抱える地域の事情に考慮した丁寧な議論を望みます。

【鹿児島テレビ放送株式会社】

○ 地上波中継局（共同利用）については、経済合理性の確保と地域事情への配慮が大前提と考えます。また、地域ごとの個別事情があるため、詳細を把握しながらの対応も必要になります。これらを踏まえ、NHKから民放が受け入れやすい提案が出ることを望みます。

「総額600億円」の支出によるネットワークコスト削減が一時的なものではなく、その後も共同利用等の枠組みを継続することで、NHK・民放を含む全ての関係者のコスト負担軽減が持続されるような仕組みを検討する必要があると考えます。

北海道では、自治体が相当数の小規模中継局、およびミニサテライト局全ての所有者となっており、維持費は自治体が負担しているという特殊事情がある旨、2022年6月に意見させていただきました。一方、1次取り纏めにおいては、「地域によっては地方公共団体等が保有する中継局も存在しているところ、これらについても地方公共団体等と調整の上でハード事業者の対象設備となり得ると考えられる。」とされています。この内容は、設備の所有者を自治体からハード事業者に変更することが可能とも受け取れますが、ハード事業者に放送局設備供給契約を申し込むことが出来るのは基幹放送事業者のみと認識しています。北海道のローカル局にとって、ハード事業者に支払う設備利用料等の負担の考え方は、大変重要な視点です。このような北海道の

	<p>地域事情、各種課題に鑑みて、NHKとの地域レベルでの協議の場を可及的速やかに設け、議論を始めることが極めて重要と考えます。全国に地域放送局を有するNHKがコスト分析や仕様検討等の中心的役割を果たすべきとの視点に異論はありません。</p> <p style="text-align: right;">【北海道放送株式会社】</p>		
222	<p>○ 共同利用は、NHKと民放が一体となって進める必要があります。NHKに共同利用をお願いしても、断られた事例もあり、そういう事例も収集しながら共同利用の範囲について検討し、実効性のある制度にするよう協議してほしい。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社IBC岩手放送】</p>	<p>今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p>	無
223	<p>○ &lt;現状&gt;として、「NHKは、『NHK経営計画（2021-2023年度）』（2023年1月修正）において、『運用共同化』・『共同建設化』を含め、『ネットワークコスト削減等、視聴者の将来負担の軽減につながる先行支出等』として『総額600億円』を計上しているところ」とありますが、2024年度以降においても継続的に『ネットワークコスト削減等、視聴者の将来負担の軽減につながる支出計上』を希望します。</p> <p>&lt;検討の方向性&gt;として、「NHK、民放キー局、民放ローカル局等の関係者からなる全国レベル及び地域レベルでの協議の場を年内目途に設置すべき」とありますが、これに賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【北海道文化放送株式会社】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。また、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p>	無
224	<p>○ 地上波中継局の「共同利用」実現については初期費用のみならず、運営費（機器更新時期を含む）についてもローカル局との十分な協議を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【山口放送株式会社】</p>	<p>中継局の共同利用について、検討する地域レベルでの協議の場においては、運営費も含めそれぞれの地域事情に応じた検討がなされることが適切と考えております。</p>	無
225	<p>○ 地上波中継局の「共同利用」の早期実現に向け、「年内を目途に」というスケジュール感を含めた形で協議の場の設置を明確にいただいたことに対し賛同いたします。弊社の放送対象地域内ではNHKと民放との共建が従前より行われており、送信部門の担当者間の協議の場も設置されていることから、こうした会議体を中心として、特にNHKには積極的に取り組んでいただき、民間放送局の意見を十分に反映し、双方納得の上で共同利用を進めていくことを期待いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ西日本】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。また、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p>	無

226	<p>○ 中継局の共同利用については、NHKが中心的な役割を担いつつも、NHK独自の仕様・設備投資・維持管理を見直し、コストの抑制と低廉化を図り、大規模中継局も含め、出来るだけ対象範囲を拡げた検討を期待します。またマスター設備の外部利用については、集約化やクラウド化ありきではなく、セキュリティの確保やリスク対策など、インフラの安全性やコストも含めた総合的な判断を求めます。</p> <p style="text-align: right;">【広島テレビ放送株式会社】</p>	<p>今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。中継局の共同利用の協議の場においては、従来のNHKの仕様にこだわることなく、効率的な放送ネットワークの構築、運営に向けて柔軟な検討を行うべきである。また、マスター設備については、集約化やクラウド化ありきではなく、各社において総合的な判断がなされるものと考えております。</p>	無
<b>(2) 衛星放送における番組制作</b>			
227	<p>○ 放送コンテンツ制作に関わる人材を確保・育成する観点から、NHK衛星放送の外部制作比率について実質的に現行以上になるよう、「外部制作事業者に著作権が帰属する放送番組（外部制作事業者及びNHKの双方に帰属するものを含む。）を対象とする新たな目標を設定する」という本案に賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社MBSメディアホールディングス】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無
228	<p>○ 番組制作会社は公共放送を共に支えるパートナーであり、その役割は、新しい衛星2波でも変わりません。衛星放送の新たな外部制作比率については、新BS2K、新BS4K、それぞれの役割や特性を踏まえて、2波それぞれに努力目標を設定すること、対象の取引は、番組制作会社が単独、もしくはNHKと共同で著作権を持つ番組として、番組制作会社の権利確保に資することを会合でお示しさせていただきました。再編後の衛星2波のうち、新BS2Kは、ニュースや国際情報、スポーツなどの編成割合が高く、年間を通して機動的な編成が必要となります。さらに、大規模災害が発生した際には、長期間にわたって災害報道を放送し続けることが想定されます。外部制作比率の努力目標を設定するにあたっては、ニュースや緊急報道・災害報道など新BS2Kの役割に影響が出ないように精査した上で、番組制作会社の制作の機会や権利が適切に確保できるよう取り組んでまいります。BSプレミアムの減波により、民放では少ない教養・教育・ドキュメンタリージャンルの番組減が懸念されるというご意見も会合で出ましたが、こうしたジャンルは衛星放送の強みと捉えており、視聴者の意向も踏まえて適切な編成を検討してまいります。多様なスキルや専門性を持つ多くの番組制作会社と協力し、公共的価値の高い番組を制作・放送することにより、衛星放送の多様性を確保しつつ、日本のコンテンツ産業の発展に貢献し、視聴者の多様なニーズに応えていきたいと考えております。</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無

		【日本放送協会】	
229	<p>○ 4K・8K制作を行っている地上放送事業者にとっても、制作した番組がNHK BS4K・8Kで放送されることは、今後も取組を続けていく大きな後押しになると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【関西テレビ放送株式会社】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無
230	<p>○ &lt;検討の方向性&gt;「NHK新BS2K・新BS4Kそれぞれについて、「外部制作事業者に著作権が帰属する放送番組（中略）」を対象とする新たな目標を設定する」との文言について</p> <p>賛同します。あわせて地上波の総合テレビにおいても外部制作事業者に著作権が帰属する放送番組の割合について、新たな目標を設定することを検討項目に加えることが、放送番組制作に関わる業界全体の活性化につながると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ワイズ・メディア】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。また、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p>	無
<b>(3) 放送コンテンツのインターネット配信の推進</b>			
231	<p>○ 「NHKや民放の放送コンテンツをテレビでもインターネットでも見たいというのが当たり前の時代になっており、(中略)放送コンテンツに国民・視聴者が触れることのできる環境をインターネット上にも早急に確立することが必要ではないか。」に賛同します。放送コンテンツの視聴方法は視聴者のニーズに合わせて提供されるべきであり、例えば同時配信を「放送」とみなし、同時配信個別の権利処理を行うことなく、放送と同じものを同時配信できるような制度設計を推進していくことも重要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【中部日本放送株式会社】 【株式会社CBCテレビ】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。また、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p>	無
232	<p>○ &lt;放送コンテンツのインターネット配信の推進について&gt;</p> <p>「NHKと民放の地域情報を含めた放送コンテンツへの『アクセス性』及びその『一覧性』を確保できる環境を整備すべき。」との提言に賛同します。民放ローカル局の意見も取り入れ、地域の視聴者に地域情報を確実に伝えられる仕組みを整備するよう要望します。</p> <p>民放事業者にとっては、放送コンテンツのインターネット配信は、事業性・採算性に基づき各社が経営判断をして具体化する領域であると共に、それぞれの戦略に沿って様々な取組をする競争分野でもあるため、法制度によって何かしら義務が生じ、かえって経営の選択肢を狭めるような議論の進</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。また、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p>	無

	め方とならないよう、重ねて要望します。 【株式会社静岡第一テレビ】		
233	○ 民放事業者にとっては、放送コンテンツのインターネット配信は、事業性・採算性に基づき各社が経営判断をして具体化する領域であると共に、それぞれの戦略に沿って様々な取組みをする競争分野でもあるため、法制度によって何かしら義務が生じ、かえって経営の選択肢を狭めるような議論の進め方とならないよう要望します。 【株式会社テレビ信州】	今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	
234	○ 放送コンテンツのインターネット配信の推進について 既存プラットフォーム間の連携や仮想的なプラットフォームの構築によって放送コンテンツへの「アクセス性」および「一覧性」を確保する実証事業は、運用面や技術面の実現性や課題をしっかりと検証し見極めていくことが肝要です。 【一般社団法人日本民間放送連盟】  ○ 放送コンテンツのインターネット配信の推進について、既存プラットフォーム間の連携や仮想的なプラットフォームの構築によって放送コンテンツへの「アクセス性」および「一覧性」を確保する実証事業は、運用面や技術面の実現性や課題有効性や汎用性をしっかりと検証し見極めていくことが肝要です。 民放事業者にとっては、放送コンテンツのインターネット配信は、事業性・採算性に基づき各社が経営判断をして具体化する領域であると共に、それぞれの戦略に沿って様々な取組みをする競争分野でもあるため、法制度によって何かしら義務が生じ、かえって経営の選択肢を狭めるような議論の進め方とならないよう、重ねて要望します。 【日本テレビ放送網株式会社】 【株式会社BS日本】 【広島テレビ放送株式会社】 【日本海テレビジョン放送株式会社】  ○ 放送コンテンツのインターネット配信の推進について、既存プラットフォ	今後総務省において、実証事業を行うに当たり、御指摘のとおり、運用面や技術面の実現性や課題を検証していくことが適当と考えます。	無

ーム間の連携や仮想的なプラットフォームの構築によって放送コンテンツへの「アクセス性」および「一覧性」を確保する実証事業は、運用面や技術面の実現性や課題有効性や汎用性をしっかりと検証し見極めていくことが肝要です。

民放ローカル局として、地域社会の健全な民主主義の発展、地域社会の情報インフラの役割を担うとともに、地域の特徴を活かし、自律的で持続的な社会をつくる「地域創生」に貢献することを目指しています。テレビの視聴環境が多様化し、また、CTVの拡大によって、TVコンテンツの配信ニーズが高まる一方で、ローカル局のビジネスモデルに多大な影響が生じており、収益を上げる道筋が描けていません。ローカル局は、ほとんどが生放送のニュース・情報番組であり、配信プラットフォームでのマネタイズは非常に困難な状況となっています。地域社会の民主主義、情報インフラとしてのローカル放送局とそれを束ねるキー局の集合体が国における民主主義と社会の健全な発展に寄与するものと考えます。

ローカル局のコンテンツを地域の人に確実に届く仕組みと配信したローカル局に一定水準の経済的なメリットが必要です。エリア事情も様々多くのローカル局を交えた丁寧な議論を求めます。

民放事業者にとっては、放送コンテンツのインターネット配信は、事業性・採算性に基づき各社が経営判断をして具体化する領域であると共に、それぞれの戦略に沿って様々な取組みをする競争分野でもあるため、法制度によって何かしら義務が生じ、かえって経営の選択肢を狭めるような議論の進め方とならないよう、重ねて要望します。

【株式会社山梨放送】

- 放送コンテンツのインターネット配信の推進について、既存プラットフォーム間の連携や仮想的なプラットフォームの構築によって放送コンテンツへの「アクセス性」および「一覧性」を確保する実証事業は、運用面や技術面の実現性や課題有効性や汎用性をしっかりと検証し見極めていくことが肝要です。

放送コンテンツのインターネット配信において「アクセス性」「一覧性」が確保されるために、視聴エリアのローカル放送局コンテンツがテレビ番組表と同様に見やすい状態で配信プラットフォームでも優先表示されることが、

	<p>インターネットにおいても信頼できる地域情報への接触機会を担保する上で重要と考えます。</p> <p>民放事業者にとっては、放送コンテンツのインターネット配信は、事業性・採算性にに基づき各社が経営判断をして具体化する領域であると共に、それぞれの戦略に沿って様々な取組みをする競争分野でもあるため、法制度によって何かしら義務が生じ、かえって経営の選択肢を狭めるような議論の進め方とならないよう、重ねて要望します。</p> <p style="text-align: right;">【札幌テレビ放送株式会社】</p> <p>○ 「アクセス性」・「一覧性」確保の在り方の検討について</p> <p>取りまとめに賛同します。インターネット接続テレビ上での「アクセス性」・「一覧性」確保の在り方の検討においては、運用面や技術面の実現性や課題をしっかりと検証するため、民放ローカル局が提供する動画配信プラットフォームなども活用し、実証事業を行うべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東海テレビ放送株式会社】</p> <p>○ 放送コンテンツのインターネット配信の推進について、既存プラットフォーム間の連携や仮想的なプラットフォームの構築によって放送コンテンツへの「アクセス性」および「一覧性」を確保する実証事業は、運用面や技術面の実現性や課題有効性や汎用性をしっかりと検証し見極めていくことを望みます。</p> <p>インターネット配信は民間放送事業者にとってのビジネス戦略～コンテンツ戦略～編成戦略と、放送にも直結する競争領域であると言えます。法制度などで統一的施策を行うことは慎重であるべきで、各社の経営・事業戦略上の判断を尊重すべきであると考えます。</p> <p>検証に際しては、柔軟で幅広い視点での検討が必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【朝日放送テレビ株式会社】</p>		
235	<p>○ インターネット動画配信については、民放各局でそれぞれ考え方が異なる。</p> <p>このため、「民放ローカル局の意見も丁寧に聞きつつ」とのタスクフォースの指摘に賛同する。</p> <p>視聴者へ地域情報を含めた放送コンテンツへの「アクセス性」及びその</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

	<p>「一覧性」を確保できる環境を整備すべきとのタスクフォースの指摘には賛同する。</p> <p style="text-align: right;">【讀賣テレビ放送株式会社】</p>		
236	<p>○ 放送コンテンツのインターネット配信の推進について</p> <p>NHKが地上波放送のネットワークインフラの共同利用に関して、中心的な役割を担うことについて異論はありませんが、配信を中心としたソフトウェアに関してはその限りではないと考えます。</p> <p>配信事業においては、コンテンツとユーザーエクスペリエンスが一体となってサービスが提供されるため、ビジネスモデルが根底から異なるNHKと民放が共通のインターフェース上で、それぞれの達成目標を共同で構築することは非常に困難であると考えられます。</p> <p>NHKの現場メンバーとの調整において、これまでも考え方が異なることが原因で折り合いのつかない事象を多く経験してきました。そのことから上記の事態が発生することは容易に想像ができます。TVerにおけるNHKコンテンツとの共存が思うように進まないことは特に顕著な例だと思います。</p> <p>NHKが我が国の放送業界全体の発展に貢献していくことについて異論はありませんが、個々の案件ごとに精査・検討を行い、民放局の業務の制約とならないよう留意していただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【中京テレビ放送株式会社】</p>	<p>今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p>	無
237	<p>○ NHKと民放の連携について</p> <p>「民放ローカル局の意見も丁寧に聞きつつ」と明記されたことに賛同します。NHKと民放は、メディアとして、ともに国民（視聴者）の知る権利（自由）に奉仕する存在であるべきと考えます。放送の二元体制を確保するための取組みについては、地方でもメディア間の連携・協力を深めるための協議の場が必要であり、総務省・NHKにおかれては、各地方での課題解決をはかるために民放ローカル局とともに積極的な役割を果たしていただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東海テレビ放送株式会社】</p> <p>○ 「民放ローカル局の意見も丁寧に聞きつつ、既存プラットフォーム間での連携や仮想的なプラットフォームの構築により、NHKと民放の地域情報を含めた</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。また、民放ローカル局の意見・ニーズの反映、地域情報への接点を容易にする工夫、民放ローカル局のコンテンツが埋没しないための対応等については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p> <p>ネット配信によって地方の情報に触れる機会が少なくなる側面があるのも事実です。他方、国民の視聴スタイルの変化を踏まえれば、ネット配信に踏み出す必要があることも明らかです。協調領域として、NHK、キー局も含め関係者が協力して、御指摘の「ローカル局のコンテンツがあまたあるキー局のコンテンツに埋没することなく地域の方に確実に届く仕組み」や「配信したローカル局に一定水準の経済的なメリット」が早期</p>	無

放送コンテンツへのアクセス性、およびその一覧性が確保できる環境を整備すべき」とのインターネット配信のアクセスビリティに関するローカル局重視の姿勢を高く評価します。そのうえで「年内に設置すべきとする放送事業者、メーカー等による検討体制」「本年度から実施する実証事業」について、この検討体制と実証事業の場にローカル局が本格参加し、ローカル局のニーズを最大限反映させた内容となるよう求めます。

【石川テレビ放送株式会社】

- コネクテッド TV の普及率が 2019 年の 37.7%から 2022 年 56.8%と大きく伸びている (VR 調べ) 現状を踏まえると、放送コンテンツがコネクテッド TV 上でも視聴しやすい環境を確立することは重要な課題であると認識します。よって、既存プラットフォーム間での連携や仮想敵なプラットフォームの構築により「アクセス性」・「一覧性」を実現するため、「放送事業者、メーカー等による検討体制を年内に設置」、「実証事業を本年度から実施し、来年度を目途に、関係者の参照に資する技術仕様を策定」する検討の方向性には賛同します。ただしその先の意見として、本タスクフォースの議論のなかで南日本放送様が述べた「銀座アンテナショップ論」はローカル局の実情と懸念をまさに代弁したものだと思しますので、目指すべき「アクセス性」・「一覧性」のなかで、如何に「地域情報等」への接点を容易にできるか、若しくは容易にしていくかについて、ローカル局の意見や考え方も反映できる環境の整備を検討課題とすることを望みます。

【株式会社仙台放送】

- NHK と民放の放送コンテンツの「アクセス性」・「一覧性」が確保できる環境整備を進めることに異論はありませんが、そもそもの議論の出発点であるローカル局にとって有用な設計になるよう要望します。

【長崎放送株式会社】

- 放送コンテンツのインターネット配信の推進に関する今後の検討の方向性について、「民放ローカル局の意見も丁寧に聞きつつ」という文言を取り入れてい

に実現することを期待します。

なお、国内では、本年 9 月、公正取引委員会がニュース配信の記事使用料について独占禁止法違反のおそれがあることを指摘しました。また、イギリスでは地上テレビ放送をまとめて電子番組ガイド付きで同時配信可能なアプリの開発・実装が進められているという報道もあります。

(<https://www.fmmc.or.jp/ictg/country/news/itemid483-006759.html>)

デジタルの分野での世の中の変化は早く、時流に取り残されない検討が求められると考えます。

ただいたことに対し賛同いたします。既存プラットフォーム間での連携や仮想的なプラットフォーム構築の際にローカル局が何らかの形で関与できるような形にできるよう、総務省からの後押しに期待いたします。

【株式会社テレビ西日本】

- 放送コンテンツのアクセス性、一覧性を確保できる環境を整備することに賛同いたします。アクセス性を向上させるための環境の整備とともに、その環境の整備が、放送事業者が自社努力により戦略的に構築してきた配信プラットフォームの成長に繋がり、ひいては、ローカルコンテンツの流通が一層活発化されることを期待します。

【中部日本放送株式会社】

【株式会社CBCテレビ】

- 7月11日のヒアリングの際に意見を述べましたが、ローカル局のニュースや番組といったコンテンツは、地域の方が知りたい事や伝えるべき事に時間と予算を割いていて、一般的に多くの方がネット視聴しているドラマやバラエティ、映画といった類のコンテンツはほとんど制作されていません。ローカル局が放送コンテンツのインターネット配信の推進に積極的に取り組むには、ローカル局のコンテンツがあまたあるキー局のコンテンツに埋没することなく地域の方に確実に届く仕組みがあるのかや、配信したローカル局に一定水準の経済的なメリットがあるのか等、今後検討すべき内容が多く残っています。これがクリアできない限りローカル局がインターネット配信に積極的に乗り出していくのは厳しいと言わざるを得ません。

そういった状況で、＜検討の方向性＞において、「民放ローカル局の意見を丁寧に聞き、放送コンテンツへの＜アクセス性＞及びその＜一覧性＞が確保できる環境を整備すべき」という意見に大いに賛同致します。現状ローカル局の事業性が見えていないネット配信業務を推進するのは経営を圧迫し、現実的な選択肢ではありません。NHK プラスやTVer が国民の利便性に役立つという理由だけで推進していくことは、地方の人々が地方の情報に触れる機会が加速度的に

	<p>希薄化していくという負の側面も議論すべきではないでしょうか。ローカル局が地上波ではなく配信によって地方を豊かにするのはどうすればいいのか。ローカル局の意見に今まで以上に耳を傾けて頂きたいと思います。</p> <p>また、地域においてはCM（コマーシャル）も重要なコンテンツです。インターネット配信の分野でも仮に共通のプラットフォームで民放とNHKの二元体制を維持していくのであれば、CMの扱いをどうするのかも早急に議論すべき項目であると思われます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社テレビ大分】</p>		
238	<p>○ 放送コンテンツのネット配信の推進について、既存プラットフォーム間の連携や仮想的なプラットフォームの構築によって放送コンテンツへの「アクセス性」および「一覧性」を確保できる環境整備にあたっては、ローカル民放局のコンテンツが埋没しないように、例えば地域ごと、グルメなどのテーマごとにチャンネルを作るなど、地方の視点を重視しながら推進していただきたいと考えます。</p> <p>民放事業者にとっては、放送コンテンツのネット配信は、事業性・採算性に基づき各社が経営判断のうえ具体化する領域です。法制度によって何かしら義務が生じ、かえって経営の選択肢を狭めるような議論の進め方にならないよう要望します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社テレビ金沢】</p> <p>○ インターネット接続テレビ上での地上波放送局へのアクセス性については、視聴者への地域情報の提供という観点から、ローカル局が不利にならないよう、十分な配慮の上で精査・検討していただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社テレビ西日本】</p>	<p>民放ローカル局のコンテンツが埋没しないための対応等については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p>	無
239	<p>○ 国民・視聴者の利便性の観点から、放送コンテンツが「一覧性」「アクセス性」をもって視聴できる環境を整備すべきという指摘は重要な視点と理解します。しかし一方で、民放ビジネスは視聴態様が収益に直結する側面も大きく、今後の環境整備の議論においては民放事業者の意見を都度丁寧に聞き入れ、コンテンツ産業の健全な発展を促進するため均衡のとれたアプローチを期待します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社毎日放送】</p>	<p>今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p>	無

240	<p>○ 既存プラットフォーム間での連携や仮想的なプラットフォームの構築による、放送コンテンツへの「アクセス性」及び「一覧性」の確保に関する実証事業においては、その運用面や技術面の実現性や課題をしっかりと検証し、見極めていくことを要望いたします。</p> <p>「アクセス性」・「一覧性」の確保の在り方については、ユーザーにとってどのような形が真に望ましいか、柔軟に幅広い検討が為されるべきで、技術仕様の策定の必要性も含めて、結論ありきではなく、慎重に判断することを要望いたします。</p> <p>放送コンテンツの一覧性について、TVerを例にとると、①無料サービスのTVerと、受信料で成り立つNHKの事情の違い、②広告近接を避けたいというNHKからの要望、③データの取扱い方針の違い、など簡単には解決できない課題が山積しています。またTVerは、ローカルコンテンツの拡充に加え、CTV対応やリモコンへのTVerボタンの搭載など、ビジネス拡大への投資を続けており、こうした民間企業のビジネス戦略にも十分配慮した検討をしていただきたいと思います。</p> <p>「アクセス性」・「一覧性」の確保については、構成員が言及しているように、物理的な統合以外の手法を検討するべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社テレビ朝日ホールディングス】</p> <p>○ コネクテッド・テレビ上での表示・操作性について、実証事業を含めて検討していくことは、重要だと考えます。複数の配信プラットフォームの「一覧性」について、「NHKと民放の配信プラットフォームを統合」という飛躍した議論にならないように留意し、利用者にどのようなニーズがあるのかという観点で分析・検証していく必要があります。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社TBSテレビ】</p>	<p>今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。なお、本案においては、「既存プラットフォーム間での連携や仮想的なプラットフォームの構築により、NHKと民放の地域情報を含めた放送コンテンツへの「アクセス性」及びその「一覧性」が確保できる環境を整備すべき」としており、NHKと民放の配信プラットフォームの統合を求めたものではありません。</p>	無
241	<p>○ テレビ受像機の「アクセス性」と「一覧性」は、これまで国民・視聴者が放送コンテンツに接する際の利便性に非常に重要な役割を果たしてきました。配信事業は個社の事業領域ではありますが、インターネット時代においても同様の</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無

	<p>環境を整える事を検討する新たな体制の設置や実証事業については賛同しません。</p> <p style="text-align: center;">【関西テレビ放送株式会社】</p>		
242	<p>○ 本案には「インターネット接続テレビ上での『アクセス性』・『一覧性』確保の在り方について、放送事業者、メーカー等による検討体制を年内に設置すべき。実証事業を本年度から実施し、来年度を目途に、関係者の参照に資する技術仕様を策定すべく検討すべき。」と記載されています。NHK と民間放送事業者の地域情報を含めた放送コンテンツへの「アクセス性」及びその「一覧性」が確保できる環境を整備すべき、との指摘については、NHK と民間放送事業者に事業性の違いがある上、克服すべき技術的な課題も多く、利用者に受け入れられる形での実現は不可能と考えます。</p> <p>「一覧性のあるプラットフォームの実現」は理想的ではありますが、技術的な課題だけでなく、ユーザの利便性、事業者同士の経済合理性も考慮する必要があり、拙速な検討は避けるべきだと考えます。特に「一覧性」の実現については、コンテンツを一体どのように並べるのか、などについて十分な議論が必要です。</p> <p>また、インターネット接続テレビの「技術仕様」は情報通信の領域で検討すべきテーマであり、専門性が高く、関連する技術の進歩も非常に速いと考えられます。放送制度の在り方を検討するこの場で期限を切って早急に議論すれば、さらなるガラパゴス化を招き、日本の動画サービスが一段と競争力を失うことになりかねません。さらに、慎重な検討を経ずに技術仕様を取りまとめることは、民間の事業者の裁量や創意工夫の余地を狭めることにならないか、懸念をぬぐえません。拙速にならない進め方をさせていただくよう希望します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社テレビ東京ホールディングス】</p>	<p>今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p>	無
243	<p>○ ローカル局の経営を長年支えてきた【県域免許制度】と【キー局系列局体制】ですが、【インターネットによる放送コンテンツの域外配信】が経営上の大きなテーマになり、従前より弊社はローカル局にとって「この3つは鼎立せず経営環境のトリレンマである」と認識してきました。</p> <p>このうち放送コンテンツの域外配信はローカルコンテンツも含めていま急速</p>	<p>今回、本タスクフォースでは、テレビ大分と南日本放送からいただいたプレゼンテーションも踏まえ、御指摘のローカルコンテンツの域外における事業採算性やローカル局の経営への危機感等について共用します。今後検討を進めていく上での参考として承ります。</p>	無

	<p>に進展・拡大し始めており、弊社も「インターネットの社会的（インターネットを社会全体が受け入れる）費用を負担する」立場から主にニュース配信を、また、観光誘客等の地域貢献と新たな収益を得る目的で放送番組および番組関連コンテンツを域外配信しております。しかしながら、このローカルコンテンツの域外配信の事業採算性に関しては、弊社は、どのような観点で？どれくらいのタイムスパンで押し量れば良いのか？パートナーとしてのPFの理想像は？等々、まだまだ評価軸そのものを模索している段階です。</p> <p>他方、今まで県域免許制度によって培ってきた社会的使命・責任そのものが果たせなくなって、都市部と地方との格差拡大が強まるのではないかとこの危惧は依然として否定しがたい通奏低音であり、いまローカル局の経営はタイムレースに追い込まれつつあるのではないかと受け止めます。</p> <p>このため、「放送全体」という大きくて新たな視座を起点に、「既存プラットフォーム間の連携や仮想的なプラットフォームの構築によって放送コンテンツへの『アクセス性』および『一覧性』を確保する実証事業」には注目しており、ローカル局の経営環境トリレンマを打開する理想像を探る上で、その成果に大いに期待したく思います。</p> <p style="text-align: right;">【福井放送株式会社】</p>		
244	<p>○ &lt;検討の方向性&gt;「既存プラットフォーム間での連携や仮想的なプラットフォームの構築」の文言について</p> <p>賛同します。プラットフォームという形態に限らず、ポータルのような緩やかな形式でユーザーインターフェースを確保することが、利便性を高めると考えます。また、インターフェースの事業主体についても、継続的な運営を確保するための方法論を合わせて検討すべきです。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ワイズ・メディア】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。また、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p>	無
245	<p>○ &lt;検討の方向性&gt;「インターネット接続テレビ上での（中略）技術仕様を策定すべく検討すべき」の文言について</p> <p>技術仕様に加えて、支援策もあわせて検討すべきです。コネクテッドテレビやインターネット配信をテレビ上で可能とするドングルについて、国内放送番</p>	<p>今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p>	無

	<p>組に関するプロミネンスの要素を前提に、製造販売する事業者に対する支援が可能か検討を進めることが必要だと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社ワイズ・メディア】</p>		
246	<p>○ 4、NHK と民放について</p> <p>・日本におけるコンテンツの蓄積は、国民からの受信料に支えられた NHK がダントツに多く、これは、全民放の映像ストックを合わせた量に近いのではないかと考える。また、(放送先が無い為か)再放送されることなく、次々とコンテンツが作られている。また IP 化においては、TVer があるものの、民放各社も別にチャンネルを持ち、また巨大組織である NHK ももち更に充実化させようとしている。国内のみで見ると、NHK と民放が、日本という小さな市場で争っている(井の中の蛙)ように見えるが、海外もふくめて見ると、Amazon、Netflix、 など巨大企業があり、これら企業と争うことになる。この競争状態を考えた場合に、放送局単独で IP 放送を持つことは得策でない。また過去の多大なコンテンツの蓄積を活かしてなく、未来を見据えた変化が期待される。(コンテンツストックの活用、IP 放送の PF の共通化など)</p> <p style="text-align: right;">【個人 27】</p>	今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無
<b>(4) 衛星放送の放送ネットワークインフラの効率化</b>			
247	<p>○ インターネット配信とCTVの普及等によって衛星放送事業者の経営は厳しさを増しており、固定費(トラポンコスト)低廉化は喫緊の課題になりつつあります。</p> <p>「衛星放送の質の確保とコストの抑制の両立を図るため、共同衛星、管制の在り方等について、株式会社放送衛星システム(B-SAT)、スカパーJSAT 株式会社等の関係者からなる検討の場を早急に設置すべき。」という本案に賛同します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社MBSメディアホールディングス】</p> <p>○ 「共同衛星、管制の在り方等について、B-SATとスカパーJSAT等の関係者からなる検討の場を早急に設置すべき」という提案に賛同します。今後、放送事業者などステークホルダーが納得する経済合理性を前提に議論が進むことを期待します。</p>	本案に対する賛同の御意見として承ります。	無

	<b>【株式会社フジ・メディア・ホールディングス】</b> <b>【株式会社フジテレビジョン】</b>		
248	<p>○ 本家で、「共同衛星、管制の在り方等について、株式会社衛星システム（B-SAT）、スカパーJSAT株式会社等の関係者からなる検討の場を早急に設置すべき」と提言したことに賛同します。国内外の動画配信サービスの急進展により、とりわけ衛星放送を取り巻く環境は厳しさを増しています。総務省においては、衛星利用料等の固定費の低廉化に向けて支援していただくよう要望します。</p> <p>若年層を中心に4K放送をはじめ衛星放送への関心が薄れないよう、当社グループは高品質で魅力ある番組の充実・強化に取り組んでいますが、民間企業として収益性が求められます。衛星放送業界全体の発展のためにも、総務省においては適正な支援施策を実施するよう求めます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ東京ホールディングス】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、本案では、本検討会の下で新たにワーキンググループを開催し、インフラコストの低廉化に資するハード設備の在り方等について議論することとされています。</p>	無
<b>(5) 国際発信の強化</b>			
249	<p>○ 衛星国際放送以外にインターネット配信でも海外発信を強化するにあたり、特にローカル放送事業者のコンテンツ発信力を強化することは、日本の地域ごとの魅力・多様性を海外へ伝える事につながり、日本に対する理解促進とインバウンド強化にも貢献します。ローカルコンテンツの国際発信強化のための各種助成制度、補助の拡充を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【札幌テレビ放送株式会社】</p>	<p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	無
250	<p>○ 財源の在り方（中略）を含め、それら課題や課題解決方策について検討を行う場を早急に設置すべき</p> <p>賛同します。NHK国際放送については、民放含め国内放送番組を海外に発信するプラットフォームとして活用すべく、課金や広告収入など幅広い財源確保を可能とするよう検討を進めるとともに、国内スポーツの主要試合など在外邦人に特に要望が強い番組であれば、要請放送に準ずる扱いで交付金が使えないか検討すべきだと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ワイズ・メディア】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。また、今後検討を進めていく上での参考として承ります。</p>	無